

第3期 今帰仁村

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

沖縄県 今帰仁村

はじめに

こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来のわが国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠です。少子高齢化が急速に進む中、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化など、祖父母や近隣の住民等から子育てに対する助言、支援及び協力を得ることが困難な状況になっており、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。



子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、企業等地域社会全体で相互に協力し「こどもの最善の利益」を実現するとしています。

本村においても、国の基本指針を踏まえ、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の充実に向け「第1期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」、「第2期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた「第3期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定いたしました。

本計画の理念である「ゆたかな自然と地域に包まれて こどもが健やかに育まれる今帰仁村～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して～」の実現に向けて、計画の着実な推進と支援の充実に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力いただきました「今帰仁村子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「パブリックコメント」などに御協力頂きました村民の皆様には心からお礼申し上げます。

令和7年3月

今帰仁村長 久田 浩也

目次

第1章 計画策定にあたって

1.計画策定の背景と趣旨	1
2.第3期計画のポイント	1
3.計画の性格	3
4.計画の位置づけ	3
5.計画期間	4
6.計画策定体制	4

第2章 今帰仁村の子育てを取り巻く環境

1.人口・世帯の状況	5
2.少子化の状況	11
3.母子保健に関する状況	16
4.アンケート調査結果概要	19
5.現行計画評価	35
6.現状・課題の整理	42

第3章 計画の基本理念、基本目標

1.基本理念	53
2.計画の視点	54
3.施策体系	56

第4章 施策の展開

1.ライフステージ別の重要施策	57
2.ライフステージを通じた重要施策	63

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1.教育・保育提供区域の設定	79
2.教育・保育の量の見込み	80
3.地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	83
4.子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進等	90
5.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	90

第6章 推進体制

1.計画の進捗管理・評価方法	91
2.計画の進捗状況の公表	91
3.関係機関との連携強化	91

参考資料

1.今帰仁村子ども・子育て会議条例	93
2.今帰仁村子ども・子育て会議委員名簿	95
3.用語解説	96

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化するなか、国においては、2012(平成24)年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、本村では2015(平成27)年3月に「第1期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援を推進してきました。

こうした中、国は、2016(平成28)年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、待機児童解消に向けた取り組みを加速化させました。

また、放課後児童対策として2019(令和元)年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進しているほか、子育て世帯の負担軽減として、2019(令和元)年10月から幼児教育・保育の無償化、2023(令和5)年4月には、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設しました。

本村においては、こどもが健やかにほぐまれ、安心して子育てできる環境整備を推進することを目的として、2020(令和2)年3月に「第2期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2期計画期間が2024(令和6)年度で満了を迎えることから、国の動向や本村の実情を踏まえた新たな「第3期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画(以下、第3期計画)」を策定します。

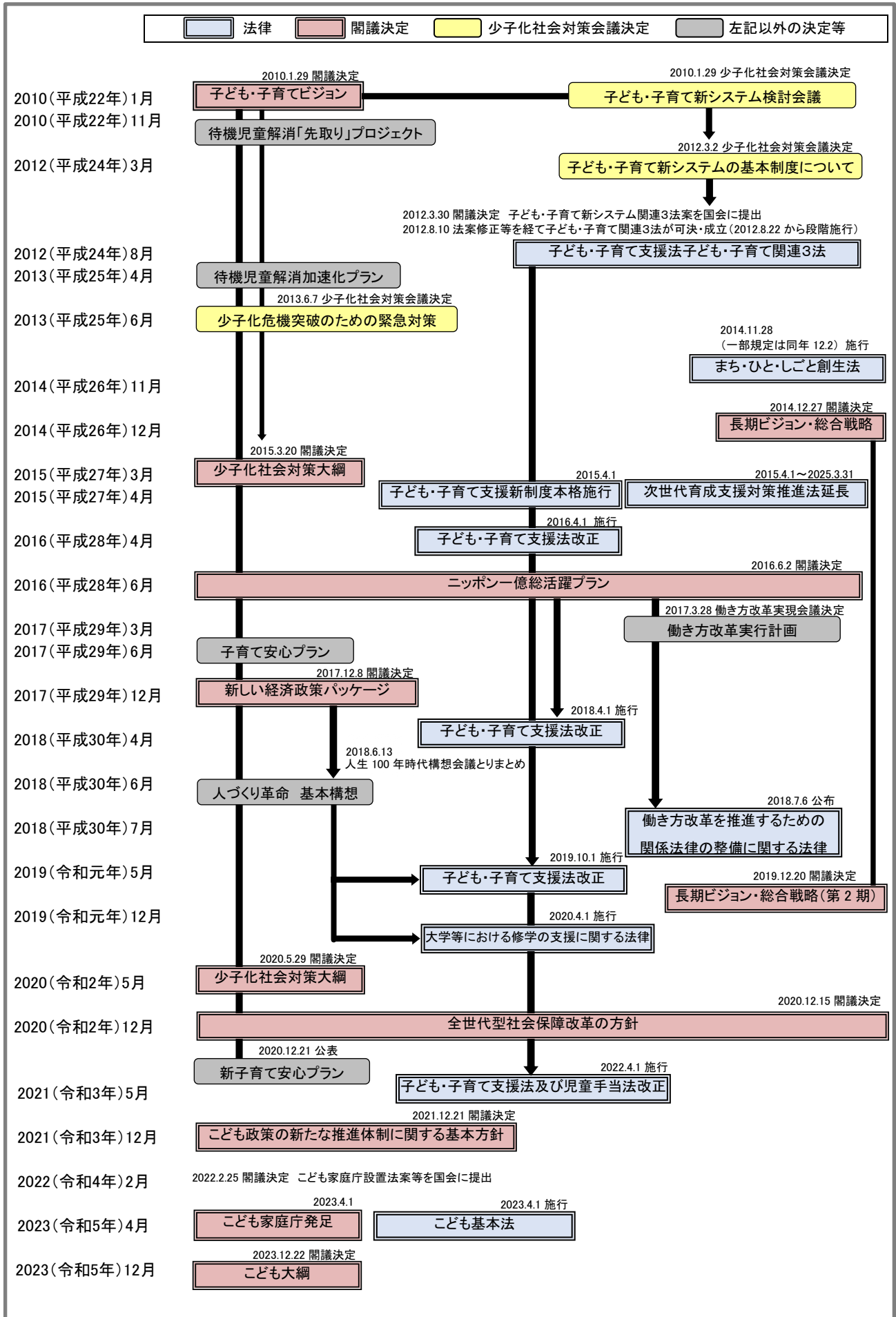
2. 第3期計画のポイント

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

1. 家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
4. その他所要の改正 →基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

これまでの少子化対策



3. 計画の性格

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

なお、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」についても、本計画に内包するものとします。

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）】

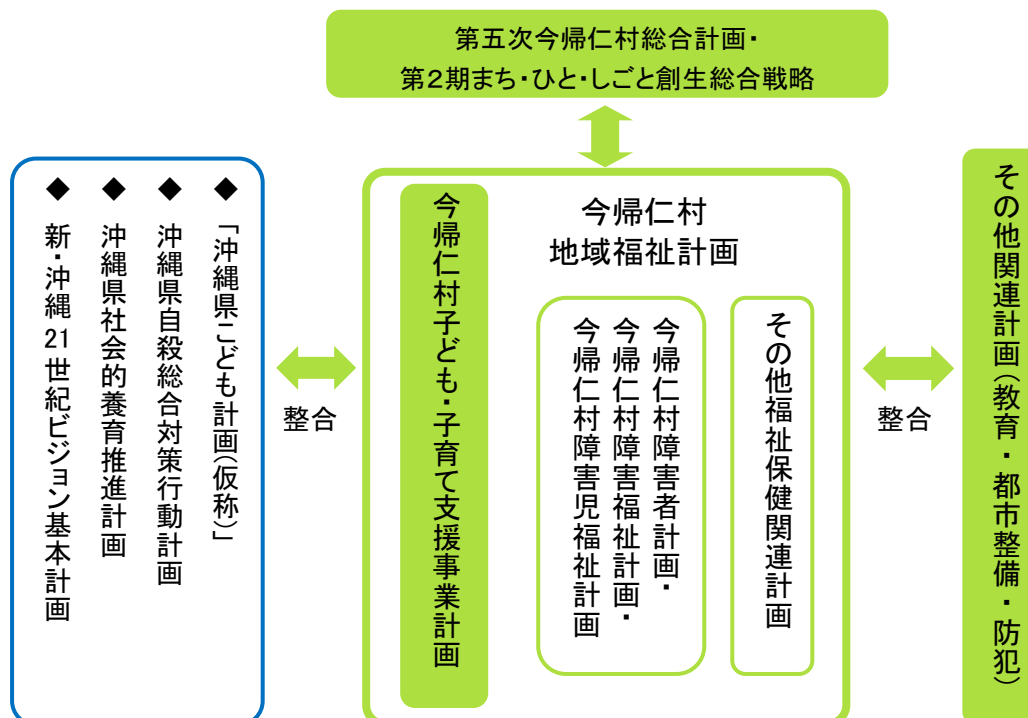
- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（任意記載事項）】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4. 計画の位置づけ

本計画は、本村のむらづくりの最上位計画である「第五次今帰仁村総合計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「今帰仁村第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」などの関連計画及び沖縄県の関連計画と整合性を図り、策定するものです。



5. 計画期間

本計画の期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行ない、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画									
					第3期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画				
							中間 見直し		計画 見直し

6. 計画策定体制

(1) 今帰仁村子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に村民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「今帰仁村子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があるため、村内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯、小学校児童（小学1年生～6年生）のいる世帯を対象に、その量的及び質的なニーズを把握するため、子育てに関するアンケート調査を実施しました。

また、こどもの生活状況に係る福祉や教育の方向性を検討するため、村内の小学5年生、中学2年生及び中学2年生保護者を対象に、こどもの生活状況調査を実施しました。

◆調査期間：子育てに関する調査 令和6年2月5日～令和6年2月29日

こどもの生活状況に関する調査 令和6年9月17日～令和6年10月4日

◆調査方法：郵送・施設及び学校配布、郵送・施設及び学校回収

◆回収状況

調査内容	対象者	配布数	回答数	回答率
子育てに関する調査	就学前児童の保護者	355	150	42.3%
	小学生の保護者	440	195	44.3%
こどもの生活状況に関する調査	小学5年生	103	81	78.6%
	中学2年生	94	54	57.4%
	中学2年生の保護者	94	56	59.6%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く村民の皆さんから意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間：令和7年1月23日～令和7年2月5日

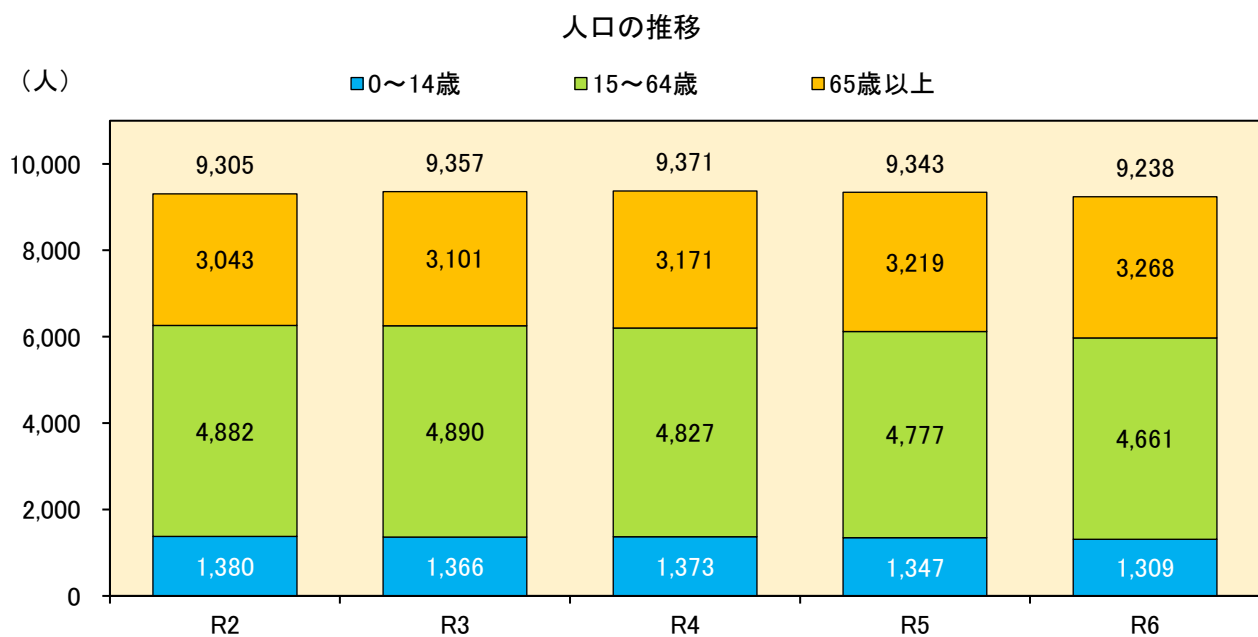
第2章 今帰仁村の子育てを取り巻く環境

1.人口・世帯の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本村の人口実績は、令和2年の9,305人から令和4年の9,371人まで増加傾向で推移し、その後は令和6年まで年々減少しています。

年齢3区分別の内訳をみると、年少人口（0～14歳）が令和5年から減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しています。



	実績				
	R2	R3	R4	R5	R6
0～14歳(人)	1,380	1,366	1,373	1,347	1,309
15～64歳(人)	4,882	4,890	4,827	4,777	4,661
65歳以上(人)	3,043	3,101	3,171	3,219	3,268
総人口(人)	9,305	9,357	9,371	9,343	9,238

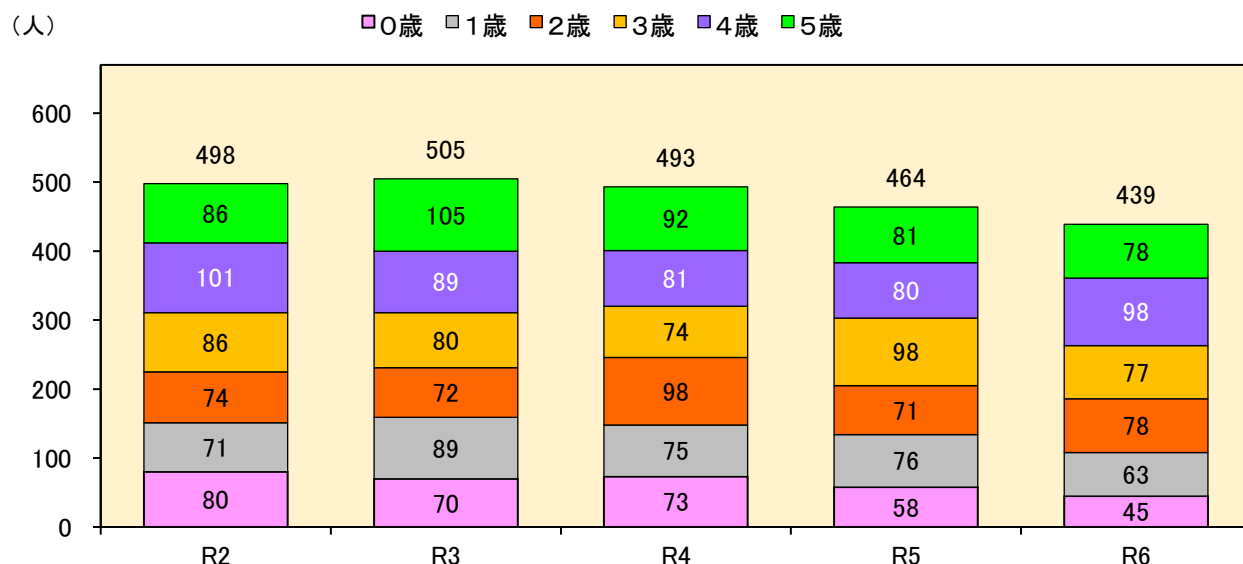
資料：令和2～6年：住民基本台帳（3月末日現在）

(2) 児童人口の推移

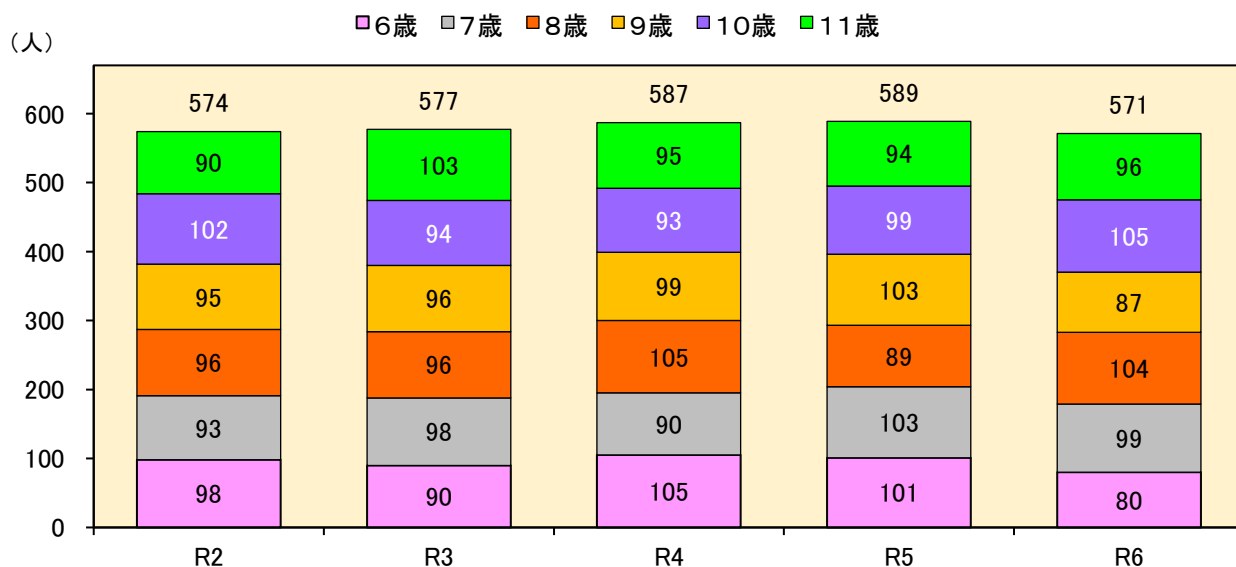
本村の児童人口を就学前児童(0~5歳)、就学児童(6~11歳)で見ると、就学前児童人口は、令和3年の505人から令和6年には439人と減少しており、0歳児は令和6年には50人を割り込んでいます。

就学児童人口は、令和2年から令和5年までは年々増加していましたが、令和6年は減少し571人となっています。

就学前児童人口の推移



就学児童人口の推移



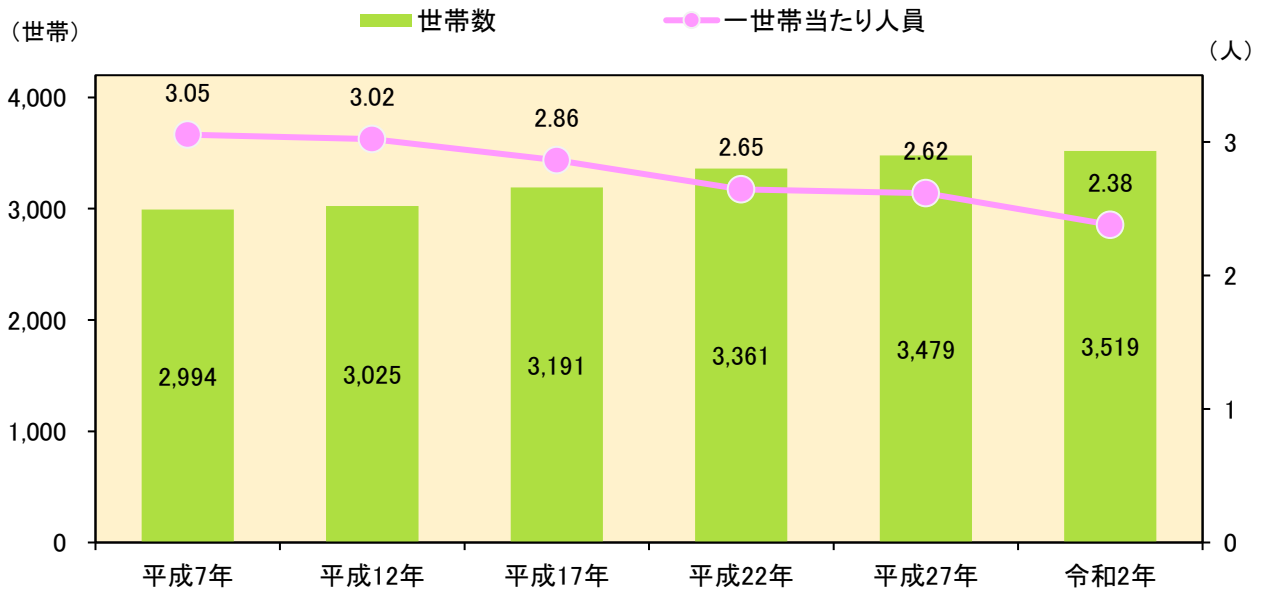
資料：令和2~6年：住民基本台帳(3月末日現在)

(3) 世帯数・世帯人口の動向

本村の世帯数は平成7年の2,994世帯から増加傾向で推移しており、令和2年の世帯数は3,519世帯となっています。

一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成7年の3.05人から令和2年には2.38人となっており、核家族化が進んでいます。

今帰仁村：世帯動向の推移



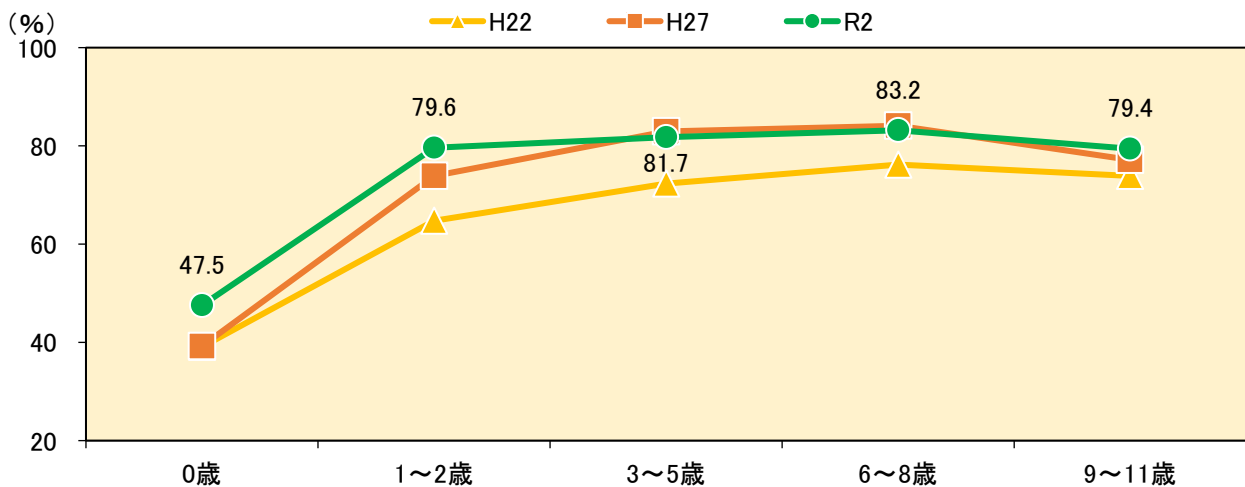
資料：国勢調査

(4) 共働き夫婦の割合

令和2年の本村の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、「6～8歳」までは末子の年齢が上がるにつれ共働きの割合が高くなる傾向にあり、末子が1歳以上の夫婦の約80%が共働きとなっています。

平成22年から令和2年の共働き夫婦の割合の推移をみると、平成27年は0歳を除いて、平成22年より共働き夫婦の割合は上がっていましたが、令和2年においては、3歳以上では平成27年とほぼ同等の割合となっています。

今帰仁村：末子の年齢別共働き夫婦の割合



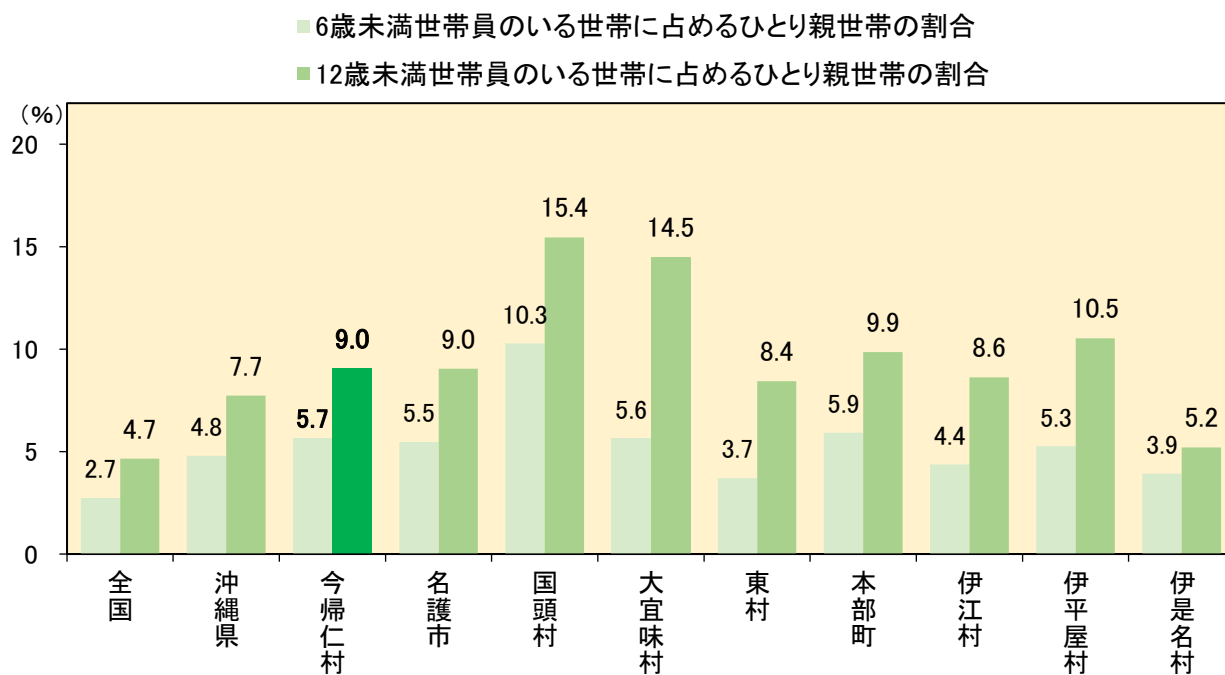
資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の割合

令和2年の本村のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯では5.7%、12歳未満世帯員のいる世帯では9.0%となっています。

北部保健所管内では、本村は平均的な割合となっており、国や県より高くなっています。

6歳未満・12歳未満世帯員のいる世帯に占めるひとり親世帯の割合

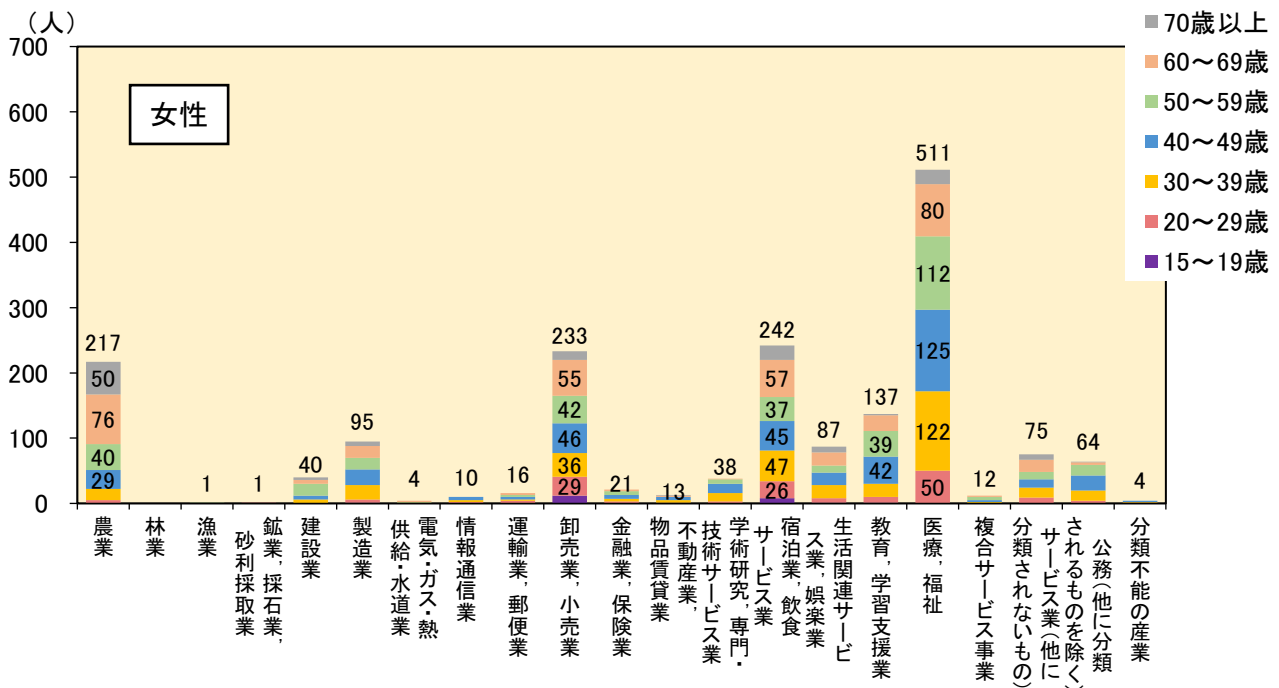
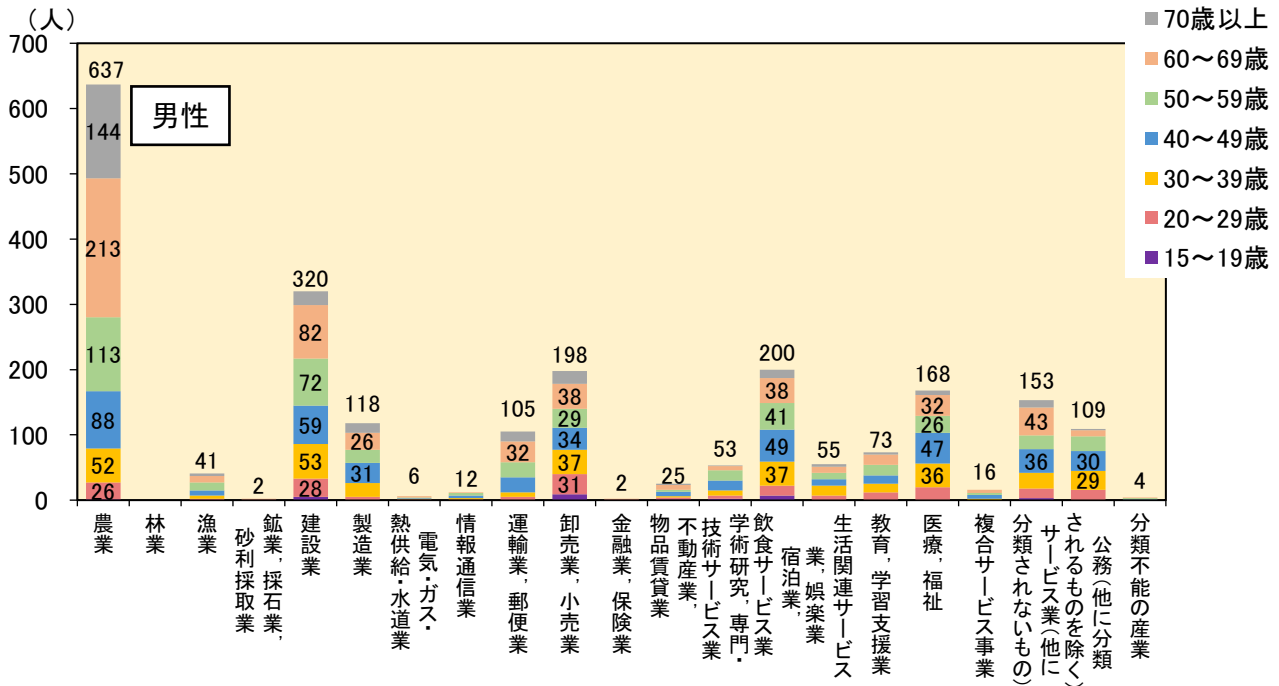


資料：国勢調査

(6) 就労の状況

本村の令和2年の就業者人口は、男性2,297人、女性1,821人となっています。産業分類別男女就業者数をみると、男性は「農業」が637人と最も多く、次いで「建設業」の320人、女性は「医療・福祉」が511人と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の242人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成(今帰仁村 令和2年)



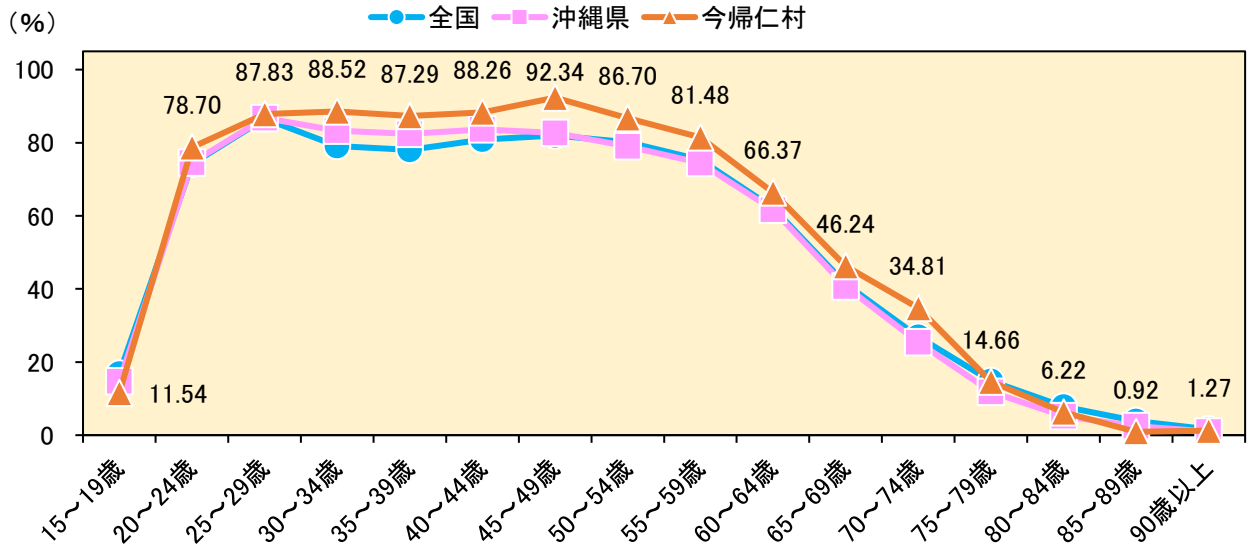
資料:国勢調査

(7) 女性の労働力率

本村の令和2年の女性の年齢階級別労働力率をみると、ほとんどの年齢層において国・県より高い水準となっており、M字カーブ（結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び動きだすことから、アルファベットのMのような形に見えること）の底は国や県よりも浅くなっています。

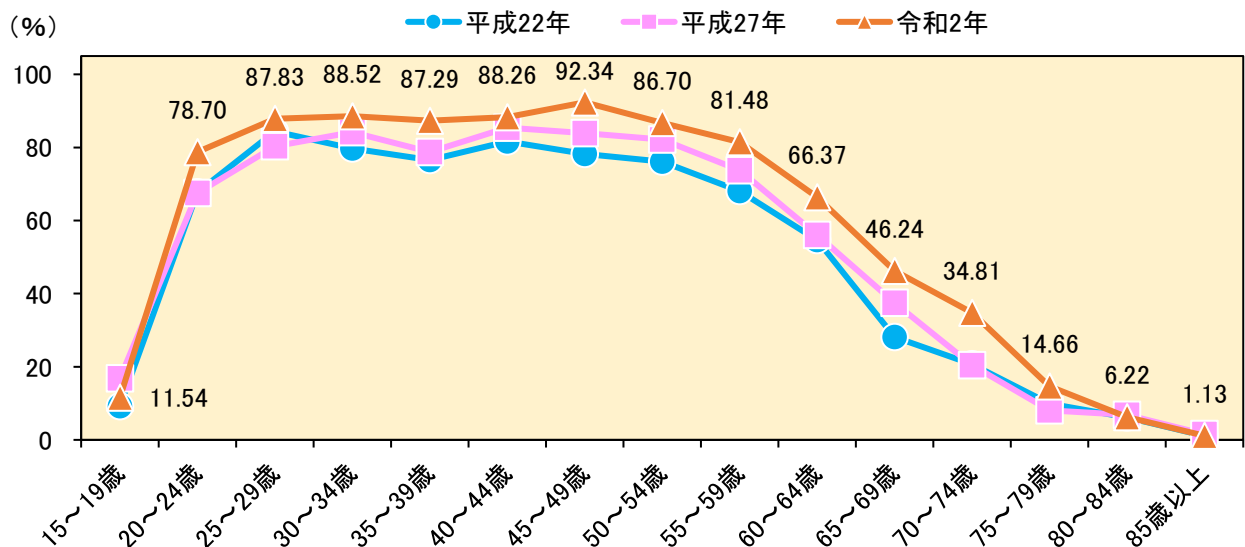
また、平成22年から令和2年の本村の女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、女性の労働力は高くなっています。

女性の年齢階級別労働力率 国・県との比較(令和2年)



資料:国勢調査

女性の年齢階級別労働力率 推移



資料:国勢調査

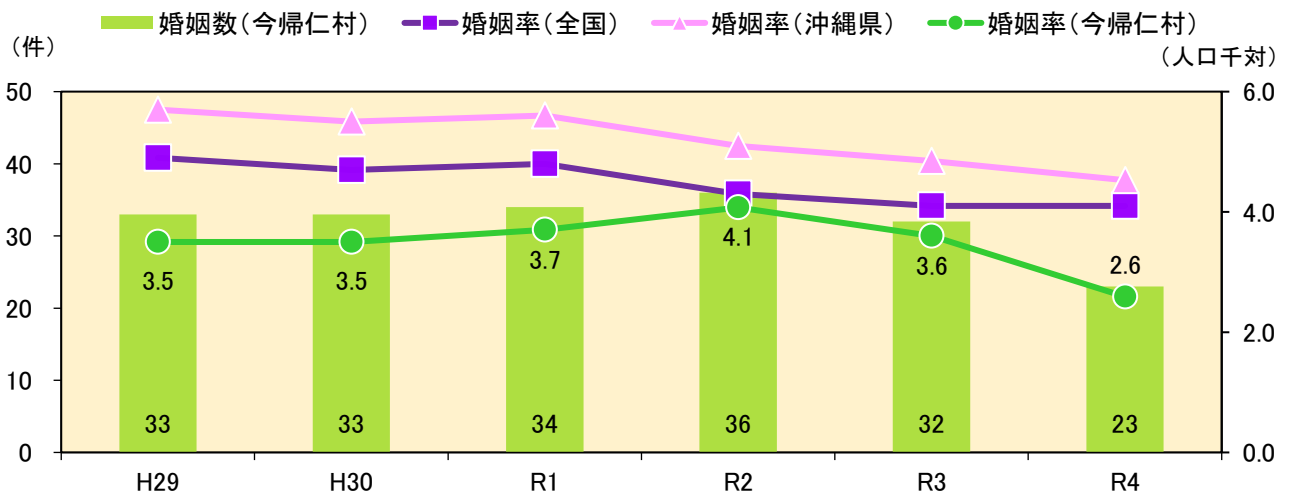
2. 少子化の状況

(1) 婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移

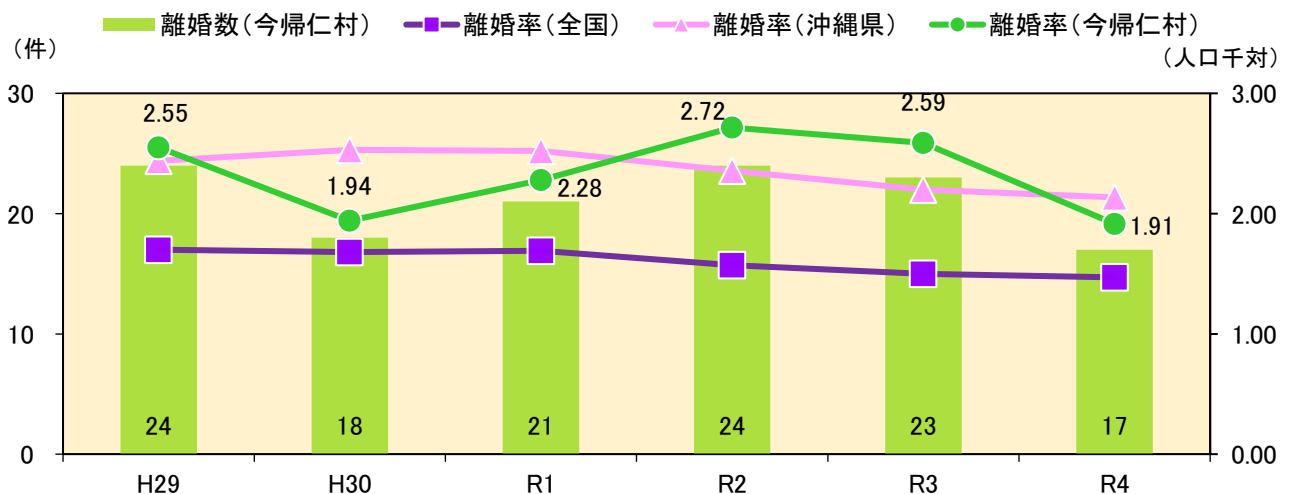
本村の婚姻数は、令和2年の36件から年々減少しており、令和4年には23件となっています。婚姻率は、国や県より低い水準で推移しています。

また、離婚数は、平成29年の24件から増減を繰り返しており、令和4年には17件となっています。離婚率をみると、平成29年、令和2年、令和3年は国や県を上回っていましたが、令和4年には1.91と県より低く、国より高い水準となっています。

婚姻数・婚姻率の推移



離婚数・離婚率の推移

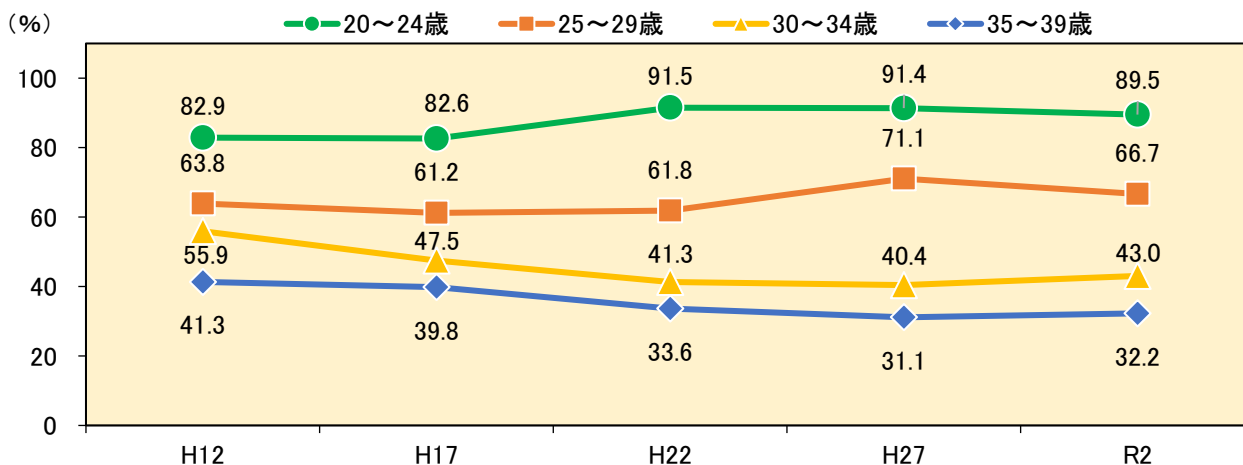


資料:人口動態総覧

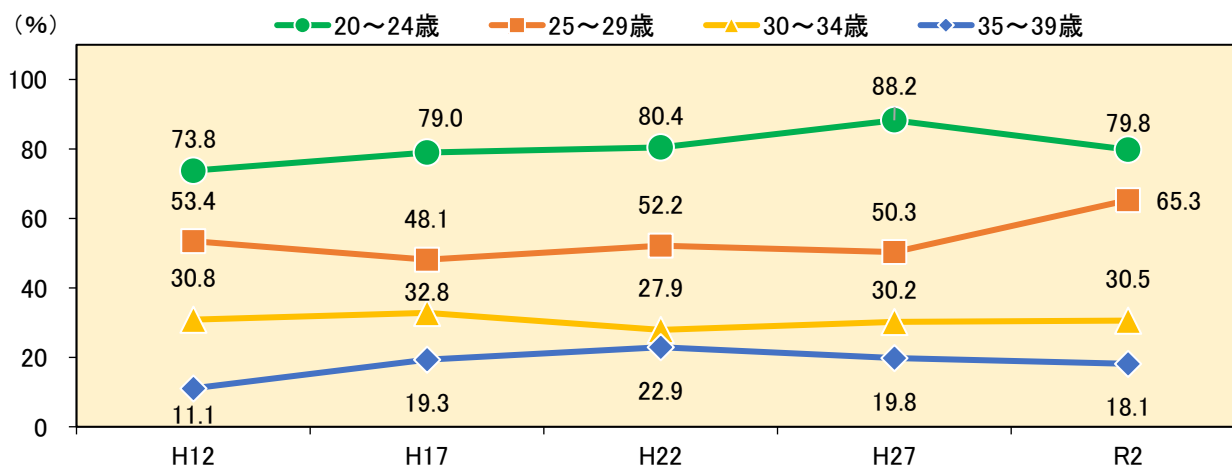
(2) 未婚率の推移

本村の年齢5歳階級別未婚率の推移(平成12年～令和2年)をみると、男性の未婚率は経年による大きな変化は見られません。女性の未婚率をみると、「25～29歳」の未婚率が、平成27年の50.3%までは横ばいに推移しているものの、令和2年には65.3%と15ポイント増となっています。

男性の未婚率の推移



女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

(3) 出生数の推移

本村における出生数は、令和元年の85人から年々減少し、令和4年には56人となっています。

同様に、本村の出生率は、令和元年の9.2から年々下がっており、令和4年には6.3となっています。また、令和元年から令和3年までは国を上回っていましたが、令和4年は国と同じ水準となっています。

今帰仁村

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	66	85	72	68	56
出生率(人/人口千人)	7.1	9.2	8.1	7.6	6.3

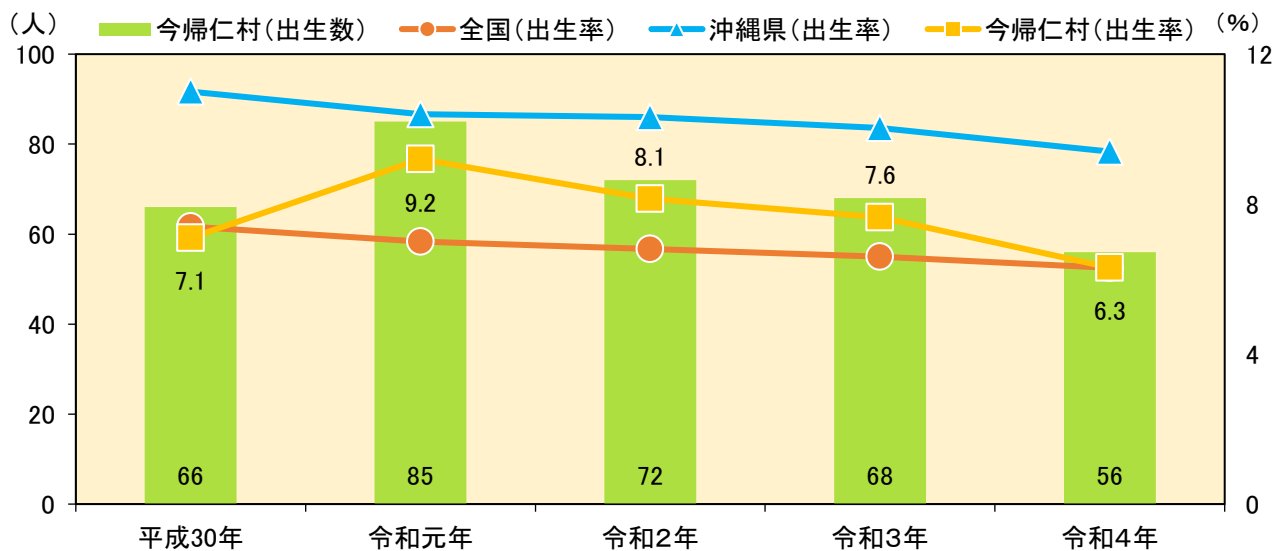
沖縄県

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	15,732	14,902	14,943	14,535	13,594
出生率(人/人口千人)	11.0	10.4	10.3	10.0	9.4

全国

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率(人/人口千人)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

出生数・出生率の推移



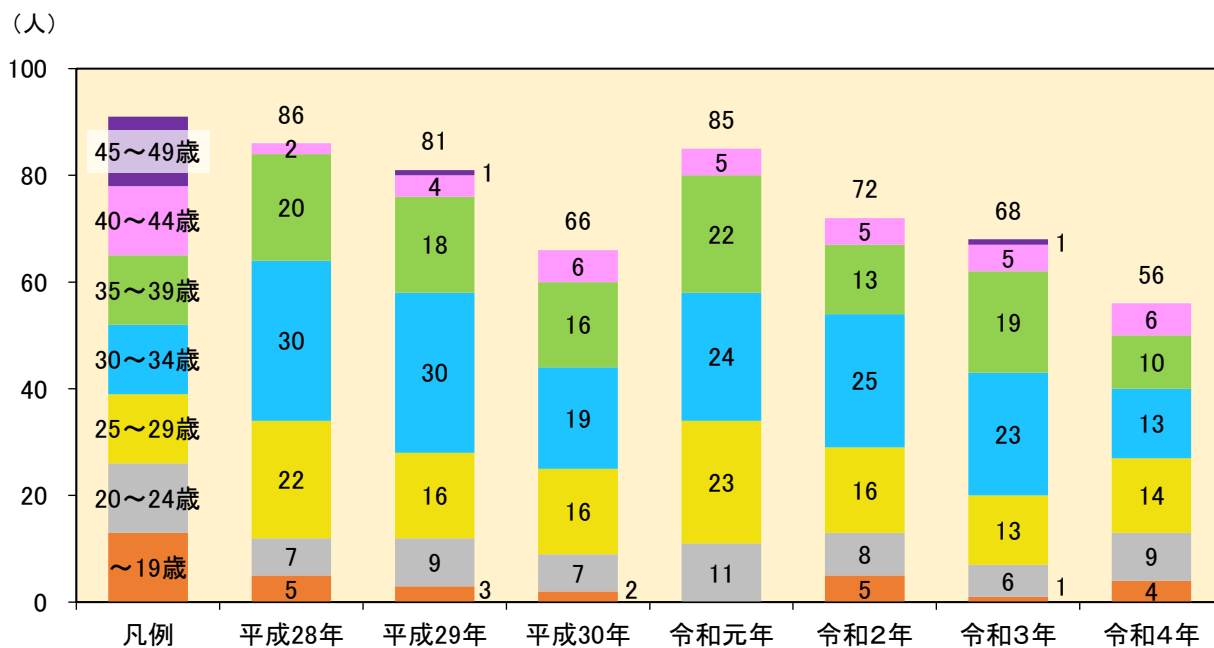
資料:人口動態総覧

(4) 母親の年齢階級別出生数

令和4年の本村の母親の年齢階級別出生数をみると、出生数全体のうち「25～29歳」の母親の出産する割合が高く、令和4年全体の25%を占めています。

母親の年齢階級別出生数の推移をみると、特に30代の母親の出産する数が減少傾向にあります。

母親の年齢階級別出生割合の推移

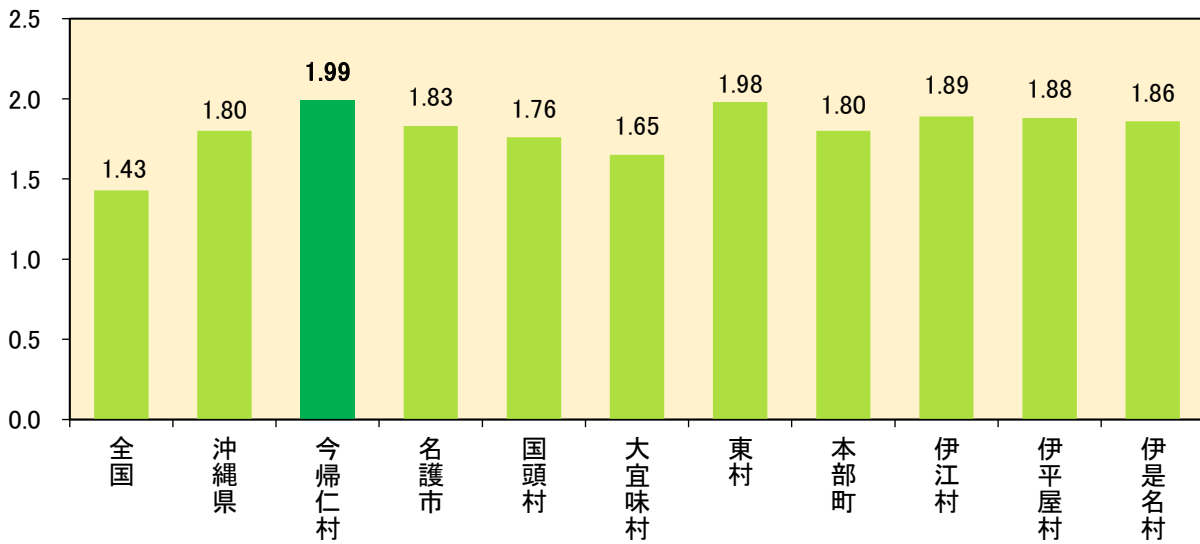


資料:人口動態調査 人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

平成30年から令和4年の本村の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数に相当する）は、1.99となっており、国や県より高くなっています。また、北部保健所管内では、最も高い水準となっています。

合計特殊出生率の比較（平成30年～令和4年）

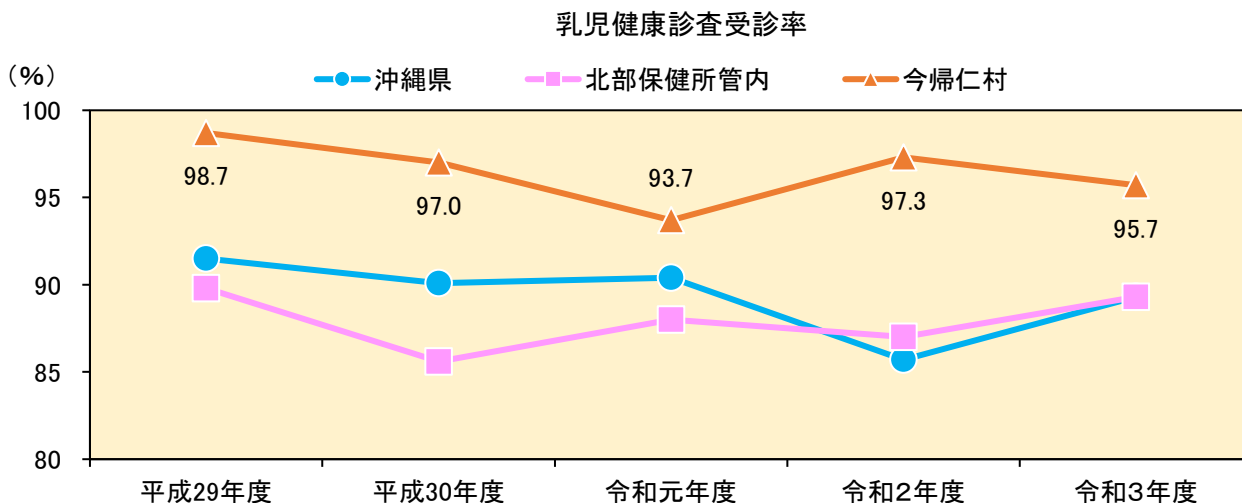


資料：人口動態統計特殊報告

3.母子保健に関する状況

(1) 乳児(3~5か月児)健康診査受診率

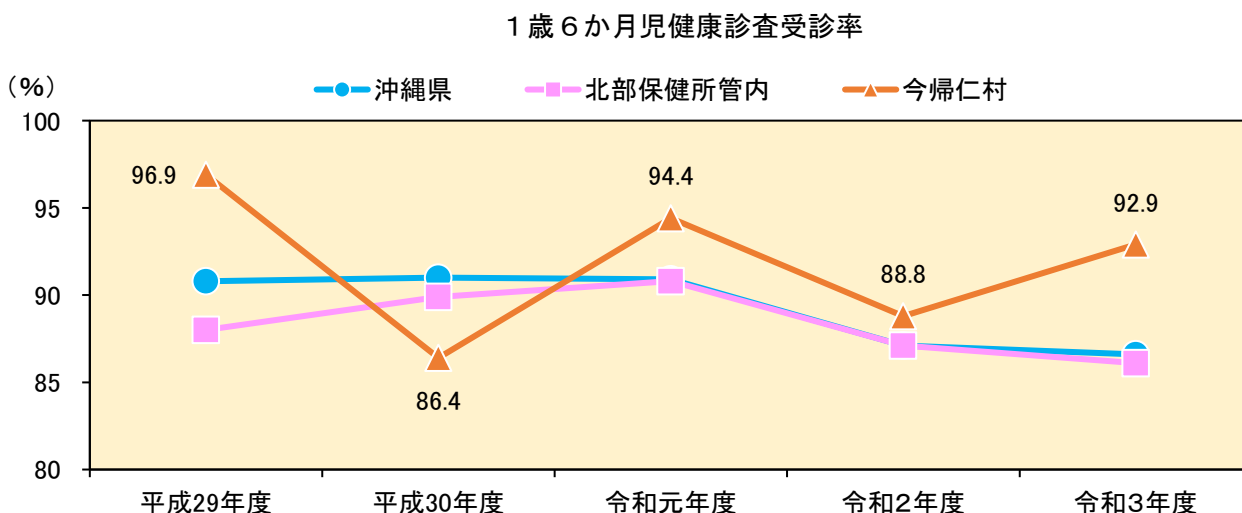
本村における乳児(3~5か月児)健康診査受診率は、令和元年度に93.7%に下がりましたが、その後上昇し、令和3年度には95.7%となっており、県や北部保健所管内より高くなっています。



資料:沖縄県の母子保健

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

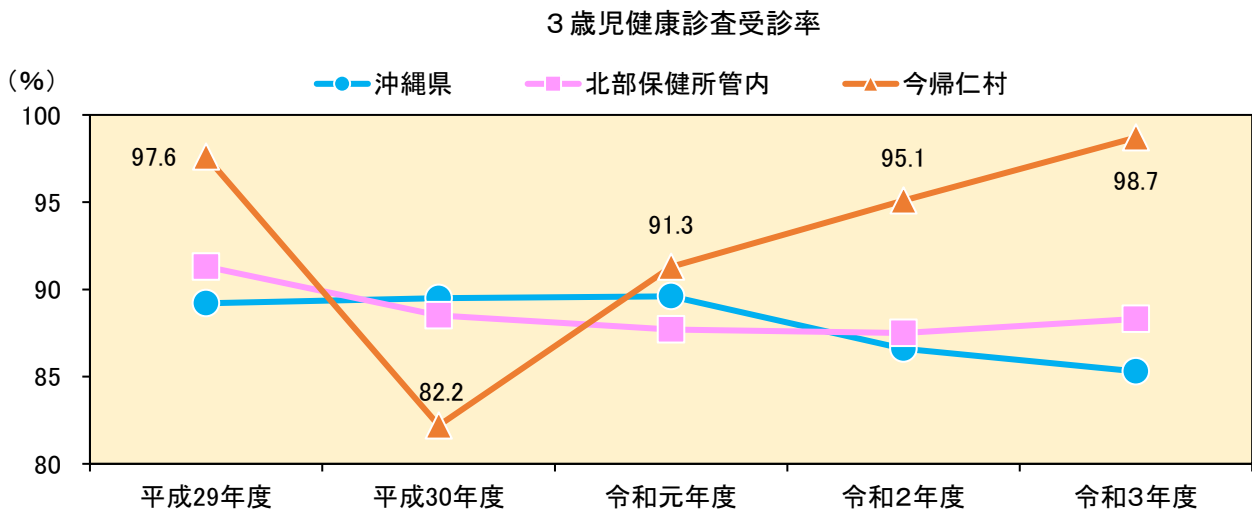
本村における1歳6か月児健康診査受診率は、平成29年度の96.9%から上昇と下降を繰り返しながら推移しており、令和3年度には92.9%と県や北部保健所管内より高くなっています。



資料:沖縄県の母子保健

(3) 3歳児健康診査受診率

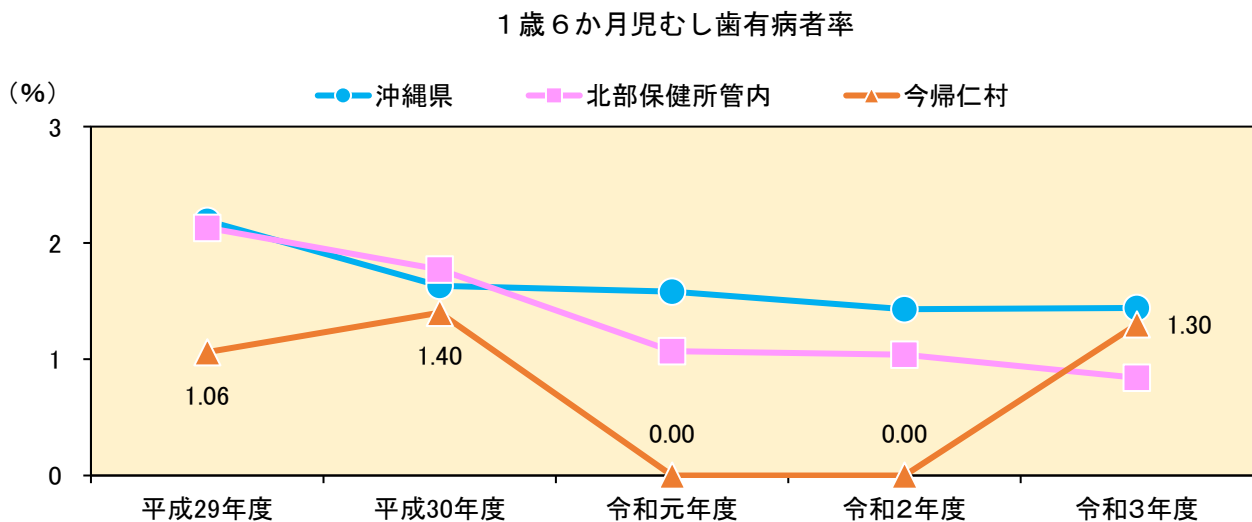
本村における3歳児健康診査受診率は、平成29年度の97.6%から平成30年度には82.2%に下がりましたが、その後上昇傾向で推移し、令和3年度には98.7%と県や北部保健所管内より高くなっています。



資料:沖縄県の母子保健

(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

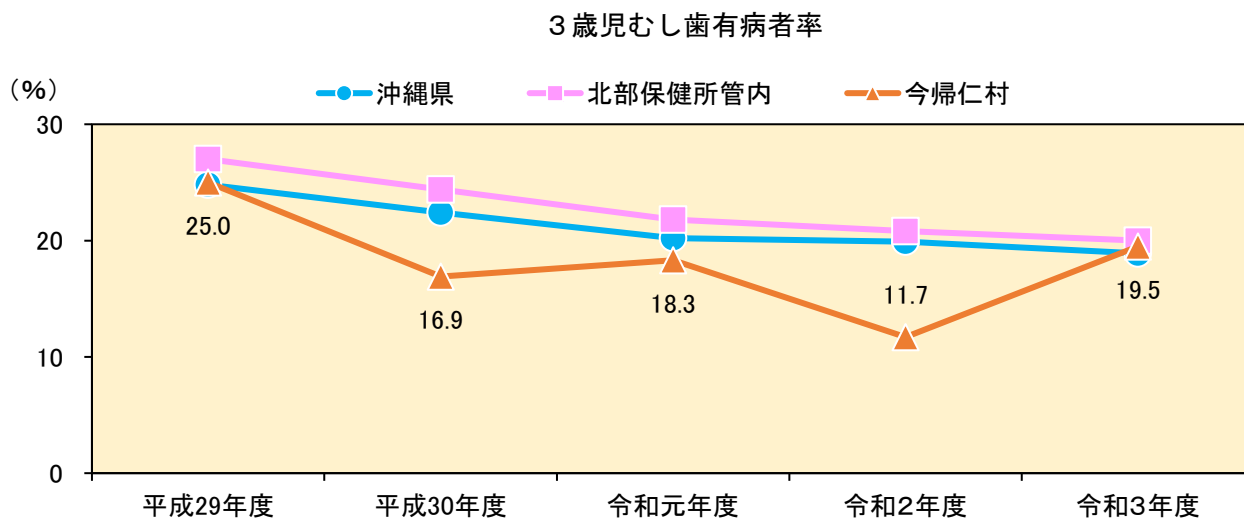
本村における1歳6か月児むし歯有病者率は、令和元年度、令和2年度は0%でしたが、令和3年度には1.30%となっています。



資料:沖縄県の母子保健

(5) 3歳児むし歯有病者率

本村における3歳児むし歯有病者率は、平成29年度の25.0%から令和2年度には11.7%まで下がりましたが、令和3年度に上昇し19.5%となっています。



資料:沖縄県の母子保健

4. アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

① 調査目的

本計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、こども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

② 実施概要

子育てに関するアンケート調査の概要

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	村内に在住する 就学前児童(0～5歳児)の保護者	村内に在住する 小学1～6年生の保護者
調査方法	郵送配布・施設や学校配布、郵送回収・施設や学校回収	
配布数	355	440
有効回収数 (有効回収率)	150 (42.25%)	195 (44.32%)
調査期間	令和6年2月5日～令和6年2月29日	

こどもの生活状況調査の概要

	こども・若者		保護者
調査対象者	村内に在住する 小学5年生	村内に在住する 中学2年生	中学2年生 保護者
調査方法	学校配布、学校回収		
配布数	103	94	94
有効回収数 (有効回収率)	81 (78.6%)	54 (57.4%)	56 (59.6%)
調査期間	令和6年9月17日～令和6年10月4日		

③ 結果の比較

調査結果の比較において、沖縄県調査結果を参考に掲載している場合があります。

- ・令和3年度沖縄子ども調査報告書：「2021 沖縄」「2021 年沖縄県調査」
- ・令和5年度沖縄子ども調査(0～17歳)：「2023 沖縄」「2023 年沖縄県調査」

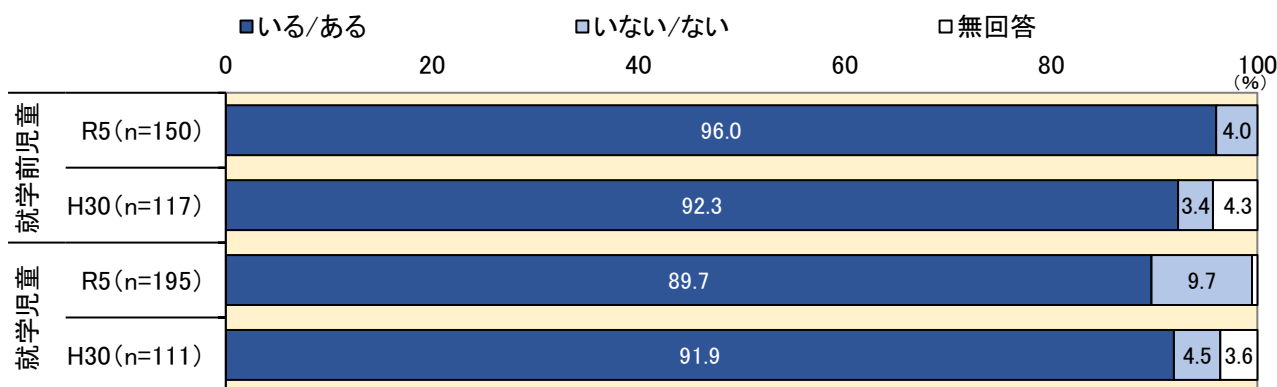
(2) 子育てに関するアンケート調査結果

① 子育ての環境について

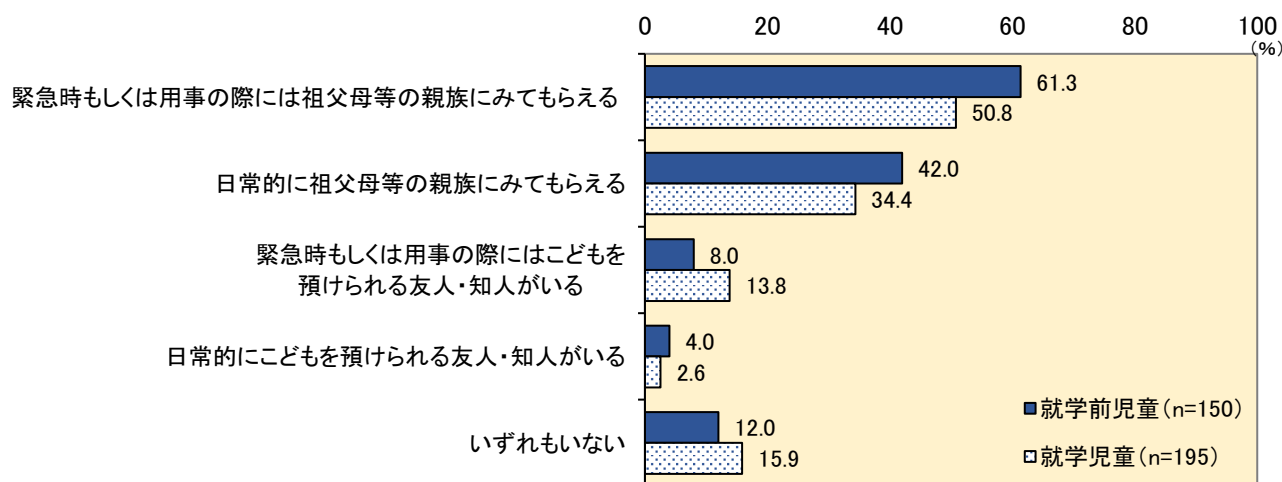
子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無では、「いない/ない」が就学前児童では4.0%、就学児童では9.7%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童、就学児童ともに「いない/ない」の割合が高くなっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で61.3%、就学児童で50.8%と最も高くなっています。一方で、「いずれもない」が就学前児童で12.0%、就学児童で15.9%となっています。

気軽に相談できる人や場所の有無(前回調査との比較)



日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について



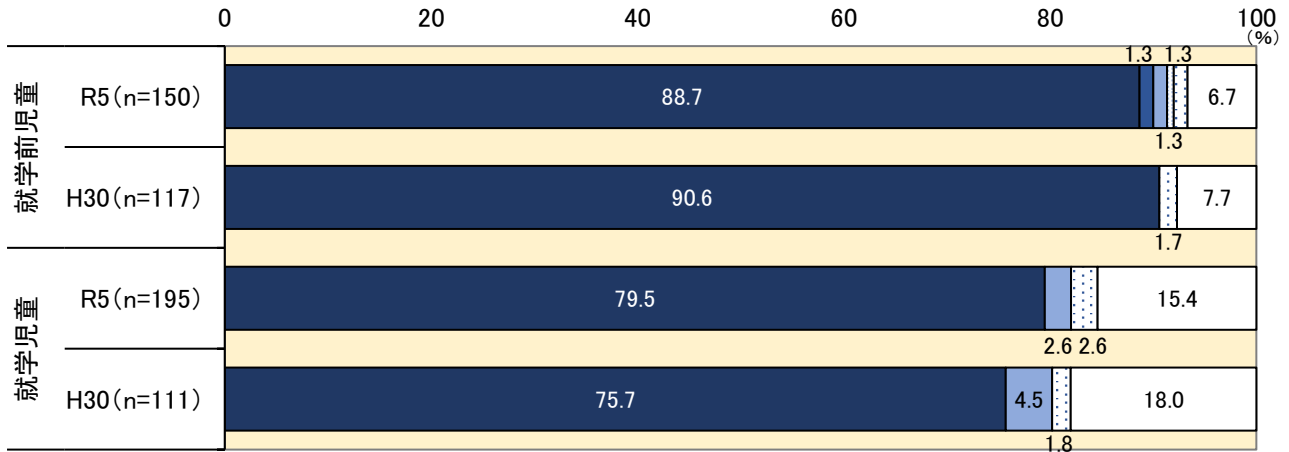
②保護者の就労状況について

父親の就労状況は、フルタイム（育休含む）での就労が就学前児童で90.0%、就学児童で79.5%となっています。同じく母親の就労状況は、フルタイム（育休含む）での就労が、就学前児童で60.7%、就学児童で55.4%となっており、育休を含めて就労している（フルタイム、パート・アルバイト等）割合は、就学前児童では89.3%、就学児童では88.2%となっています。

前回調査と比較すると、父親は就学前児童・就学児童ともに大きな差異はありません。母親の就労割合は就学前児童・就学児童ともに高くなっていますが、就学児童のフルタイムの割合は14.9ポイント減少しています。

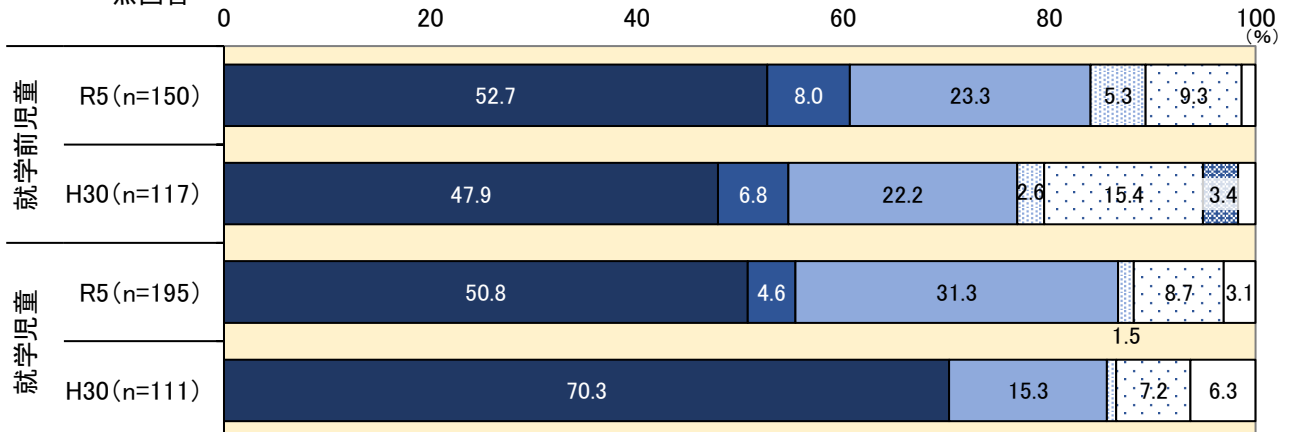
父親の就労状況（前回調査との比較）

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



母親の就労状況（前回調査との比較）

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

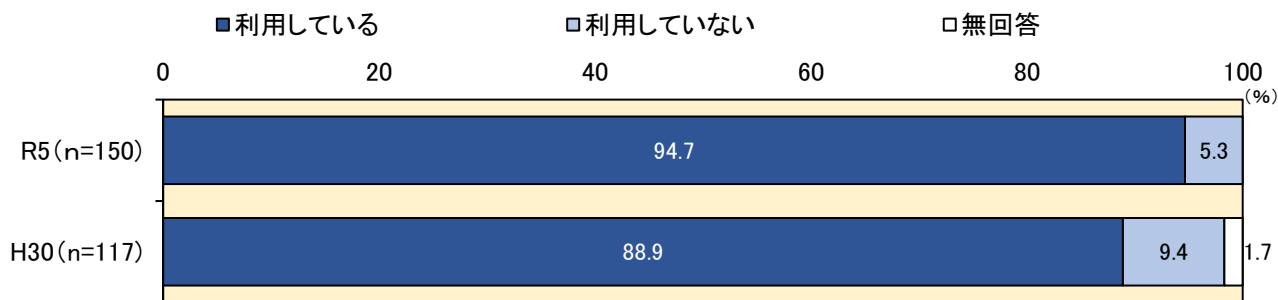


③平日の定期的な教育・保育事業の利用について

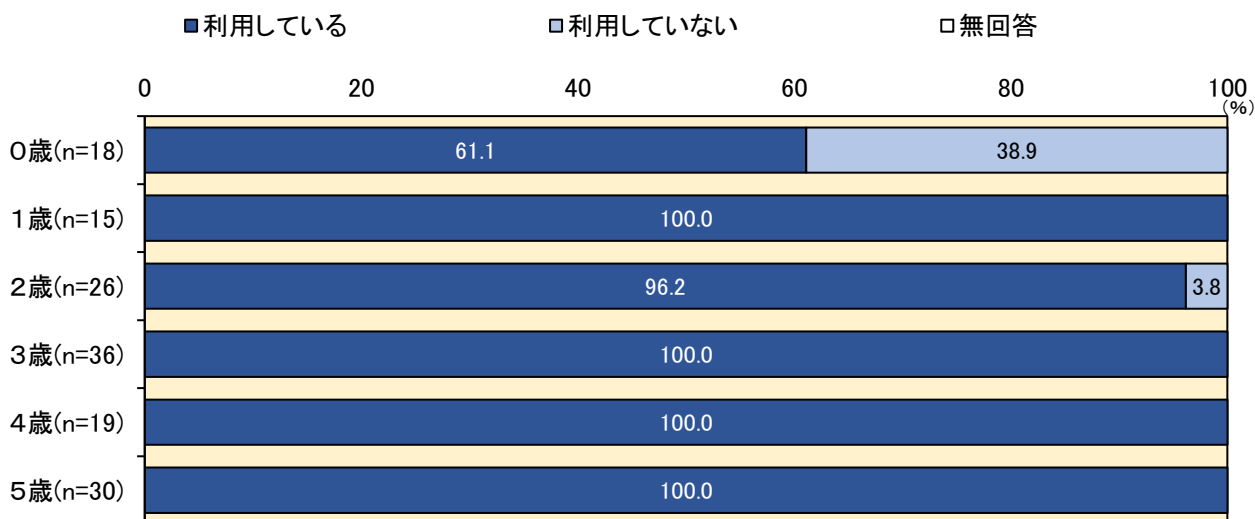
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が94.7%となっており、前回調査と比較すると高くなっています。

年齢別の利用状況を見ると、1歳児以上では、ほとんどの就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童:前回調査との比較)

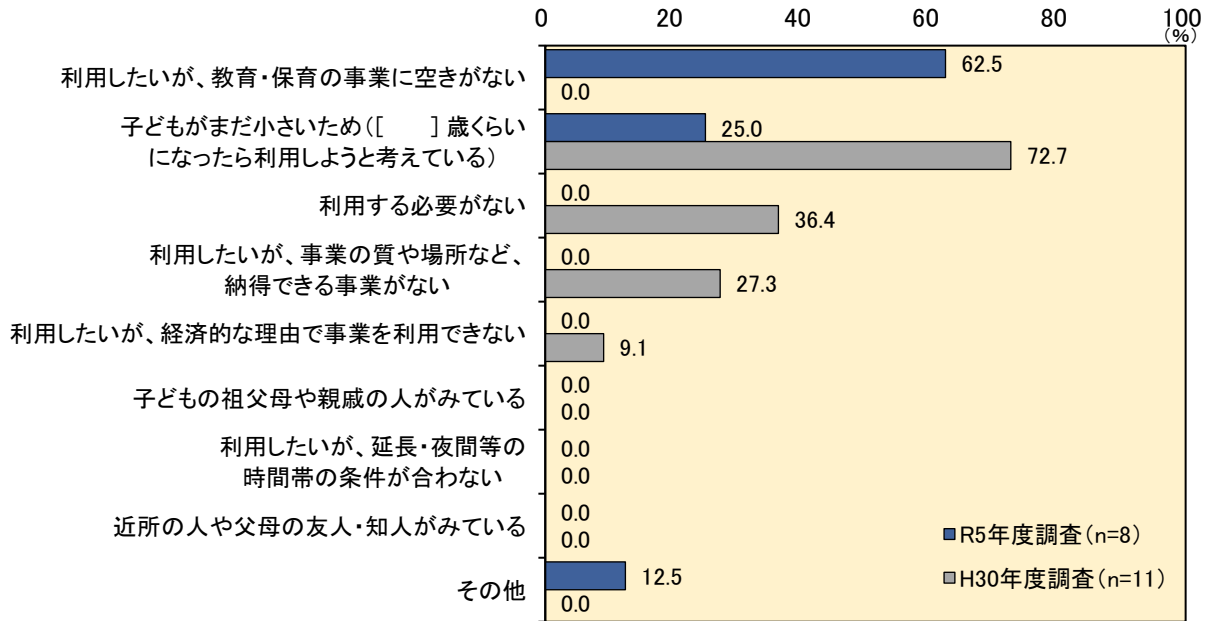


平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童:年齢別)



平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由についてみると、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」が62.5%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため（[]歳くらいになったら利用しようと考えている）」が25.0%、「その他」が12.5%となっています。

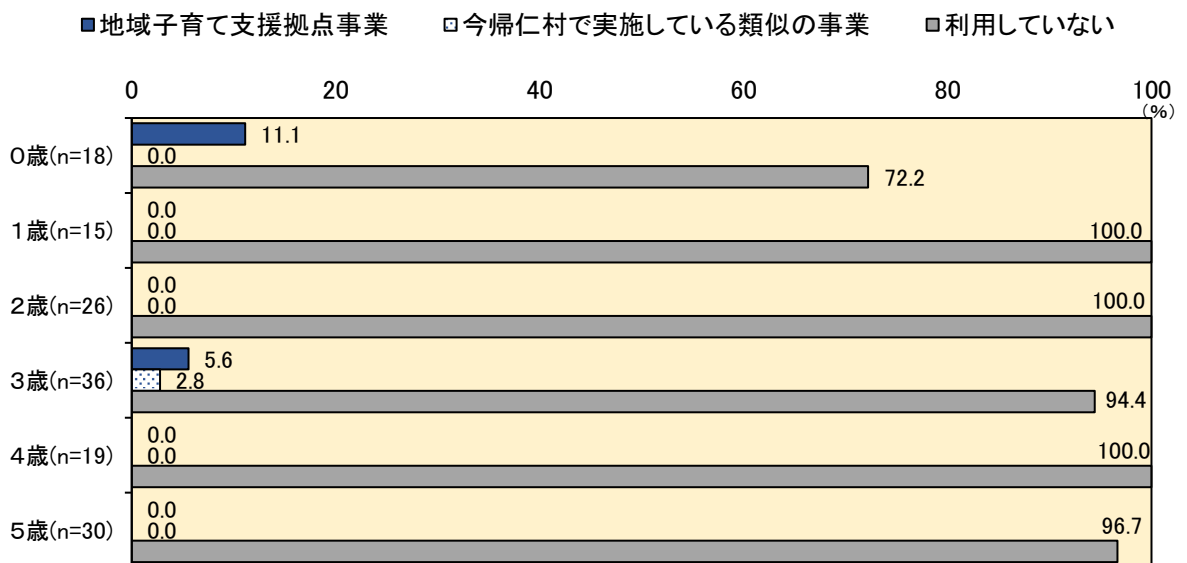
平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由(就学前児童)



④地域子育て支援拠点事業の利用について

「地域子育て支援拠点事業」の年齢別の利用状況についてみると、0歳で11.1%、3歳で5.6%が利用しており、「今帰仁村で実施している類似の事業」については3歳で2.8%が利用しています。

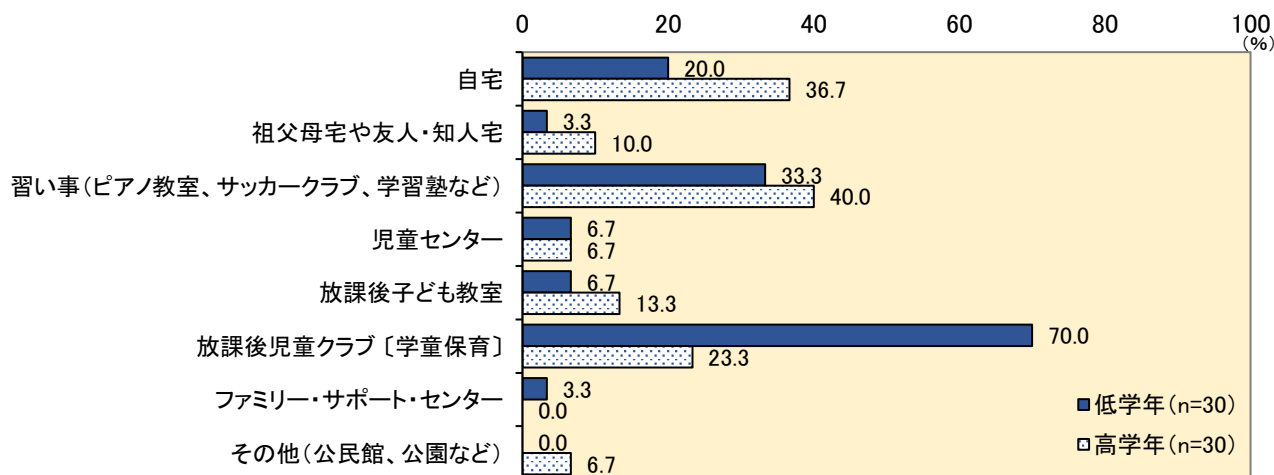
地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前:年齢別)



⑤放課後の過ごし方について

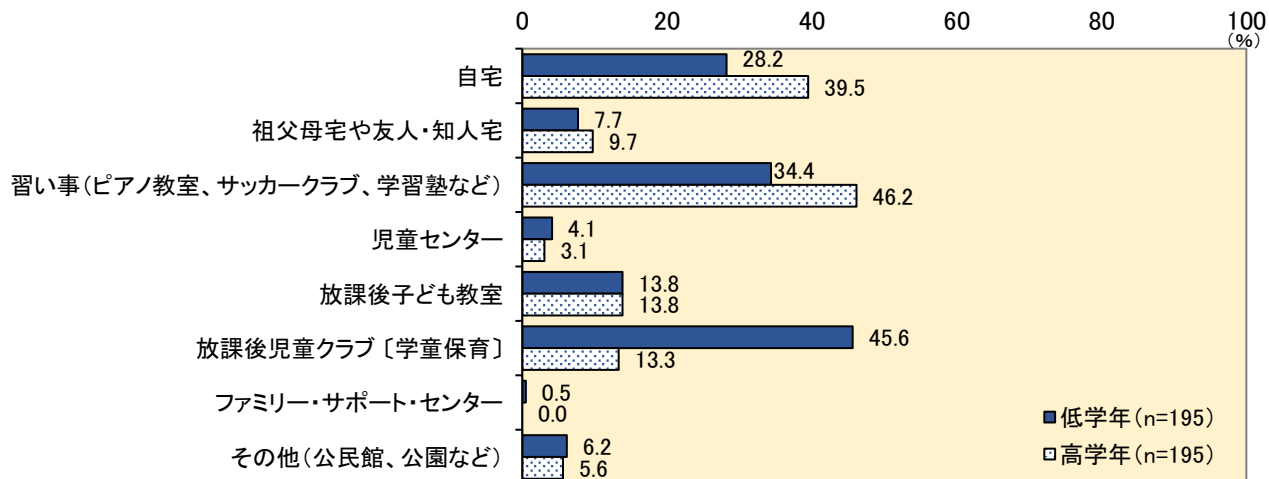
放課後の時間を過ごさせたいと思う場所について、5歳以上の就学前児童では、低学年で「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が70.0%、高学年で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が40.0%と最も高くなっています。

5歳以上の就学前児童(低学年・高学年)



放課後の時間を過ごさせたいと思う場所について、就学児童では、低学年で「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が45.6%、高学年で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が46.2%と最も高くなっています。

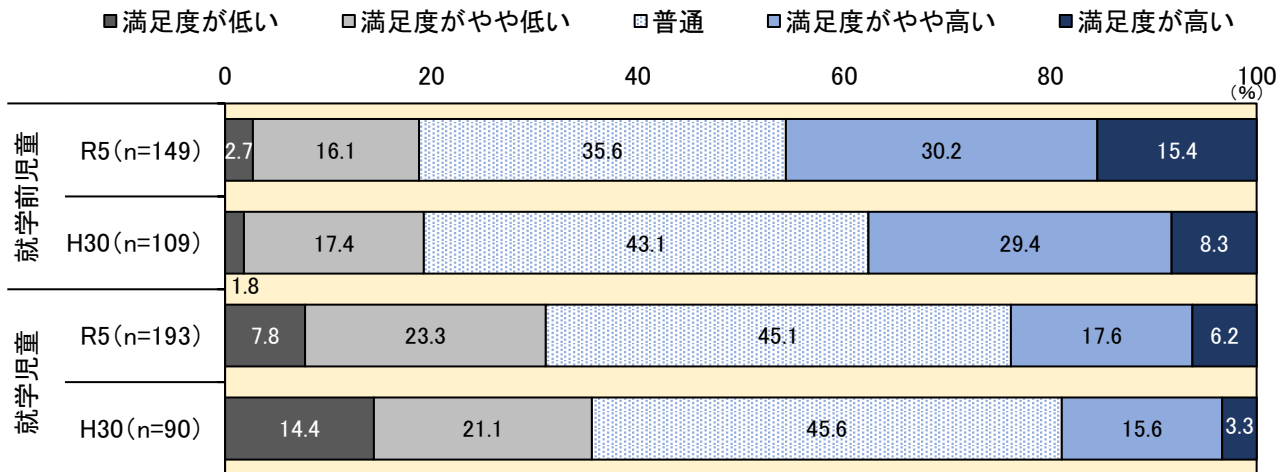
就学児童(低学年・高学年)



⑥子育て満足度(子育てのしやすさ)について

子育て満足度は、就学前児童では『満足度が高い(「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計)』が『満足度が低い(「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計)』を上回っており、就学児童では下回っています。前回調査と比較すると、『満足度が高い』は就学前児童では37.7%から45.6%、就学児童では18.9%から23.8%と高くなり、『満足度が低い』は就学前児童、就学児童ともに低くなっています。

子育て満足度(前回調査との比較)



※前回調査(H30年度)は無回答割合が高いため、無回答を除いて再集計しています。

(3) こどもの生活状況に関する調査結果(こども)

①自分自身について

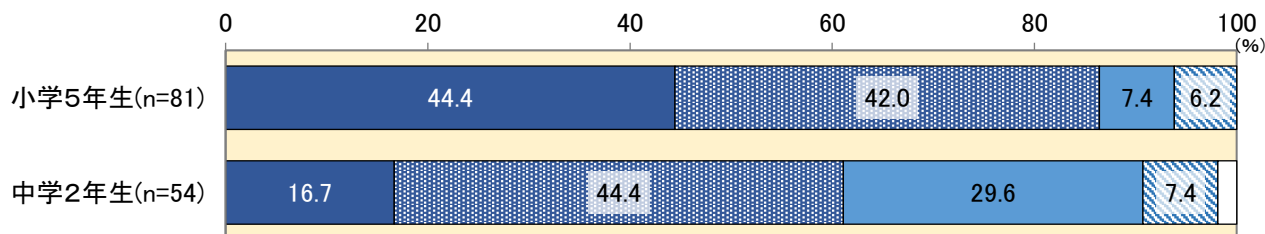
自己肯定感についての設問で、「今の自分が好きだ」と感じているこどもは、小学5年生で9割近くを占めますが、中学2年生になると6割程度に低下しています。

さらに、「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」、「自分は役に立たないと強く感じる」についても、中学2年生ではやや否定的な意見が増えています。

「自分の将来に明るい希望を持っている」かについて、小学5年生では64.2%が「そう思う(あてはまる)」と回答していますが、中学2年生では、42.6%となっています。2021年沖縄子ども調査の結果と比較すると、将来に明るい希望をもって回答した割合は高くなっています。

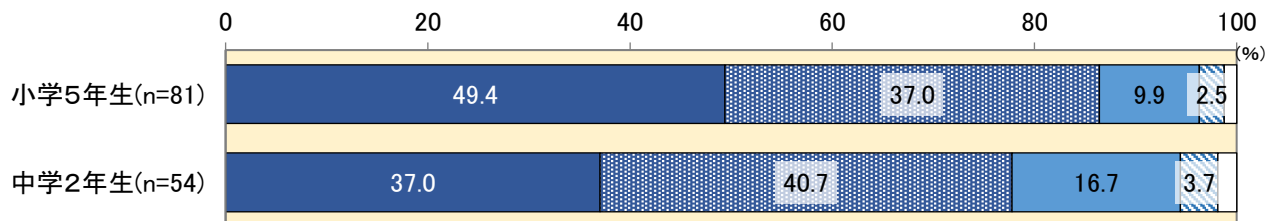
今の自分が好きだ

■あてはまる ■どちらかといえばあてはまる ■どちらかといえばあてはまらない ■あてはまらない □無回答



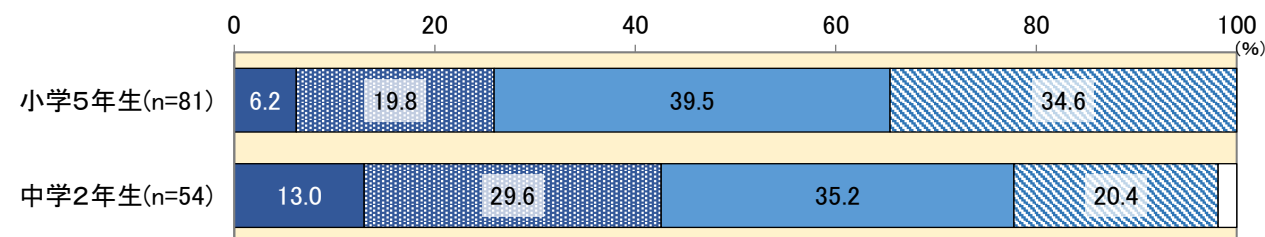
うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む

■あてはまる ■どちらかといえばあてはまる ■どちらかといえばあてはまらない ■あてはまらない □無回答

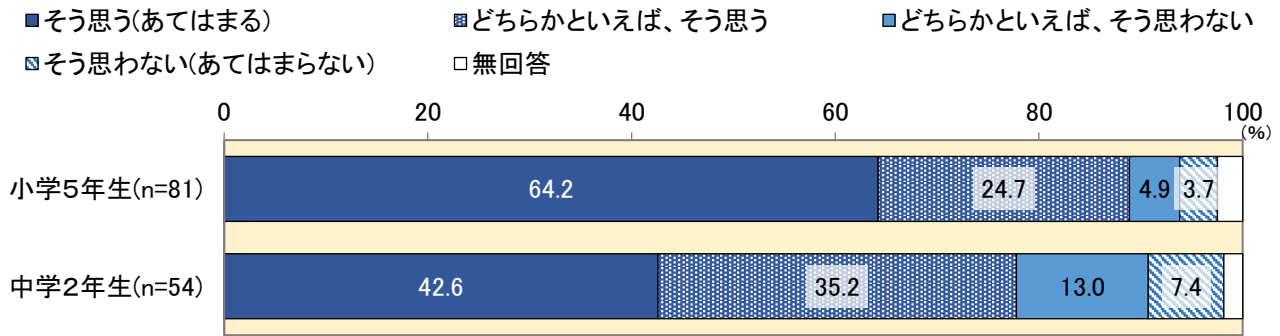


自分は役に立たないと強く感じる

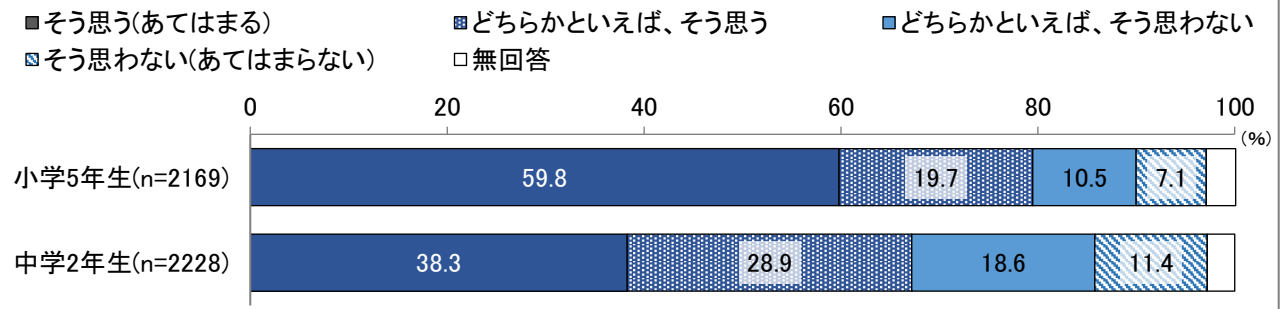
■あてはまる ■どちらかといえばあてはまる ■どちらかといえばあてはまらない ■あてはまらない □無回答



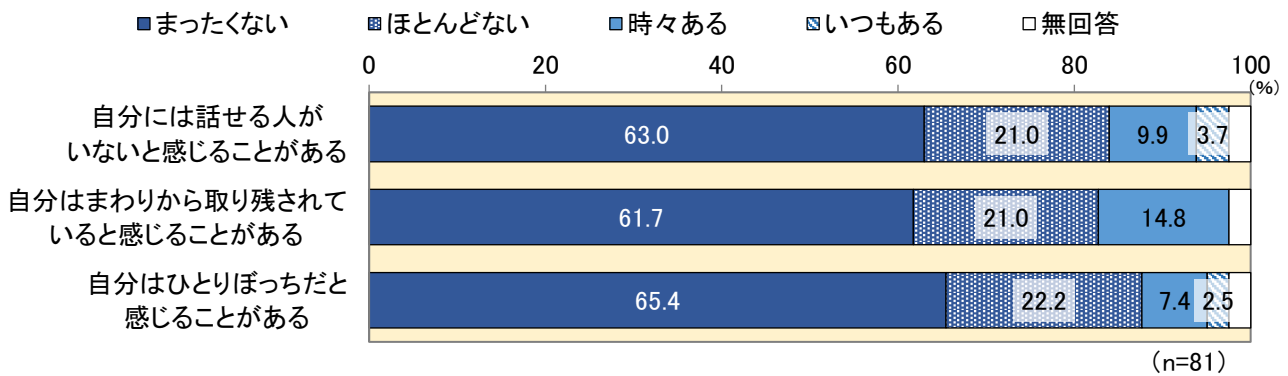
自分の将来について明るい希望を持っている



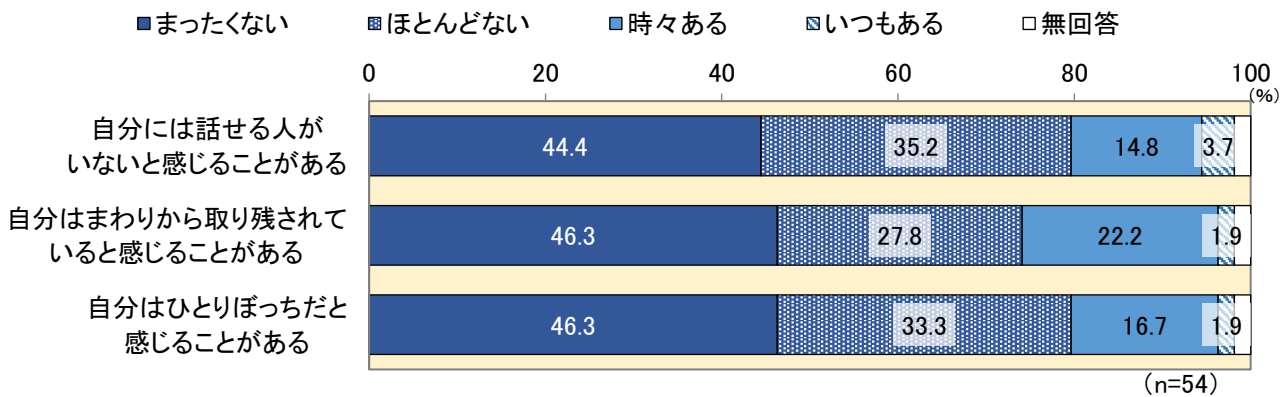
(参考) 2021年沖縄県調査 将来の夢や目標を持っている



【小学5年生】自分についてどのように感じているか



【中学2年生】自分についてどのように感じているか

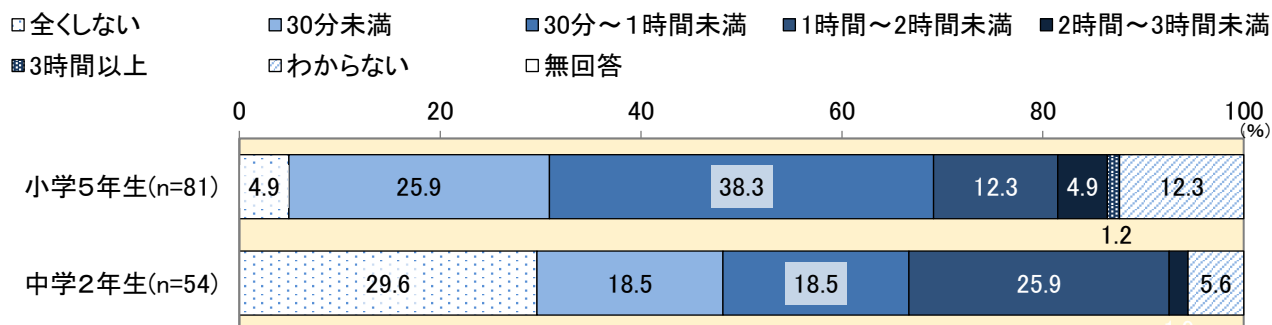


②勉強や進学について

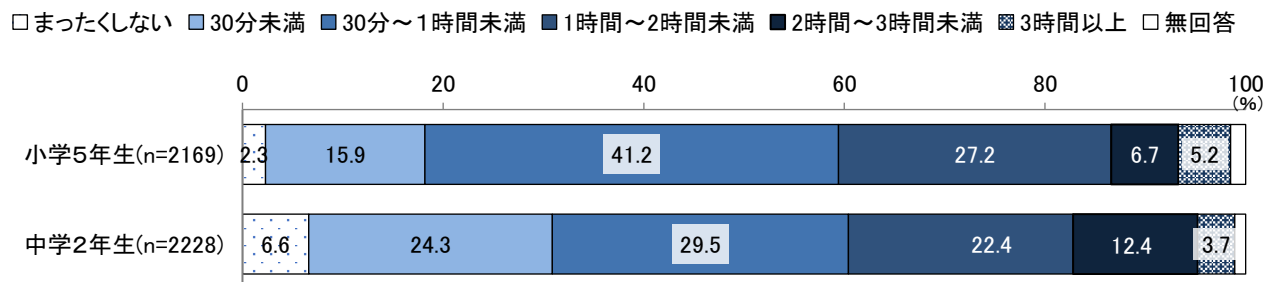
学校がある日の1日の勉強時間について、小学5年生では、「30分～1時間未満」が最も高く38.3%、1時間以上勉強する児童は、全体の18.4%となっています。2021年の沖縄県調査では1時間以上勉強する割合は39.1%となっており、県より低くなっています。

中学2年生では、「全くしない」が29.6%となっており、2021年沖縄県調査の6.6%に比べると高くなっています。また、中学2年生の希望する進学段階では、ひとり親世帯のこどもは、ふたり親世帯に比べて「高校まで」の割合が高く、「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。

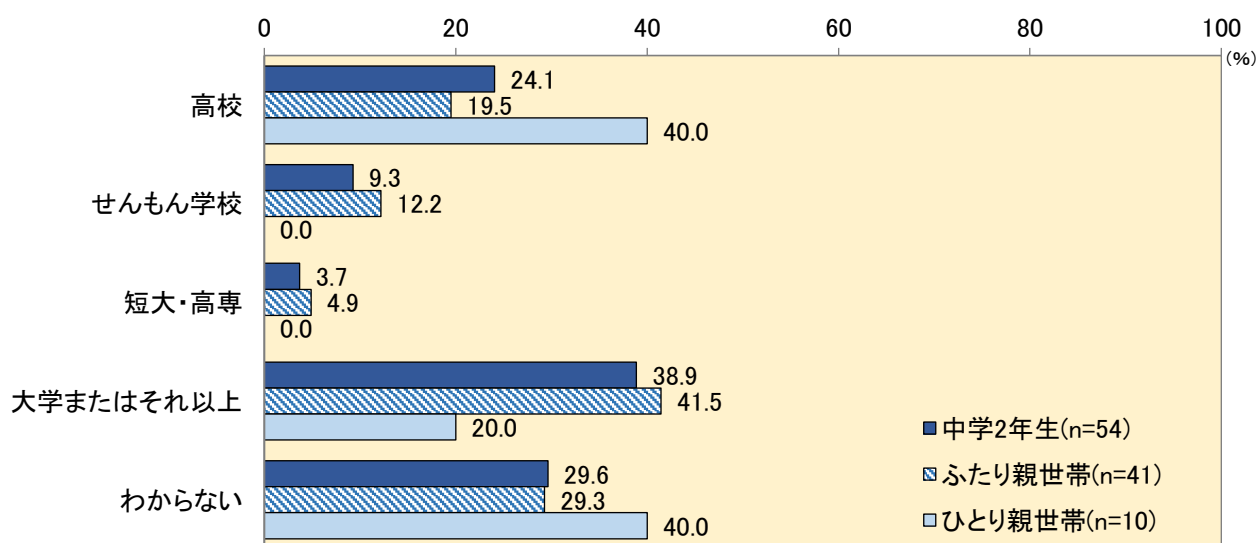
学校がある日の1日の勉強時間



(参考) 2021年沖縄県調査 ふだんの学校の授業以外の勉強時間



【中学2年生】希望する進学段階



③学校以外での過ごし方について

学校以外での過ごし方では、小学5年生、中学2年生ともに「自分の家」が最も高く、次いで小学5年生は「塾や習い事」、「友だちの家」、中学2年生は「学校(クラブ活動など)」が高くなっています。

家での時間の使い方は、小学5年生は、「ゲームをする」、「テレビをみる」が高く、中学2年生は「インターネットをする」が最も高くなっています。

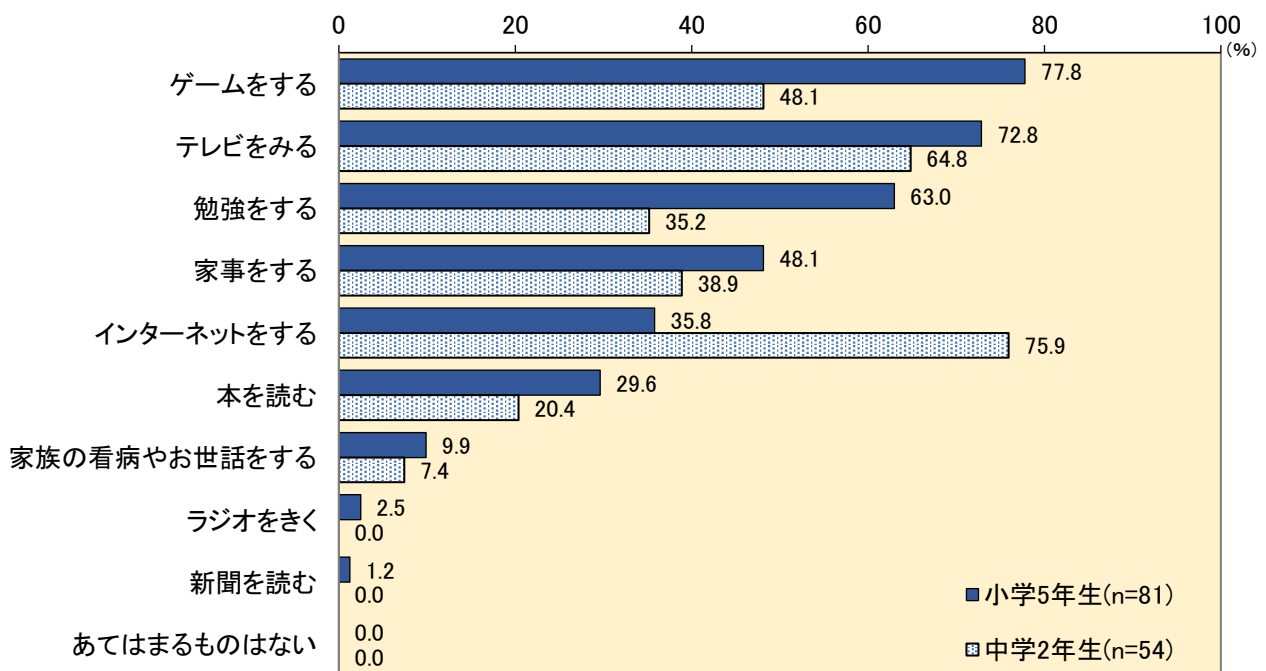
【小学5年生】学校以外での過ごし方

	平日の放課後	土日祝日	学校の長期休み
自分の家	67.9	86.4	81.5
塾や習い事	43.2	21.0	38.3
友だちの家	29.6	30.9	45.7
学校(クラブ活動など)	29.6	9.9	13.6
学童(放課後児童クラブ)	13.6	4.9	14.8
公園や広場	3.7	11.1	23.5
公民館	2.5	2.5	4.9
図書館	1.2	6.2	8.6
放課後等デイサービス	1.2	1.2	1.2
その他	7.4	16.0	17.3

【中学2年生】学校以外での過ごし方

	平日の放課後	土日祝日	学校の長期休み
自分の家	72.2	92.6	92.6
学校(クラブ活動など)	61.1	53.7	59.3
塾や習い事	25.9	3.7	24.1
友だちの家	20.4	35.2	48.1
公園や広場	3.7	7.4	13.0
図書館	3.7	0.0	5.6
公民館	1.9	1.9	5.6
学童(放課後児童クラブ)	0.0	0.0	0.0
放課後等デイサービス	0.0	0.0	0.0
その他	1.9	20.4	18.5

家での時間の使い方

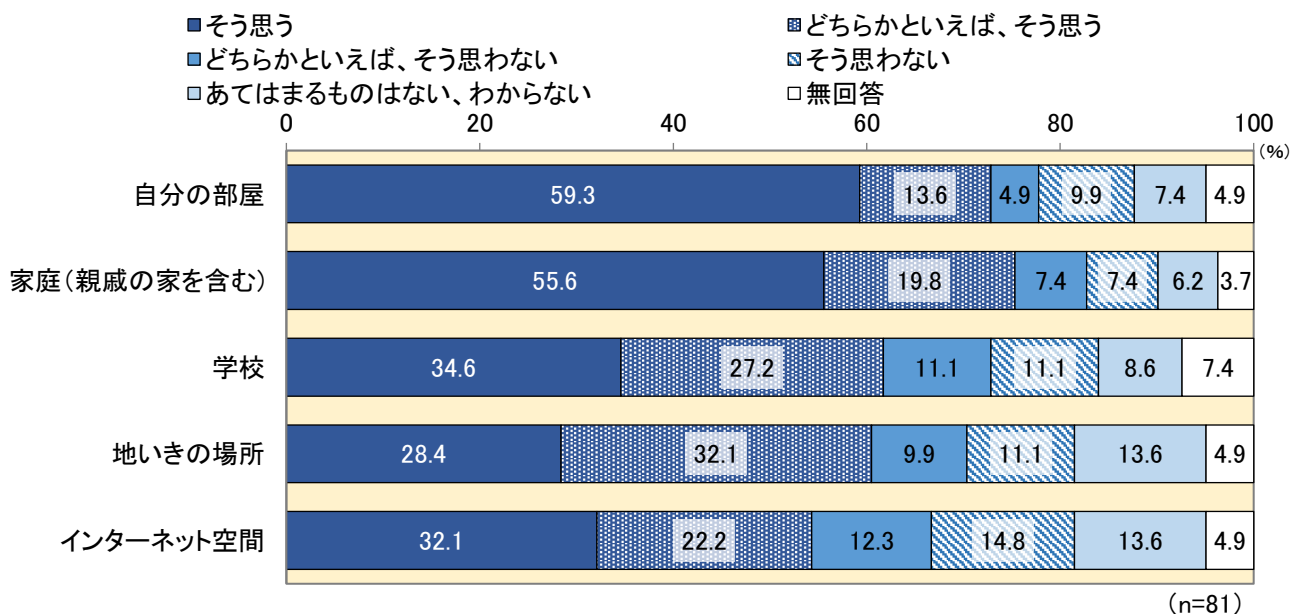


④居場所について

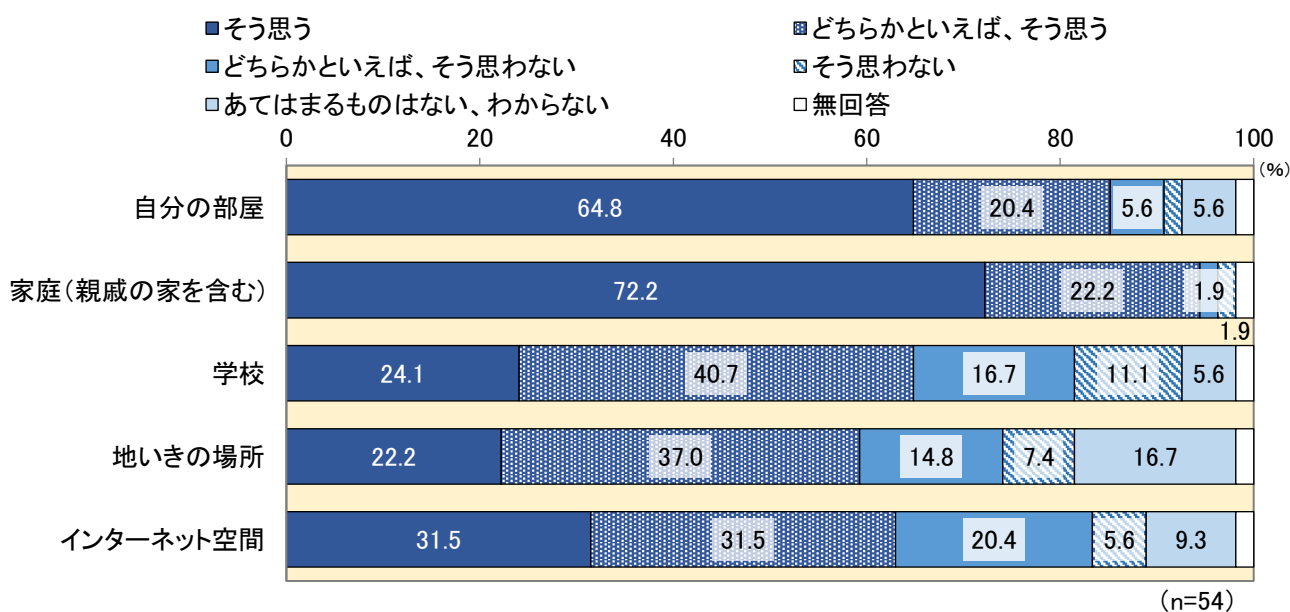
居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）の設問では、『思う（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）』は小学5年生、中学2年生いずれも「自分の部屋」、「家庭」が高くなっていますが、「インターネット空間」についても、小学5年生が54.3%、中学2年生が63.0%と高くなっています。

あったらうれしいと思う居場所の設問では、「好きなことをして自由にすごせる」、「のんびりできる」、「いつでも行ける」、「飲食ができる」、「スポーツができる」のほかに「勉強を教えてもらえる」、「勉強をしたり、本を読む場所がある」、「新しいことを学べたり、チャレンジできる」といった意見もあり、学習支援の居場所づくりが望まれています。

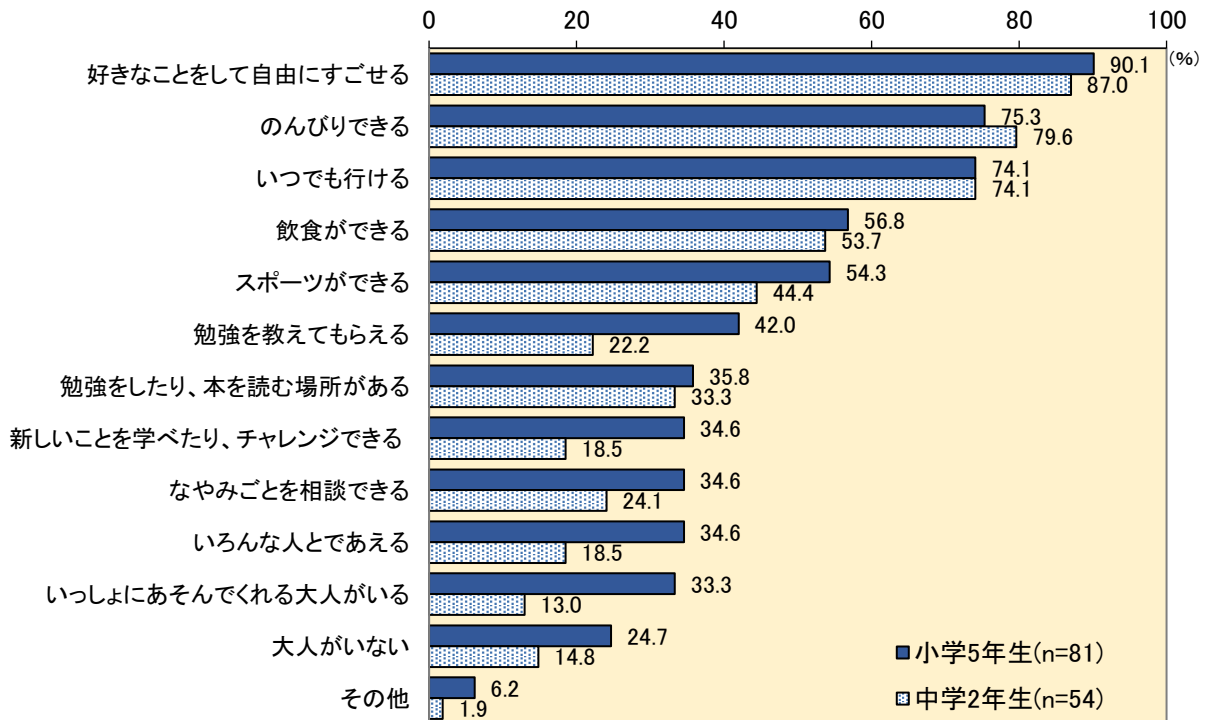
【小学5年生】居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）



【中学2年生】居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）



あったらうれしいと思う居場所



⑤自由意見

小学5年生

項目	自由意見
遊び場、施設や店舗等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊べる場所や施設、自由に行ける場所を作ってほしい（6件） ・野球場を作ってほしい（4件） ・お店や買い物ができる場所を増やしてほしい（4件） ・プールを作ってほしい（2件） ・道路整備、アパートを増やす、パチンコ店をなくす等の生活環境（2件）
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のことを村外の人に知ってもらいたい ・宿題を減らしてほしい ・いじめをなくしてほしい ・学校の設備をよくしてほしい（チャイムの音、更衣室、トイレ）
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを実施してくれてよかった（9件） ・アンケートは紙ではなくネットのほうが良い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・村が好きなので村を守ってほしい ・動物がいっぱいいてほしい ・外国人や県外の人運転が危険なのでなんとかしてほしい ・大人に関すること（こどもの意見を聞いて欲しい、怒らないでほしい 他）

中学2年生

項目	自由意見
遊び場、施設や店舗等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊べる場所・施設・自由に行ける場所を作ってほしい（4件）
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や施設の設備の改善（外灯、体育館クーラー、陸上競技場の整備） ・学校への要望（2学期の行事が多い、休みを多く、授業時間を短く） ・校則に関すること（規則を守らない人がある、校則の見直し） ・先生への要望（授業をわかりやすく、差別をなくす、生徒の意見を聞く他） ・クラスの交流のため、お弁当の日にお菓子可能にしてほしい
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートをすると意見が伝えやすい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大人に関すること（大人は言動と行動が伴わない、干渉しすぎないでほしい、すぐに判断せずにまずは意見を聞いて欲しい）

(4) こどもの生活状況に関する調査結果(保護者)

①暮らしについて

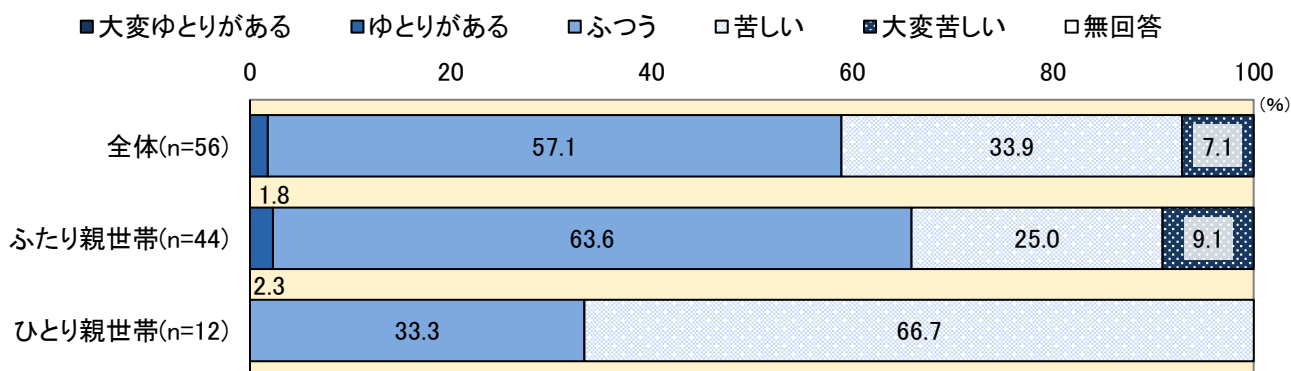
暮らしの状況については、全体の約4割が「苦しい」、「大変苦しい」と回答しています。世帯別では、ひとり親世帯で「苦しい」が66.7%を占め、ふたり親世帯に比べて高くなっています。

また、2023年沖縄県調査結果と比較すると、『ゆとりがある(「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」の合計)』が低くなっています。

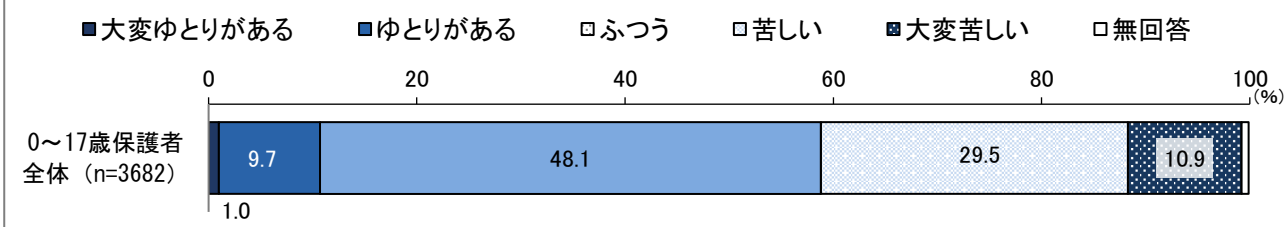
ひとり親世帯の大半を占める母子世帯の就労状況を見ると、フルタイムで就労している割合が高く、仕事や家事・育児のワンオペにより、子どもと接する時間が少ない状況が伺えます。

各種支払い状況に関する設問では、公共料金のほかに「クレジットカードやほかの借金の支払い」ができなかったことが「あった」と回答した人が全体の約2割となっており、最近の物価高騰の影響もうけて、すべての世帯で経済的負担が大きくなっている状況が伺えます。

暮らしの経済的状況

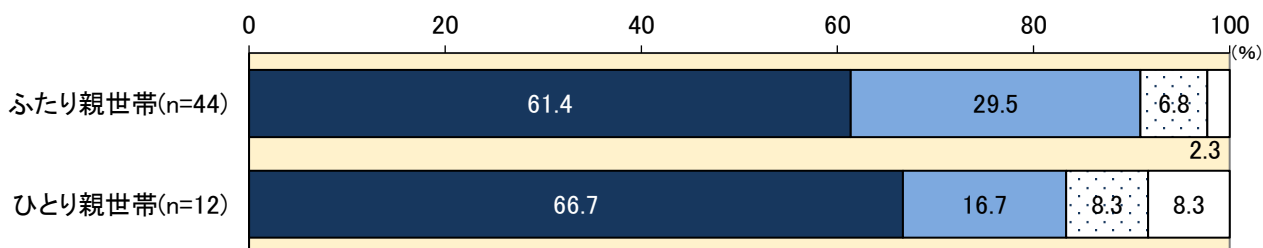


(参考) 2023年沖縄調査「あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか」

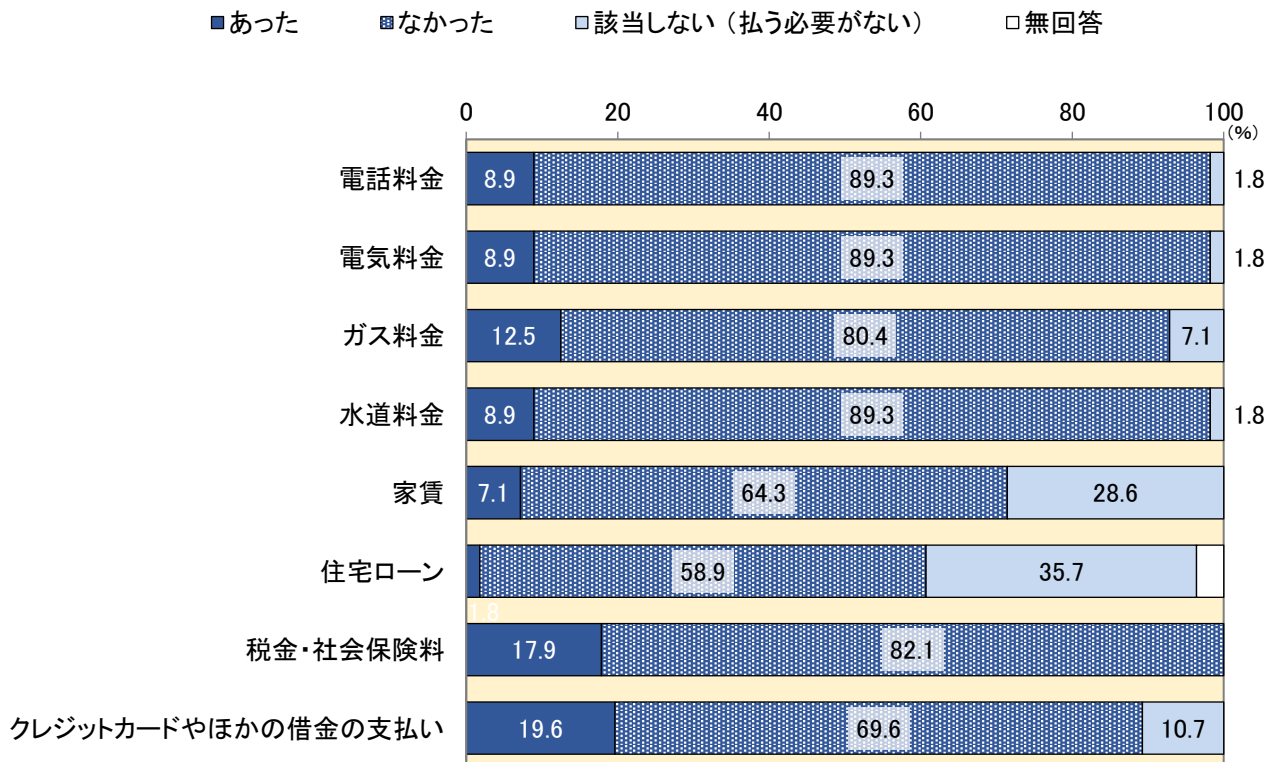


母親の就労状況(世帯別)

- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



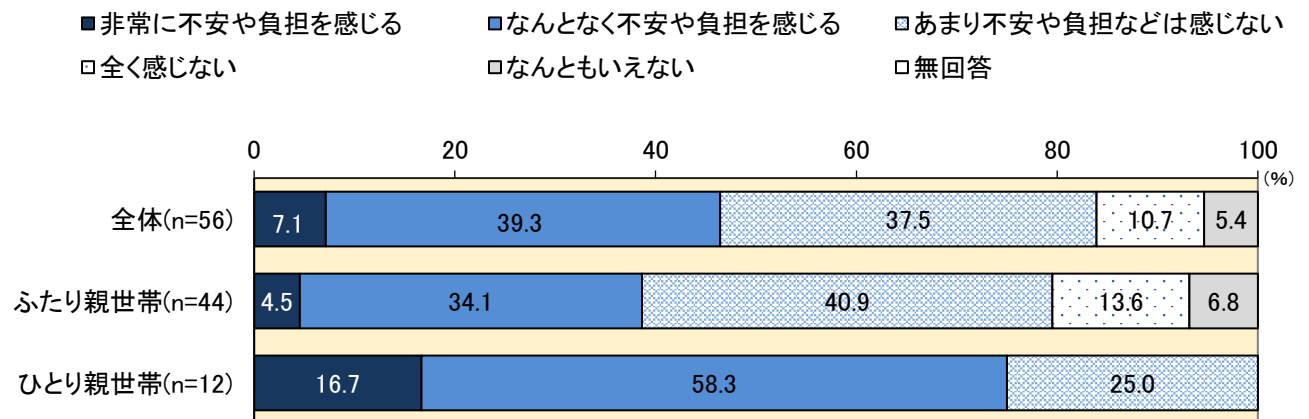
月々の料金の支払い、家賃・住宅ローンなどの滞納、債務の返済ができなかったこと



②子育ての不安・負担感

子育ての不安・負担感について、不安・負担を感じる割合（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）は、全体で46.4%、ひとり親世帯では75.0%となっています。

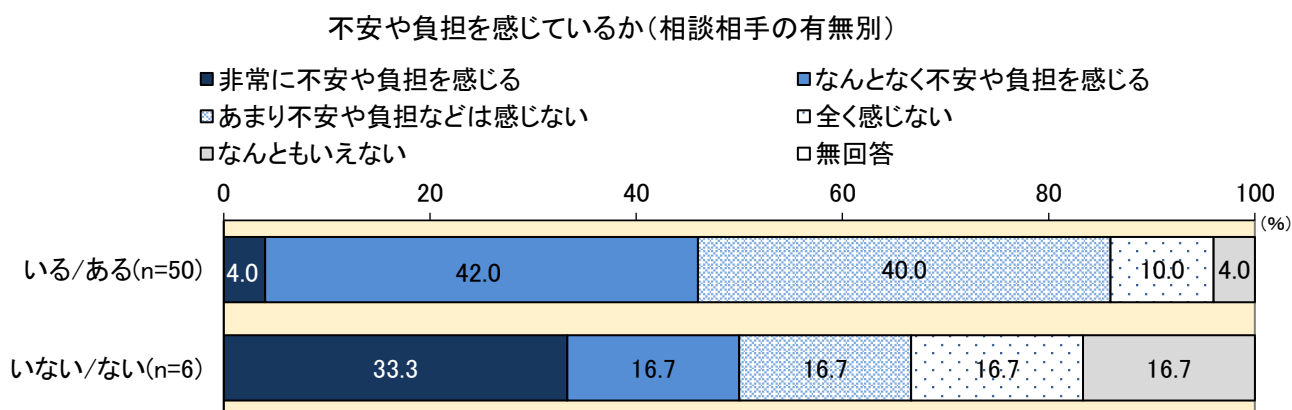
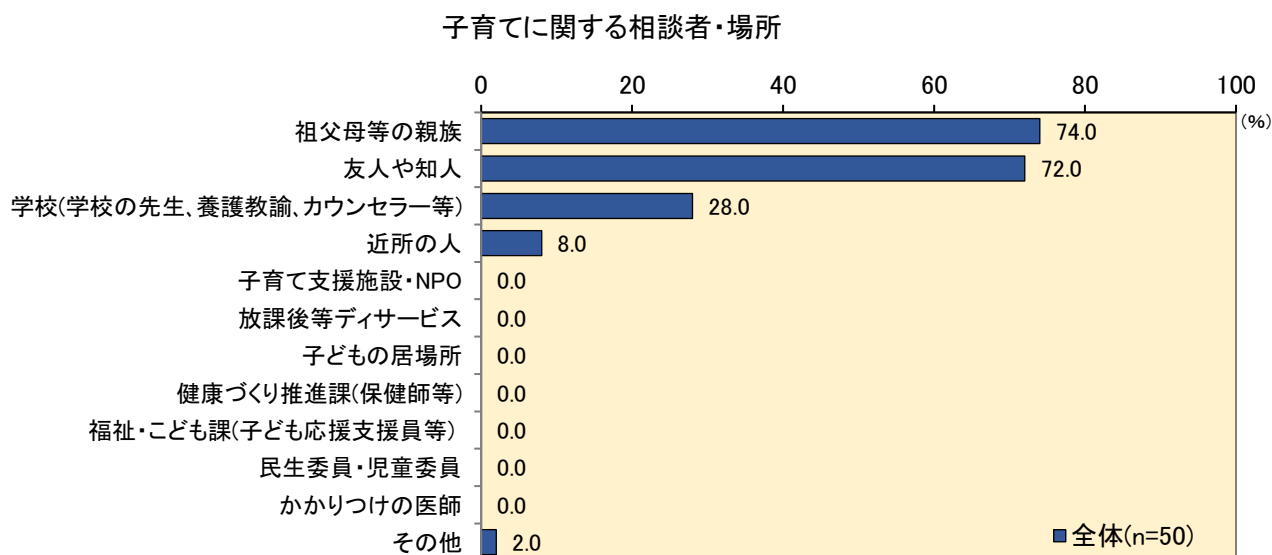
不安や負担を感じているか(全体・世帯別)



③子育てに関する相談先

子育てに関する相談相手(場所)について、「祖父母等の親族」、「友人や知人」といった身近な人の割合が高く、公的施設の割合は低くなっています。

子育てに関する相談先が「いない/ない」と回答した人は、「非常に不安や負担を感じる」の割合が高いことから、子育て当事者の不安解消に向け、こども相談窓口の一元化や周知等をより一層強化する必要があります。



④自由意見

項目	自由意見
経済的支援	給食費無償化(6件) / 保育料無償化(2件) / 通学のためのバス運賃支援(2件) / 母子世帯支援(2件) / 多子世帯支援 / 学生の医療費無料化
不登校支援・発達障がい児への支援・学校の環境	気になるこども達の支援、学習環境を整える(2件) / こどもの居場所づくり(2件) / 課題を抱えた子の受け皿を整備する / 担任が変わっても継続的に課題を共有できる環境 / こどもが気軽に相談できる環境整備を整える
その他	障がい者のグループホームや担い手を増やす / 近くにこどもの遊び場がない / 図書館などに行くにも親の送迎が必要

5. 現行計画評価

(1) 幼児教育・保育の量の見込みと実績値の検証

① 教育・保育の量の見込み・確保方策・実績値

◆ 1号、2号【3-5歳児】

教育ニーズ、保育ニーズともに、確保方策が量の見込みを上回っており、令和2年度から令和5年度まで申込者数に対する定員数を十分充足できています。

令和5年度に民間保育園（1施設）が認定こども園に移行したことにより、令和5、6年度の1号認定の定員数は増加、2号認定の定員数は減少しています。

また、公立今帰仁保育所休園により令和6年度の2号認定の定員数はさらに減少し、定員数217人に対し、申込者数が236人と超過しており、定員の弾力化により対応しています。

1号+2号【3-5歳】(教育ニーズ)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	34人	33人	30人	5人	5人
確保方策	35人	35人	35人	5人	5人
実績値	申込者数	8人	10人	12人	10人
	定員数	15人	15人	15人	30人

・令和2年度に今帰仁幼稚園休園し令和3年度に廃園した。

・令和4年度に令和5年度及び令和6年度の間見直しを行った。

・令和6年度から当面の間、利用定員と申込数の乖離があり、他施設での利用調整ができるため休園とした。

2号【3-5歳】(保育ニーズ)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	219人	214人	189人	248人	251人
確保方策	253人	253人	253人	248人	251人
実績値	申込者数	260人	235人	240人	236人
	定員数	273人	273人	273人	258人

・令和4年度に令和5年度及び令和6年度の間見直しを行った。

◆3号【0歳児、1-2歳児】

3号認定(0歳児、1-2歳児)ともに、令和2年度から令和5年度までは、量の見込み及び確保方策について確保方策が量の見込みを上回っており、申込者数に対する定員数も充足していました。

令和6年度、今帰仁保育所休園により3号認定(1-2歳児)の定員数が減少したため、定員数に対し、申込者数が超過しており、定員の弾力化により対応しています。

3号認定【0歳児】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		33人	32人	31人	29人	29人
確保方策		45人	45人	45人	45人	45人
実績値 申込者数		35人	21人	30人	16人	23人
実績値 定員数	特定教育・保育施設	42人	42人	42人	39人	39人
	特定地域型保育事業	6人	6人	6人	6人	6人
	合計	48人	48人	48人	45人	45人

3号認定【1-2歳児】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		124人	135人	149人	145人	139人
確保方策		149人	149人	149人	149人	149人
実績値 申込者 数	1歳児	65人	77人	62人	66人	52人
	2歳児	69人	68人	90人	66人	68人
実績値 定員数	1歳児 特定教育・保育施設	68人	68人	68人	68人	48人
	1歳児 特定地域型保育事業	6人	6人	6人	6人	6人
	1歳児合計	74人	74人	74人	74人	54人
	2歳児 特定教育・保育施設	74人	74人	74人	74人	54人
	2歳児 特定地域型保育事業	7人	7人	7人	7人	7人
	2歳児合計	81人	81人	81人	81人	61人

②地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業（母子保健型）

健康づくり推進課に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健担当保健師を中心に親子支援及び切れ目のない相談体制を築いています。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績値	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

イ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の類似事業として、子育て支援センターきらきら内で、家庭保育のこどもたちの遊び場及び保護者の交流の場として、月曜日から金曜日まで開放しています。

利用者は、村内在住者だけでなく、近隣市町村や県内外からの里帰り親子や移住者の利用もあり、子育て中の保護者等が地域支援等から孤立し育児不安等を抱えることのないよう、親子交流や育児相談等を行っています。利用者は年々増え続けており、午後の利用について、令和5年度まで0歳児のみとしていたところ、令和6年度からは0～5歳児まで利用可能としました。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	2,000人回/年	2,000人回/年	2,000人回/年	2,000人回/年	2,000人回/年
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績値	769人回/年	1,068人回/年	1,097人回/年	2,659人回/年	人回/年
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

ウ 妊婦健康診査

令和2年度より、産婦健診、産後ケア事業を開始し、産婦のからだところの健康状態の確認と、産後の母子に対する心身のケアや育児サポートを行っています。

実績値については、妊娠届出数の減少により、妊婦健診受診延べ人数も減少しています。妊娠週数に合わせて健診を行うため、目標値の見直しが必要です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1,009人回	1,009人回	1,009人回	1,009人回	1,009人回
確保方策	1,009人回	1,009人回	1,009人回	1,009人回	1,009人回
実績値	886人回	724人回	679人回	479人回	人回

エ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てに対する不安の軽減、産後うつ等への早期支援が開始できるよう、新生児訪問にて母子の状況を把握できるよう努めています。

令和3年度は、コロナ禍を理由に訪問を希望しないケースが2件あったものの、里帰り出産を除き、出生のあった家庭は、ほぼ訪問できています。

訪問実施率は高いものの、出生数が減少しているため、目標値を件数から率にするなどの見直しが必要です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	84人	81人	78人	74人	72人
確保方策	84人	81人	78人	74人	72人
実績値 対象人数	70人	75人	57人	53人	人

オ 養育支援訪問事業

養育の支援が必要と思われる養育者を妊婦の時期から把握し、相談支援を行っています。

令和6年度からは、保健師・助産師などから専門的な助言・支援を行い、育児に関する悩みを持つ養育者に対し、個別に支援内容の検討を行うことで、身体的・精神的な負担軽減が図られています。

また、複数事業に重複する対象者への支援の連携については、検討する必要があります。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人
確保方策	6人	6人	6人	6人	6人
実績値	8人	4人	2人	3人	人

カ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)(就学児)

やんばる町村ファミリー・サポート・センターにおいて、乳幼児や児童・生徒を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方(利用会員)、育児の援助を行いたい方(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業を行っています。

北部地域10町村が共同で本事業を実施しており、本村は北部地域のなかでも利用が多く、内容は買い物等外出時の預かり、保護者の短時間、臨時的就労の預かり、塾等への送迎時の利用が主となっています。

また、ひとり親世帯や非課税世帯については、本事業のファミリー・サポート利用券(子育てサポート券)を活用しています。今後はサポート会員の人材確保増を図っていきます。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	443人日	443人日	443人日	443人日	443人日
確保方策	443人日	443人日	443人日	443人日	443人日
実績値	132人日	240人日	279人日	214人日	人日

キ 一時預かり事業

認定こども園において、余裕活用型一時預かり(利用児童数が定員に達していない場合に定員まで預かる事業)として、在園児対応型を令和5年度から実施しています。

在園児対応型以外は、利用児童数が定員に達しているため受け入れが困難な状況となっています。今後は、利用者ニーズに合わせた受け入れ体制を整えることが必要となってきます。

量の見込み・確保方策・実績値

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	在園児対応型	500人日	500人日	500人日	500人日	500人日
	在園児対応型以外	339人日	339人日	339人日	339人日	339人日
確保方策	在園児対応型	500人日	500人日	500人日	500人日	500人日
	在園児対応型以外	339人日	339人日	339人日	339人日	339人日
実績値	在園児対応型	0人日	0人日	0人日	1人日	人日
	上記以外	0人日	0人日	0人日	0人日	人日

ク 延長保育事業

現在、3箇所では実施していますが、量の見込み及び確保方策に対し、実績値が多くなっています。保育士等の勤務時間を超える受け入れになるため、保育士等の確保が必要となってきます。

量の見込み・確保方策・実績値

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		125人	126人	122人	121人	121人
確保 方策	人数	120人	120人	120人	120人	120人
	実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
実績値		695人	615人	649人	579人	

ケ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、やんばる町村ファミリー・サポート・センターがその役割を担っており、本村としては、病院や保育所等における病児・病後児保育は未実施です。

令和2年度からの実績としては、利用者はいませんでした。

量の見込み・確保方策・実績値

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		1,688人日	1,695人日	1,643人日	1,640人日	1,640人日
確保方策		33人日	33人日	33人日	33人日	33人日
実績値		0人日	0人日	0人日	0人日	人日

※量の見込みはニーズ調査より算出、確保方策は、ファミリー・サポート・センターの確保人数。

コ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

令和2年度から民間の放課後児童クラブ5箇所において実施しています。

実績値(申請者数・利用者数)に対して定員数は充足しており、現在、待機児童はいません。

今後も利用者ニーズを踏まえたうえで、待機児童が発生することなく本事業を推進できるよう、放課後児童支援員の安定的な確保が必要となってきます。

全体(量の見込み・確保方策・実績値)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	低学年	163人	161人	166人	158人	154人
	高学年	43人	44人	43人	44人	43人
確保方策	定員数	225人	225人	225人	225人	225人
	実施箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
実績値	定員数	225人	225人	225人	210人	210人
	申請者数	184人	198人	194人	195人	179人
	利用者数	184人	198人	194人	195人	179人
	実施箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

小学校区別・実績値

今帰仁 小学校区	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数
1年	28人	28人	29人	29人	34人	34人	25人	25人	25人	25人
2年	19人	19人	28人	28人	21人	21人	31人	31人	23人	23人
3年	15人	15人	9人	9人	18人	18人	16人	16人	13人	13人
4年	5人	5人	9人	9人	4人	4人	9人	9人	5人	5人
5年	2人	2人	1人	1人	6人	6人	4人	4人	5人	5人
6年	2人	2人	3人	3人	2人	2人	1人	1人	1人	1人
天底 小学校区	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数
1年	15人	15人	13人	13人	21人	21人	13人	13人	14人	14人
2年	16人	16人	19人	19人	20人	20人	20人	20人	7人	7人
3年	12人	12人	11人	11人	6人	6人	6人	6人	16人	16人
4年	6人	6人	8人	8人	2人	2人	7人	7人	5人	5人
5年	4人	4人	6人	6人	4人	4人	0人	0人	4人	4人
6年	0人	0人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
兼次 小学校区	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数	申込者数	利用者数
1年	18人	18人	16人	16人	10人	10人	15人	15人	11人	11人
2年	12人	12人	14人	14人	15人	15人	15人	15人	17人	17人
3年	14人	14人	12人	12人	11人	11人	13人	13人	13人	13人
4年	10人	10人	11人	11人	11人	11人	7人	7人	8人	8人
5年	5人	5人	7人	7人	4人	4人	11人	11人	5人	5人
6年	1人	1人	0人	0人	5人	5人	2人	2人	7人	7人
合計	184人	184人	198人	198人	194人	194人	195人	195人	179人	179人

6.現状・課題の整理

(1)統計データからみえる現状・課題

①人口

本村の人口・世帯の状況をみると、総人口は横ばいで推移しているものの、少子高齢化が進展している状況にあります。

特に、就学前児童人口では、令和3年に回復の兆しを見せましたが、令和4年から再び減少に転じており、令和2年と令和6年を比較すると約12%減少しています。

②世帯・就労の状況

令和2年のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯が5.7%、12歳未満世帯員のいる世帯が9.0%と、県平均及び全国平均を上回っており、引き続きひとり親対策への支援が必要と考えられます。

一方、子育て世帯の就業状況についてみると、共働き夫婦の割合は増加傾向にあり、末子の年齢別でみると、特に0歳～2歳の範囲でその増加が顕著です。令和2年には、末子が0歳の共働き夫婦の割合は47.5%に達し、これは過去最高の割合です。

女性全体の労働力率をみると、令和2年では「45～49歳」の92.34%をピークとし、ほとんどの年齢層において国・県より高い水準となっています。

共働き世帯増加及び女性の労働力率向上に比例し、母親への育児負担増が課題となってきます。これらの状況から、子育て支援及び相談体制へのさらなる需要、教育・保育の受け皿、そして放課後の居場所への需要が高まると考えられます。

③少子化の状況

本村の年間婚姻数は、令和2年の36件から年々減少し、令和4年には23件となっています。婚姻率をみると、本村は県及び国平均より低く、令和3年までは3.5～4.1%前後で推移していたものの、令和4年には3%を割り2.6%となりました。この要因の一つとしては新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられますが、婚姻数の減少に伴い、出生数も減少している状況です。

結婚観については人それぞれですが、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備や、結婚を希望する者への支援が必要と考えられます。

④母子保健に関する状況

各種健康診査受診率は、令和元年度以降、県平均及び北部福祉保健所管内の実績値を上回っており、令和3年度の乳児健康診査受診率は95.7%、1歳6か月健康診査受診率は92.9%、3歳児健康診査受診率は98.7%となっています。今後も受診率の向上を図るとともに、未受診者の継続的な追跡が必要と考えられます。

(2) アンケート調査結果による状況

① 子育て環境

気軽に相談できる人や場所について、「いない/ない」と回答した方は、就学前児童が4.0%、就学児童が9.7%となっており、いずれも前回調査より高くなっています。

また、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、「いずれもない」と回答した方は、就学前児童が12.0%、就学児童が15.9%となっています。

統計データから見える人口減少と世帯数の増加は、世帯人員が減少し、核家族化の進行を示しています。今回のアンケート調査結果とこれらの状況から、今後ますます子育ての孤立化への対策や支援が必要と考えられます。

② 就労状況と定期的な教育・保育の利用状況

母親の就労状況を見ると、就労している割合が就学前児童で89.3%、就学児童で88.2%となっており、前回調査時より高くなっています。

平日の定期的な教育・保育事業は、「利用している」と回答した方が94.7%となっており、前回の88.9%に比べて高くなっています。

利用していない方の理由をみると、前回多かった「子どもがまだ小さいため」といった自らの意思で利用していない保護者が減り、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」という、保護者の意向以外による理由で教育・保育サービスを利用できない保護者が多くなっています。

また、就学前児童保護者が希望する放課後の居場所について、低学年では「放課後児童クラブ」、高学年では、「習い事」「自宅」の希望が多く、その他は「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」の順で分散しています。就学児童保護者においても、低学年で希望する放課後の居場所は「放課後児童クラブ」が45.6%と高い割合を占めており、今後も教育・保育の受け皿の確保や放課後のこどもの居場所の確保が必要と考えられます。

③ 地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援への満足度について、就学前児童保護者は満足度が高い割合が多く、今回の調査では『満足度が高い（「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計）』と回答した割合は45.6%で、これまでの調査と比較しても満足度が向上しています。

一方、就学児童保護者については、前回調査時と比べると満足度が高い割合は増えていますが、『満足度が高い』と回答した割合は23.8%にとどまり、『満足度が低い（「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計）』と回答した割合がそれを上回っています。

④こどもの生活状況調査の結果

【こども】

◆学習支援

学校の授業以外の勉強時間について、「全くしない」と回答したこどもが、中学2年生では約3割となっており、こどもの進路や将来への情報提供を含めて、学習の意欲向上を図る必要があります。

また、「あったらうれしいと思う居場所」については、勉強や新しい学び、チャレンジできる場所に関する希望も多くみられることから、学習サポートも含めた居場所づくりを検討する必要があります。

◆居場所づくり

平日の放課後や休日は自分の家で過ごすという回答したこどもが多くなっていますが、「あったらうれしいと思う居場所」として、人との関わりを持ちながら過ごせる居場所の希望も多くみられるため、こども同士の育ち合い、学び合いの機会や居場所を創出するとともに、地域交流の場づくりを検討する必要があります。

◆インターネットに関する教育

生まれたときからインターネットが当たり前になり、情報取得やコミュニケーションのツールになっているこども達は、インターネットを通して間違った情報も入りやすく、また、闇バイトをはじめとするインターネットを介した犯罪に巻き込まれる可能性も十分にあります。そういった犯罪等に巻き込まれないよう、ネットリテラシー教育を強く推進する必要があります。

◆こどもの意見を聴く体制づくり

「今の自分が好きか」、「自分の親から愛されていると思うか」、「自分は役に立たないと強く感じるか」などの自己肯定感、自己有用感について、否定的な意見も少なくありません。

こどもにとって、自分の意見が十分に聴かれ、その意見によって生活環境に何らかの変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感の主体性を高めることにつながります。

また、小学5年生の自由意見では、アンケートを実施してくれてよかったという声が多く寄せられています。今後もこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの意見を聴きながら、必要な支援を行っていく必要があります。

◆支援を必要とする家庭の進学支援

希望する進学段階について、ひとり親世帯のこどもは、ふたり親世帯に比べて「高校まで」の割合が高く、また「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。様々な家庭の事情から、多くの家庭では当たり前の生活環境や、教育の機会を得られず、将来の夢を閉ざさないためにも、こどもたちへの進学や将来に関する情報提供を行い、一人ひとりに寄り添える支援が必要です。

【保護者】

◆経済的支援

暮らしの状況については、全体の約4割が「苦しい」、「大変苦しい」と回答しています。

また、各種支払い状況をみると、公共料金のほかに「クレジットカードやほかの借金の支払い」がでなかったことが「あった」と回答した人が全体の約2割となっています。

子育て世帯では、こどもの成長とともに学費・進学等に係る出費も増えることが予想され、将来を見据えた貯蓄も必要となってきますが、それがままならない状況にあるとすれば、こどもの将来に影響を及ぼす可能性も考えられます。

自由意見では、経済的支援に関する意見が多くなっています。給食費や医療費の無償化、通学にかかる交通費の支援など、子育てをする上でどうしても必要となる支出について支援を求める声が多く上がっており、最近の物価高騰の影響もあって、すべての世帯で経済的負担が大きくなっている状況がうかがえます。子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、村はもちろん国や県と連携し、社会全体で支援・解決することが必要です。

◆相談体制の充実

子育てに関する相談相手（場所）については、祖父母や親族、友人や知人、学校、近所の人といった身近な人の割合が高くなっています。ひとり親世帯では、時間的・経済的に厳しい上に、困ったときにすぐに相談できないといった状況も考えられます。

核家族化や地域住民とのつながりの希薄化、また村外からの移住者への対応も踏まえて、役場の相談窓口を周知するとともに、困ったときに誰もが気軽に相談できる場所の整備を検討する必要があります。

◆ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯の大半を占める母子世帯の母親の就労状況は、ふたり親世帯に比べてフルタイムが多くなっており、仕事や家事・育児に追われて、こどもと接する時間自体が少ない状況が想定されます。

また、ひとり親世帯では、ふたり親世帯に比べて、暮らしの経済状況を「苦しい」と感じる割合が高く、さらに、ひとり親世帯の75%が不安や負担を感じています。不安や負担の理由としては、学費をはじめとする経済的な不安が最も多くなっていますが、そのほかに、ひとり親のため、自身の体調や持病が不安に繋がっている状況も見られます。

これらのことから、ひとり親世帯への経済的支援をはじめ、世帯ごとに置かれた状況を把握し、それぞれに合わせた支援をしていく必要があります。民生委員・児童委員の情報や各部署間や学校・関係機関等の情報共有等を活用し、一人ひとりに寄り添う支援体制づくりが必要です。

(3) 第2期計画評価からみる本村の現状

①教育・保育

令和5年度に民間保育園(1施設)が認定こども園へ移行し、1号認定が定員増、2号・3号認定が定員減となりました。

また、令和6年度には、今帰仁保育所休園により2号・3号認定が定員減となっています。定員数が減った分については、定員の弾力化により対応しているため、第3期計画では、これを踏まえた確保方策を検討する必要があります。

ア.1号認定

令和2年度から令和6年度まで申込者数は増加傾向にありますが、定員数が上回っており、確保方策は充足できています。

イ.2号認定

令和2年度から令和5年度までは、定員数が申込者数を上回っており、確保方策は充足できていましたが、令和6年度は、定員数217人に対し、申込者数236人と超過しており、定員の弾力化により対応しています。

ウ.3号認定

3号(0歳児)は、令和2年度から令和5年度まで、定員数が申込者数を上回っており、確保方策は充足できていましたが、令和6年度においても、申込者数23人に対し、定員数45人となっており、出生数を考慮しても確保方策は充足できる見通しです。

1歳児は、令和6年度に定員数が54人に減少していますが、申込者数52人に対して充足できています。

2歳児は、令和6年度に定員数61人に対し、申込者数が68人と超過しており、定員の弾力化により対応しています。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、本村内で実施しているほとんどの事業で確保方策は充足している状況です。

「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」は、妊娠・出生数の減少により、実績値が下回っています。

「延長保育事業」の量の見込み・確保方策は、共働き夫婦の増加などにより、実績値との乖離が発生しているため、第3期計画では実績値も踏まえた指標の見直しが必要です。

「一時預かり事業」は、在園児対応型のみ実施しており、在園児対応型以外については、利用児童数が定員に達しているため受け入れが困難な状況です。今後は利用者ニーズに合わせた受け入れ体制を整えることが必要となります。

地域子ども・子育て支援13事業のうち、本村で実施していない「子育て短期支援事業(ショートステイ)」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については、記載していません。

③次世代育成支援対策行動計画進捗状況

【基本目標1】 地域における子育て支援の推進

◆放課後子ども教室推進事業【社会教育課】

令和2年から沖縄県の補助金を活用し、民間団体委託で自学塾1カ所を開催しました。今後は、ジュニアリーダーを中心としたこどもの居場所の検討が必要です。

放課後子ども教室 開催場所数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標値(箇所)	1	1	1	1	1
実績値(箇所)	1	1	1	0	1

◆保育士等の育成・確保の強化

民間保育所に対し、保育士職務軽減や保育士の資質向上のための研修事業の補助、保育士等の業務の補助を行う保育補助者を雇いあげることで保育士の負担軽減、人材確保を行っています。

今後は、保育士等の人材育成及び確保のための新たな支援体制の創出が必要です。

【基本目標2】母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

◆母子健康相談事業【健康づくり推進課】

母子保健担当保健師等で、妊産婦や乳幼児、予防接種、育児に関する相談業務や保健指導を行っています。

妊娠期からの相談体制を確保、継続していることで出生数は減少しているものの相談件数は多く、母子保健コーディネーターの人材確保が課題となっています。

母子健康相談事業の対応件数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標値(件)	700	700	700	700	700
実績値(件)	1,096	947	1,282	1,034	—

◆妊婦一般健康診査等の推進【健康づくり推進課】

令和2年度より、産婦健診、産後ケア事業を開始し、産婦のからだところの健康状態の確認や、産後の母子に対し心身のケアや育児サポートができるようになりました。

【課題】目標値の見直し

妊婦一般健康診査の延べ人数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標値(人/回)	760	760	760	760	760
実績値(人/回)	886	724	679	479	—

◆ピアママ教室事業【健康づくり推進課】

コロナ禍では、少人数での教室開催を行いました。理学療法士や助産師など専門知識をもつ講師を招き、妊産婦のニーズが高いマイナートラブルに対するアプローチを軸に開催しており、受講希望者は多くなっていますが、希望者は全員受講予約ができています。

ピアママ教室事業 開催数と参加人数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標値	回数 4回 参加人数 40人	回数 4回 参加人数 40人	回数 4回 参加人数 40人	回数 4回 参加人数 40人	回数 4回 参加人数 40人
実績値	回数 2回 参加人数 14人	回数 4回 参加人数 21人	回数 4回 参加人数 13人	回数 3回 参加人数 22人	—

◆学校教育と連携した思春期保健対策【学校教育課】

性教育や薬物乱用防止教育等に取り組むとともに、教育相談員による各校での教育相談員、臨床心理士、スクールカウンセラーによる巡回相談等を行っています。

また、福祉・こども課と連携による性教育の講演会や、薬物乱用防止教育について、児童及び保護者を対象に警察等の専門機関による講演会を行っています。

◆離乳食実習事業【健康づくり推進課】

コロナ禍の影響で一時的に中断しましたが、令和4年度から事前予約制と少人数制で再開しています。また、子育て支援センターで開催することにより、センターの利用促進も図っています。また、少人数制や託児サービスを導入することで、講話や実習に集中できる環境を整えています。

離乳食実習事業の回数と参加人数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標値	回数 3回 参加 50人	回数 3回 参加 50人	回数 3回 参加 50人	回数 3回 参加 50人	回数 3回 参加 50人
実績値	回数 2回 参加 20人	回数 0回 参加 0人	回数 3回 参加 14人	回数 3回 参加 28人	—

◆こども医療費助成事業【健康づくり推進課】

令和2年9月診療分から就学児の通院の助成を拡充し、令和4年4月診療分から就学児の現物給付(窓口無料)を開始しています。令和3年度以降は助成内容の変更に伴い、件数が増加しています。

こども医療費助成 受給者数と助成件数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標値	受給者数 1,500 助成件数 10,000	受給者数 1,500 助成件数 11,000	受給者数 1,500 助成件数 11,500	受給者数 1,500 助成件数 12,000	受給者数 1,500 助成件数 12,500
実績値	受給者数 1,478 助成件数 9,724	受給者数 1,373 助成件数 12,744	受給者数 1,445 助成件数 15,962	受給者数 1,338 助成件数 15,890	—

◆今帰仁村すこやか子育て支援金の充実【福祉・こども課】

「すこやか子育て支援金」を第1子に2万円、第2子に3万円、第3子に7万円、第4子以降に10万円、所得制限がなく、条件に当てはまる全ての対象者に支給しています。出生の住民異動票を基に対象者を確認し、申請漏れを防いでいます。

今帰仁村すこやか子育て支援金の充実

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受給者(人)	75	63	54	60
支給金(円)	3,890,000	2,830,000	2,820,000	3,000,000

【基本目標3】こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◆きめ細かな学習指導の充実【学校教育課】

小・中学校への学習支援員を配置し、名桜大生による学習支援ボランティア、中学生を対象とした公営塾講師による夏期講座を行い、学習支援を実施していますが、大学生のボランティア不足で夏期講座が休止となる年がありました。

◆安全で快適な学校施設の整備・確保【学校教育課】

学校施設の点検を定期的に行うとともに、「公共施設個別計画」に基づき施設の更新に向け検討を行っています。

◆キャリア教育の実践【学校教育課】

地域貢献・社会貢献できる人材の育成を目指し、地域と学校を繋げる地域連携コーディネーターの配置を行い、地域愛と職業観を育てています。

【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備

◆村営住宅における多子世帯等の優先入居の促進【総務課】

既存村営住宅の適切な管理を進めつつ、多子世帯等子育て世帯の優先入居を実施しています。

令和4年度に建設された湧川第2団地及び令和5年度に建設された兼次第2団地の入居者募集の際には、母子・父子世帯や子育て世帯を優遇して抽選を行っています。その結果、湧川第2団地には、12世帯、兼次第2団地には、1世帯の子育て世帯が新たに入居しています。

◆防犯灯の設置推進【建設課】

平成29年度の沖縄安全対策事業(防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業)により、村民等が安全で安心して過ごせるよう、また犯罪抑止対策の強化に資するため、村内に防犯灯138台、防犯カメラ21台を設置しています。防犯灯は各区の設置要望箇所、防犯カメラは各小中学校や保育所等の公共施設及び年々観光客が増加している古宇利、今帰仁城跡等の観光施設に設置しています。

【基本目標5】職業生活と家庭生活との両立の推進等

◆ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発【総務課】

役場においては、特定事業主行動計画に基づいて取り組んでおり、毎週水曜日をノー残業デーと設定し、職員の余暇時間の創出を支援しています。

令和4年度は、女性職員の育児休業取得率や男性職員の配偶者出産休暇等取得率は100%ですが、男性職員の育児休業取得率は0%となっています。

【基本目標6】特別な支援が必要な子どもと家庭の支援

◆児童相談支援事業【福祉・子ども課】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等のため、子ども(0~18歳)に関するあらゆる相談支援(養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等)を行っています。

令和3年度から専門職社会福祉士(会計年度任用職員)、令和5年度に正規職員の専門職社会福祉士1名を採用し対応していますが、児童虐待相談の増加等により、児童相談専門職員の確保が課題となっています。

児童相談支援事業 相談件数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数(件)	32	42	53	50

◆養育支援訪問事業【健康づくり推進課】

養育の支援が必要と思われる養育者を妊婦の時期から把握し、相談支援を行っています。

令和6年度からは、保健師・助産師等から専門的な助言・支援を行い、育児に関する悩みを持つ養育者へ、個別に支援内容の検討を行うことで、身体的・精神的な負担軽減が図られています。

今後の課題として、複数事業(係)に重複する対象者だった場合の支援の連携が重要です。

訪問世帯数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標値(世帯)	5	5	5	5	5
実績値(世帯)	8	4	2	3	—

◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【福祉・子ども課】

毎年、一定数の個別支援対応となるケースがあり、ほとんどが親の養育不足が主な要因です。

要保護児童対策地域協議会対応ケースは、毎年増加傾向にあり、令和4年度から個別支援会議に加え、実務者会議、代表者会議を開催し、関係機関との連携強化を行っています。

会議開催数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
会議開催数(回)	9	26	37	67

◆母子及び父子家庭等医療費助成事業【福祉・こども課】

児童扶養手当の認定請求と同時に申請を受け付けることで、申請漏れを防いでいます。
また、児童だけではなく、その保護者の医療費を助成することで家庭への負担を軽減しています。

母子及び父子家庭等医療費助成

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受給者数（人）	1,097	1,222	1,049	831
支給金額（円）	3,569,707	3,737,263	3,849,216	3,297,648

◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業【福祉・こども課】

沖縄県と連携を図り、申請書類作成など柔軟な対応に取り組むことで、助成決定に繋がっています。
しかし、申請時の条件が厳しく、申請書類作成等に時間を要するため、申請まで至らないケースがあります。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数	2	3	7	6
貸付件数 ※()内は、 うち前年度進達分	3(1)	3	4	6(3)

◆第1期障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進【福祉・こども課】

障害児への支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを重点的に展開しています。
平成30年度からは、近隣市町村と同様に利用上限日数を国の定める標準利用上限日数で決定することで支援体制の充実に繋がっています。

障害児通所事業に対する認知が増え、保育所等訪問利用が増えていますが、子が障害児でなくとも、保護者の都合による医師意見書の取得による利用や、目的外となり得るグレーな利用もみられ、適切な「子の居場所」の確保が必要です。

施設の利用者数(国の基準により日数確保)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援センター(人)	11	11	5	5
放課後等デイサービス(人)	24	33	30	30
保育所等(人)	3	4	8	11

◆教育奨励特別対策事業【学校教育課】

優良な学生で経済的理由により就学が困難な子どもを対象に、入学準備金貸付制度、給付型の奨学金制度等、「今帰仁村育英会」による奨学金の貸与を行っています。

◆こどもの居場所づくり(無料学習支援・地域食堂)【学校教育課、福祉・こども課】

子ども応援支援員(子どもの貧困対策支援員)を配置し、支援を必要とするこどもや世帯へ福祉面から関りを持ち、困りごとを把握し、その内容に応じて、制度や関係機関に繋いでいます。

令和6年度からは、休園中の今帰仁保育所施設を活用し、「子ども食堂及びこどもの貧困対策としてのフードバンク活動」を実施しています。

また、こどもの居場所として、フードバンク(社協、ありんくりん)、子ども食堂(今帰仁保育所、謝名)、無料塾(名護、平敷)、こどもの居場所(スーパー寺子屋)へ繋げています。

無料塾や子ども食堂等はあくまでも各運営団体による一面的な支援となっており、村として「こどもの居場所」の確保、多面的な居場所づくりの施策が必要となってきます。

(参考)フードバンクやこどもの居場所の利用者・世帯数(村の実施事業以外)

実施内容	R4年度	R5年度
支援総数(人)	82	81
フードバンクや子ども食堂などに繋げて利用のあった世帯(世帯)	18	20
無料塾やこどもの居場所に繋げて利用のあった児童・生徒(人)	15	13

第3章 計画の基本理念、基本目標

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」における基本理念は、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

本計画は、国の定めた基本指針を踏まえつつ、本村のこれまでの子育て支援の指針であった「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の目標像を継承し、基本理念を以下のように設定します。

今帰仁村子ども・子育て支援事業計画 基本理念

ゆたかな自然と地域に包まれて こどもが健やかに育まれる今帰仁村
～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して～

2.計画の視点

本村の子育てに関する基本目標及び施策の方向性の検討にあたっては、国が示す「次世代育成支援対策行動計画策定指針」の「基本的な視点」を考慮します。

(1)【基本的な視点1】こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

(2)【基本的な視点2】次代の親の育成の視点

こどもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

(3)【基本的な視点3】サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育てサービスが必要となります。

(4)【基本的な視点4】社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、行政をはじめ、企業や関係団体など地域社会全体で協力し取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要となります。

(5)【基本的な視点5】仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和憲章(ワーク・ライフ・バランス憲章)では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育ての希望を実現するための取り組みの一つとして重要であり、行政や企業をはじめとする関係者が連携し、地域の実情に応じた展開を図ることが必要となります。

(6)【基本的な視点6】結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

多くの若者が将来家庭を持つことを望んでいるものの、晩婚化・未婚化が進み、結婚や妊娠、出産に対する希望が叶えられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産」に対する支援を推進することが必要となります。

(7) 【基本的な視点7】全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士をはじめとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

その際、社会的養護を必要とする子どもの増加や、虐待等の子どもの抱える背景の多様化に十分対応できるよう取り組みを進めることが必要となります。

(8) 【基本的な視点8】地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域には、子育てに関する活動を行うNPOや子育てサークル、子ども会などの様々な地域活動団体、民間事業者などの地域社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要となります。

また、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要となります。

(9) 【基本的な視点9】サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策では、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要となります。

(10) 【基本的な視点10】地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況など地域特性による利用者ニーズも異なることから、子育て支援対策においては、地域特性を踏まえた取り組みを進めていくことが必要です。

3. 施策体系

第3期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画は、ライフステージに応じた施策体系のもと、各種取り組みを推進していきます。

1. ライフステージ別の重要施策	
(1) 妊娠・出産期	①妊産婦・乳幼児への保健対策 ②妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進 ③地域における子育て支援サービスの充実
(2) 幼児期	①地域における子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実
(3) 学童期・思春期	①学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 ②こどもの健全育成 ③次代の親の育成
2. ライフステージを通じた重要施策	
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	
(2) こどもの貧困対策	①教育支援 ②こどもの居場所づくり ③経済的支援 ④保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
(3) ひとり親家庭への支援	①経済的支援及び生活支援
(4) 地域子育て支援の推進	①地域における子育て支援サービスの充実 ②子育て支援のネットワークづくり ③こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり ④地域における人材育成
(5) 家庭・地域教育、食育の推進	①家庭や地域の教育力の向上 ②「食育」の推進
(6) 学校教育環境等の整備	①こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
(7) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
(8) 障がい児支援	①障がい児施策の充実
(9) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	①きめ細やかな対応が必要な児童とその家庭への支援 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
(10) 子育て世帯の生活環境への支援	①小児医療の充実 ②子育ての生活環境を整える
(11) 犯罪などからこどもを守る取り組み	①こどもの安全対策 ②こどもを取り巻く有害環境対策の推進

第4章 施策の展開

1. ライフステージ別の重要施策

(1) 妊娠・出産期

① 妊産婦・乳幼児への保健対策

すべてのこどもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、乳幼児の順調な成育につながるよう指導・支援を推進します。

また、乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努めます。

施 策	母子健康相談事業
施策内容	母子を対象に、母子の健康状態や育児等に関する相談に対応する事業で、母子保健担当保健師等にて妊産婦、乳児、幼児、その他（予防接種関係、育児に関する事など）の相談業務（訪問、来所、電話）や保健指導を行っています。電話やメールに加え、LINEなどのSNSを通じた情報提供や調整等を行い、伴走型相談支援は、WEBアンケートを併用し、相談受付や状況確認を行っています。
担 当 課	健康づくり推進課
施 策	妊婦一般健康診査等の推進
施策内容	妊婦が自身の健康状態や胎児の発育状態を把握し、健康管理に努めながら出産を迎えることのできるよう、妊婦一般健康診査の費用を一部公費負担（計14回迄）しています。更に、身体的変化が著しい妊娠期に安心して出産を迎える準備ができるよう、保健師等の相談支援を行っています。 令和2年度より、産婦健診、産後ケア事業を開始し、産婦のからだところの健康状態を確認し、また産後の母子に対し心身のケアや育児サポートを行っています。
担 当 課	健康づくり推進課
施 策	新生児・乳児家庭全戸訪問事業
施策内容	新生児・乳児の健康管理及び保護者の育児支援等に資するよう、保健師等専門職による新生児訪問・乳児家庭全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行います。 また、県外からの移住者の増加、外国籍の保護者など、社会情勢の変化に伴い、育児状況も変化します。育児支援が必要となる状況を把握し、育児負担感や不安等を把握し、支援ができるよう取り組んでいきます。
担 当 課	健康づくり推進課

施策 乳幼児健康診査事業							
<p>乳幼児の健康管理に資するよう、乳児（5回/年）、1歳6か月児と3歳児（6回/年）を対象に行う健康診査（以下、健診）事業があります。</p> <p>今後とも、乳幼児の身体の健康のために、健診受診に向け保護者への啓発を行っていきます。</p>							
目標値	受診率等	現状値 (R5年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率
		乳児：95 1.6歳：90 3歳：90	乳児：95 1.6歳：94 3歳：91	乳児：95 1.6歳：94 3歳：91	乳児：95 1.6歳：94 3歳：91	乳児：95 1.6歳：94 3歳：91	乳児：95 1.6歳：94 3歳：91
担当課 健康づくり推進課							
施策 予防接種事業							
<p>乳幼児の感染症等の予防を図るため、予防接種（5種混合、MR、DT、BCG、日本脳炎、肺炎球菌ワクチン、水痘、B型肝炎、ロタウイルスワクチン、HPV）を定期的に行っています。標準的な接種年齢（月齢）となった際に、対象者に対し予診票を送付して接種勧奨を行っています。また、接種機会が限られるMR2期は、再勧奨を行うなどして公費接種期限の周知を図っています。</p> <p>今後とも、予防接種の接種勧奨を積極的に取り組み、接種率の向上に努めます。</p>							
目標値	接種率	現状値 (R5年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		接種率	接種率	接種率	接種率	接種率	接種率
		MR：81.6	MR：88	MR：88	MR：88	MR：88	MR：88
担当課 健康づくり推進課							
施策 ピアママ教室事業							
<p>乳幼児（0～5歳児）をもつ保護者と妊婦を対象に、子育てに関する各種講習を開催し、育児力の向上、保護者間の交流を通じた育児不安の軽減等を目的とした事業です。</p> <p>内容に応じて参加人数や開催回数を調整し、保護者が利用しやすいよう子育て支援センターを活用するなど工夫しながら取り組んでいます。</p> <p>今後も妊産婦を対象に、自身の健康管理や産後の育児に関する知識について各種講習会を開催します。また、社会的に孤立しやすい時期の、妊娠・出産・子育て世代の仲間づくりや虐待防止にも努めます。</p>							
担当課 健康づくり推進課							
施策 利用者支援事業【妊婦等包括相談支援事業型】							
<p>全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援として面談（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）を実施し、必要な支援に繋がります。</p>							
担当課 健康づくり推進課							

施 策	産後ケア事業
施 策 内 容	産後（生後）1年未満の産婦および乳児を対象とし、助産院などの産後ケア施設等において、助産師等専門職から育児技術や育児相談、身体のケアを受けることができます。産後も安心して子育てができる体制を整えていきます。
担 当 課	健康づくり推進課

②妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

妊娠・出産に関する希望を実現するため、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援が重要であり、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行います。

施 策	今帰仁村すこやか子育て支援金の充実
施 策 内 容	次代の社会を担うこどもの健全育成及び福祉の増進を目的として、こどもの誕生を祝うとともに出生児の健やかな成長に資するよう、所得制限なしで1児出産につき今帰仁村すこやか子育て支援金を支給しています。 今後も、1児出産につき支援金を支給する取り組みを継続します。
担 当 課	福祉・こども課

③地域における子育て支援サービスの充実

現代社会の中の多様な子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要となります。

施 策	利用者支援事業 【こども家庭センター型】
施 策 内 容	本村では、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師を中心に妊産婦支援体制をさらに充実させるよう取り組みを進めています。また、社会的に孤立しやすい時期、妊娠・出産・子育て期の親子の支援を通し、虐待防止等に繋がるよう取り組んでいきます。
担 当 課	健康づくり推進課

施 策	ブックスタート事業の推進												
施 策 内 容	乳児と親を対象に、読み聞かせを通して親子のコミュニケーションの大切さを伝え、絵本をプレゼントしています。												
目 標 値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (R5年度)</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	現状値 (R5年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	5	5	5	5	5	5
現状値 (R5年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度								
5	5	5	5	5	5								
担 当 課	社会教育課												

(2) 幼児期

①地域における子育て支援サービスの充実

現代社会の中の多様な子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要となります。

施 策	一時預かり事業
施策内容	認定こども園において、余裕活用型一時預かり事業として、利用児童数が定員に達していない場合に定員まで預かる事業として受け入れます。
担 当 課	福祉・こども課

施 策	延長保育事業
施策内容	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育短時間利用者の標準保育時間内での保育時間の延長や保育標準時間利用者の保育所における通常の 11 時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います。
担 当 課	福祉・こども課

施 策	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
施策内容	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等にに応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。
担 当 課	福祉・こども課

②保育サービスの充実

多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全てのこども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、保育所（園）や認定こども園から小学校生活にうまく適応できるよう、円滑な接続を図っていく必要があります。

また、これらの取り組みが着実に実施できるよう、保育教諭等の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

施 策	教育・保育施設の充実
施策内容	本村では、保育の受け皿拡大や地域型保育事業の連携施設、3歳からの幼児教育の提供といった多様な役割を担う認定こども園を令和2年に公立認定こども園を開園し、令和5年に民間の保育園が保育所型認定こども園に移行し、より良い子育て環境の整備を図っています。今後は量の見込みやニーズ、現状を踏まえながら、保育士確保等、人材育成を含め、受け入れ体制を整備します。
担 当 課	福祉・こども課

施 策	特定教育保育施設及び地域型保育事業
施策内容	年度途中の0歳児の受入れは民間保育園が保育士の配置基準によって対応しています。今後は量の見込みやニーズ、現状を踏まえながら、保育士確保等、人材育成を含め、受け入れ体制を整備します。
担 当 課	福祉・こども課

(3) 学童期・思春期

①学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

ゲームや SNS 等による睡眠不足や過度のダイエットによる体調不良、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や薬物乱用など、思春期のこどもたちを取り巻く状況は、決して楽観視できるものではありません。

思春期のこどもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるよう、家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

施 策	学校教育と連携した思春期保健対策
施策内容	本村では、性教育や薬物乱用防止教育等に取り組むとともに、臨床心理士、教育相談員による各校での巡回相談等を実施しています。 飲酒・喫煙問題も含め、今後とも継続して思春期保健対策の充実を図るとともに、関係機関（学校、村教育委員会、健康づくり推進課等）との連携を強化していきます。
担 当 課	学校教育課

②こどもの健全育成

共働き家庭が多くを占める現代において、小学生の放課後対策の充実が不可欠となっています。放課後児童クラブを活用した居場所づくりなど、こどもたちが安全に過ごせる場所の確保に努めます。

施 策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
施策内容	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。 令和6年度は、待機児童は発生していませんが、今後も利用者ニーズを踏まえ、待機児童が発生しないよう本事業を推進していきます。
担 当 課	福祉・こども課

施 策	こどもの居場所運営事業の拡充検討
施策内容	こどもが安心して過ごせる場所を確保し、食事の提供や生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を推進します。今後は自治会等の地域団体との関わりも含め、多面的なこどもの居場所づくりを検討します。
担 当 課	福祉・こども課

③次代の親の育成

こどもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、こどもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うことになります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、一人ひとりが安心して多様な家庭を築くこと及び命が育まれることの意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

また、中学生、高校生等が、命が育まれることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取り組みを推進します。

施 策	思春期における保健・福祉体験学習事業
施策内容	<p>本村では、思春期に父性や母性の涵養を図るとともに、生命の尊厳や性に関する教育を行うことによりこどもたちの心身の健全な育成を図れるよう、保育所（園）等において、中学生、高校生等の職場体験実習を行っています。</p> <p>今後も、乳幼児とのふれあいの中で、父性・母性の涵養を図っていきます。</p>
担 当 課	学校教育課、健康づくり推進課

2. ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法第3条では、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保することとされています。

本村においても、こども・若者が権利の主体であることを村民の皆様によく周知するとともに、実際にこども・若者本人から意見を聴き、それを施策に反映させることにより、こども基本法の基本理念を体現していきます。

施 策	こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成
施策内容	こどもまんなか社会の実現のためには、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、子育てしやすい環境を整えることが重要です。そこで、積極的に子育てに関する情報発信を行うこと等により、機運の醸成を図ります。
担 当 課	福祉・こども課（全庁）
施 策	今帰仁村こどもまんなか応援サポーター宣言 令和5年7月
施策内容	こどもは、社会の未来であり、こどもの可能性は無限大です。 本村は、『ゆたかな自然と地域に囲まれてこどもが健やかに育まれる今帰仁村』をキャッチフレーズに、家庭や学校、地域をはじめとした社会全体でこどもたちを支援する仕組みづくりや、安心して子育てできる環境の整備などに取り組んでいます。 今帰仁村は、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか社会」の趣旨に共感・賛同し、『こどもまんなか応援サポーター』として活動することを宣言します。
担 当 課	福祉・こども課（全庁）
施 策	今帰仁村教育大綱の推進
施策内容	村教育委員会は、「教育基本法に示された人間の尊重の精神、個性の尊重を基本とし、さらに、「公共の精神」や「伝統と文化の創造」を目指し、生涯学習の観点に立って、郷土の自然と文化に誇りを持ち、自主性・創造性・国際性に富む人材の育成と文化・スポーツの振興を期す。」との理念に立ち、学校教育・村民教育・生涯学習の教育施策を推進します。
担 当 課	学校教育課、社会教育課

(2) こどもの貧困対策

①教育支援

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指します。

施策	教育奨励特別対策事業
施策内容	<p>優良な学生で経済的理由により就学が困難なこどもを対象に、「今帰仁村育英会」による奨学金の貸与を行う事業です。</p> <p>村独自の事業として、入学時の短期的な金銭需要に合わせ、入学準備金貸付制度を実施しています。</p> <p>優秀な学生で経済的な理由で進学を断念することがないように、給付型の奨学金制度の創設も行っています。</p> <p>上級学校への進学を希望する優秀な学生が経済的な理由で就学を断念することがないように、本奨学金制度に取り組むとともに周知を拡充します。また、継続的な実施に向けて財源の確保も検討します。</p>
担当課	学校教育課

施策	無料学習塾の周知・利用促進事業
施策内容	<p>沖縄県の事業として本村で行われている子育て総合支援事業（じんぶん塾）について、小・中学生の無料学習塾の周知・利用促進を図ります。</p>
担当課	学校教育課、福祉・こども課

②こどもの居場所づくり

こどもの貧困対策の取り組みとして、生活困窮家庭を含むすべてのこどもに対し、こどもの健全育成の観点から放課後等のこどもの居場所づくりとして、子ども食堂・学習支援の充実を図ります。

施策	こどもの居場所づくり 学習支援
施策内容	<p>様々な支援を必要とするこども（生活困窮世帯やひとり親家庭、虐待のある家庭、ひきこもりやいじめを受けたこども等）に対して、無料塾へ繋げるほか、休園中の施設を活用した地域での居場所づくり、教育相談員による見守りを行っています。</p>
担当課	学校教育課、福祉・こども課

施策	こどもの居場所づくり 子ども食堂及びフードバンク活動の推進
施策内容	<p>様々な支援を必要とするこども（生活困窮世帯やひとり親家庭、虐待のある家庭、ひきこもりやいじめを受けたこども等）に対して、食事の提供及び居場所づくりの一環として、子ども食堂へ繋げています。</p> <p>また、休園中の施設を活用し、子ども食堂及びこどもの貧困対策としてのフードバンク活動に対して、場所の提供及び運営費の一部補助を行っています。</p>
担当課	福祉・こども課

③経済的支援

こどもの育ちを支える基礎的な経済支援を行います。

施策	児童手当
施策内容	高校生年代までのこどもを養育している養育者に支給する手当であり、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援です。受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。
担当課	福祉・こども課

施策	児童扶養手当
施策内容	父母の離婚などにより、児童と生計を同じくし児童を監護している父または母や、父または母と生計を同じくしていない児童を父または母にかわって監護養育している養育者に対し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。
担当課	福祉・こども課

施策	特別児童扶養手当
施策内容	心身に重度または中程度以上の障害がある 20 歳未満の児童を養育している養育者に対し、児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。
担当課	福祉・こども課

④保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

生活困窮世帯など支援を必要とする世帯の自立促進と職業の安定を図るため、就労支援に取り組みます。

施策	デジタル教育・就労支援事業
施策内容	デジタル分野で活躍する人材の育成及び多様な働き方の実現を推進するため、デジタル技術習得及び就労支援を行い、自身の価値観を見直すお金のトレーニングなど、IT だけではない幅広いカリキュラムも提供し、修了後は就労支援を通してより柔軟で高単価な業務に就くことを目指します。
担当課	福祉・こども課

(3) ひとり親家庭への支援

① 経済的支援及び生活支援

ひとり親家庭の経済的支援に取り組みます。また、身体的、精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向け、日常生活支援に取り組みます。

施 策	母子及び父子家庭等医療費助成事業
施策内容	母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、保健の向上等を図ることを目的とした事業です。本村では、児童扶養手当の認定請求と同時に申請を受け付けることで、申請漏れの防止に取り組んでいます。 今後も、本事業を継続実施するとともに事業の周知徹底に取り組めます。
担 当 課	福祉・こども課
施 策	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
施策内容	母子・父子・寡婦家庭を対象に、事業開始（継続）資金や就学資金、技能取得資金等の貸付を行い自立を支援する事業です。本村が相談窓口となり沖縄県が助成を行う事業です。 本事業の相談は、年間数件ありますが、申請時の条件が厳しいこともあり申請まで至らないケースがあります。その場合は、他貸付事業所等と連携しています。今後も、本事業を継続的に実施するとともに、本事業の利用が難しい場合には、村社会福祉協議会等と連携を図り、支援方法を検討するなど柔軟な対応に取り組めます。
担 当 課	福祉・こども課
施 策	今帰仁村ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業
施策内容	ひとり親家庭等における放課後児童クラブ利用料金の負担を軽減し、当該家庭の生活と自立を支援することを目的とし、村内の放課後児童クラブを利用する際の利用料等について補助を行います。
担 当 課	福祉・こども課
施 策	日常生活支援事業の周知・利用促進
施策内容	家事援助が必要なひとり親家庭に対し、沖縄県が実施する日常生活支援事業の周知を図ります。
担 当 課	福祉・こども課

(4) 地域子育て支援の推進

①地域における子育て支援サービスの充実

現代社会の中の多様な子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要となります。

施 策	地域子育て支援拠点事業
施策内容	<p>地域子育て支援拠点事業は、子育て中の保護者等が、地域支援等から孤立し育児不安等を抱えることのないよう、保護者に身近な地域で親子交流や育児相談等を行う事業です。</p> <p>本村では子育て支援センターを令和2年4月から、認定こども園みらいに併設し実施しています。</p>
担 当 課	福祉・こども課
施 策	子育て短期支援事業
施策内容	<p>保護者の疾病や疲労等の理由によりこどもの養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保育を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」（7日以内）と「夜間養護等（トワイライトステイ事業）」（平日夜間又は休日）の2つの事業形態があります。</p> <p>現時点において、利用ニーズはないものの、必要に応じ児童養護施設において保護を行えるよう取り組んでいきます。</p>
担 当 課	福祉・こども課
施 策	病児・病後児保育事業
施策内容	<p>児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育をする事業です。</p> <p>本村では、病児・病後児保育は、やんばる町村ファミリー・サポート・センターがその役割を担っており、病院や保育所等における病児・病後児保育は未実施となっています。</p>
担 当 課	福祉・こども課
施 策	やんばる町村ファミリー・サポート・センター利用支援事業
施策内容	<p>乳幼児や児童・生徒（概ね18歳児まで）を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方（利用会員）、育児の援助を行いたい方（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。</p> <p>やんばる町村ファミリー・サポート・センターでは、本村をはじめ北部地域の10町村（今帰仁村・国頭村・大宜味村・東村・本部町・宜野座村・金武町・恩納村・伊江村・伊平屋村）が共同で本事業を実施しています。</p> <p>本村は北部地域内でも利用が多く、ひとり親世帯や非課税世帯については、子育てサポート券（初回12,000円分のサービス券）を発行し、経済的負担の軽減を行っています。今後も、利用会員への周知やサポート会員の確保に努め、子育て支援をサポートします。</p>
担 当 課	福祉・こども課

②子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々であり、子どもや子育て家庭の状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

このため、地域全体で子育て支援を支えることができるよう、子育て支援のネットワークを構築し、情報提供の充実を図ります。

施 策	子育て支援サービスの周知
施策内容	<p>子育て中の保護者等が、多岐にわたる子育て支援サービス等の情報を得やすいよう、広報なきじんや村ホームページ（教育委員会 HP 含む）を活用し、適宜、サービスの周知を行っています。</p> <p>また、子育て中の保護者等に対して安心して子育てを行ってもらうための情報をまとめた「子育てのしおり」を出生届や転入時に配布しています。</p> <p>今後も、村広報紙、村ホームページを積極的に活用し、住民に対し必要な情報についての周知に努めます。</p>
担 当 課	総務課

③こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

子どもたちの健やかな成長を支援していくため、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域による相互連携をさらに強化していくことが求められています。

施 策	母子保健推進員活動の促進
施策内容	<p>本村から委嘱を受けた母子保健推進員は、地域のお母さんとこどもの健康に関する良き相談役として活躍しています。各種母子保健事業へ参加し、健診の身体計測や託児を行う等、各事業が円滑に実施されるよう協力するだけでなく、乳幼児健診への受診勧奨、その他行政サービスに係る情報の提供を行っています。今後も人材確保とその育成により母子保健推進員活動を促進し、地域の子育て力の充実を図ります。</p>
担 当 課	健康づくり推進課

④地域における人材育成

教育・保育事業を展開するにあたっては、施設等の確保だけでなく、保育士等などの人材の確保が必要となります。保育士等不足が常態化している状況の中、県との連携になどにより人材確保に努めます。

施 策	保育士等の育成・確保の強化
施策内容	<p>幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、県が実施する保育士等の育成・確保に関する各種取り組みとの連携を図ります。</p> <p>また、私立、公立を含めた保育士の処遇改善や新制度の理解や実践に即した研修会の実施等を行ない人材の育成・確保に取り組みます。</p>
担 当 課	福祉・こども課

(5) 家庭・地域教育、食育の推進

①家庭や地域の教育力の向上

地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、こどもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養う取り組みに努めます。

施 策		公民館講座の実施					
施策内容		<p>村教育委員会では、こどもたちの健全な育成を促進するために、本村の自然に触れる体験やスポーツ、文化体験などの各種講座を実施しています。</p> <p>今後も、親子で参加出来る講座を企画する等、家庭や地域を巻き込んだ豊かな体験がこどもたちの健全育成に資するよう、継続して取り組んでいきます。</p>					
目 標 値	実施回数	現状値 (R5 年度)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
		10	10	10	10	10	10
担 当 課		社会教育課					

施 策		人材育成事業・児童生徒相互交流事業					
施策内容		<p>こども達が様々な集団活動を通して、思いやり、規律、奉仕、協調性、社会性を育み、身心の健やかな成長、リーダーとしての資質を高め、本村の未来を担う志を育むことを目的に今後も取り組んでいきます。</p>					
目 標 値	実施回数	現状値 (R5 年度)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
		2	2	2	2	2	2
担 当 課		社会教育課					

施 策		地域人材等の活用による学校教育の充実					
施策内容		<p>名桜大学の学生ボランティアによる学習支援を行うとともに、村のALTの活用による夏休み期間の英会話教室等を進めています。</p> <p>今後とも、本村を担うこどもたちの学力の向上を図るために、地域の人材等を有効に活用し各種の取り組みを進めていきます。</p>					
担 当 課		学校教育課					

施 策		児童生徒の運動機会の確保					
施策内容		<p>地域で活動するスポーツ団体やスポーツ少年団等を支援し、村民がスポーツに触れる機会の提供を図ります。</p> <p>児童生徒の運動習慣の定着を推進するとともに、児童生徒が適切に休養を取れるよう、練習時間や練習頻度の適正化を呼び掛けていきます。</p>					
担 当 課		社会教育課、学校教育課					

②「食育」の推進

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

こどもが健全な食生活の習慣を身につけるには、こどもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

施 策		離乳食実習事業					
施策内容		<p>生後2か月から1歳未満の乳児の保護者を主な対象者とし、離乳食の講話や調理実習を行います。保護者が気軽に参加し、講話や実習に集中できるように、母子保健推進員による託児も行います。</p> <p>参加人数は10名前後で、1回のみならず2回、3回と参加する保護者もあり、好評価を得ています。初めての育児に頑張っている保護者、仕事復帰を控えた保護者など、各人の生活背景に合わせ、離乳食を負担に感じず、楽しく、簡単に離乳食に取り掛かれるような内容にできるように今後も取り組んでいきます。</p>					
目 標 値	開催回数	現状値 (R5 年度)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
		3	3	3	3	3	3
担 当 課		健康づくり推進課					

施 策		望ましい食習慣や知識の習得					
施策内容		<p>幼少期から地元の食材に慣れ親しみ、地産地消の体験を通して食材や生産者、調理者への感謝の念を育むことができるよう、各小学校において、地元食材についての座学と生産現場の見学、食材を活用した給食調理現場での学習により、より深い学びと「食」への関心、感謝の念を育んでいます。</p> <p>献立決めから食材の買い出し、調理、盛り付け、後片づけ等、こどもたち自ら弁当作りを一人で行う「弁当の日」を継続実施し、食の選択力や調理能力、普段調理をしている保護者等への感謝の心を育みます。</p> <p>児童の発達段階に応じて必要となる基礎的な食の知識が習得できるよう、沖縄県が作成した健康づくり副読本「うちなあ〜のくすいむん くわっち〜さびら」等の教材活用を推進します。</p>					
担 当 課		学校教育課					

施 策		学校給食を活用した食文化の継承					
施策内容		学校給食における地元食材の活用推進や行事食の提供等を通して、地産地消や地域の食文化の伝承を進めます。					
担 当 課		学校教育課					

施 策		若い世代への食育推進					
施策内容		若い世代が食育に関心をもち、自らの食生活の改善に自主的に取り組めるよう、広報紙や村ホームページ、SNS等を活用した食育情報の提供を推進します。					
担 当 課		健康づくり推進課					

施策	栽培・収穫・調理を通じた食育の推進
施策内容	認定子ども園や保育所（園）等、小学校の菜園において、野菜等の栽培・収穫・調理体験を通して、子どもたちの食への興味・関心や食材への感謝の心を育み食育を進めます。
担当課	福祉・子ども課、学校教育課

施策	食育を通じた健康状態の改善の推進
施策内容	学校において保護者の理解と協力のもと、児童生徒の健康状態の改善が図れるよう、偏食のある子どもや、やせ・肥満傾向の子どもに対する個別的な相談支援に取り組みます。
担当課	学校教育課、健康づくり推進課

(6) 学校教育環境等の整備

① こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

施策	きめ細かな学習指導の充実
施策内容	本村を担う子どもたちの個に応じた学習環境の提供を目的に、小・中学校への特別支援員を配置しています。
担当課	学校教育課

施策	豊かな心を育む教育の推進
施策内容	豊かな心を持った子どもたちを養育していくことができるよう、車いす体験や高齢者等施設への訪問等福祉体験活動の実施は、学習環境の充実を実感できる大きな機会であり、保護者及び地域への感謝の機会になっています。 また、他者への肯定、尊敬に繋げる取り組みとして、小中学校において「さんSUN運動」を展開しています。 今後とも、豊かな心の養育に向け、関係機関との連携を通じた交流等を推進して行きます。
担当課	学校教育課

施策	学校におけるスポーツ環境の充実
施策内容	スポーツを通じて健全な心身の育成を図るために、地域人材を活用して、学校行事やクラブ活動等において、地域に伝わる棒術等に取り組んでいます。 今後とも、子どもたちの健やかな心身の育成に努めるとともに、部活動等の外部指導員の導入にも取り組んでいきます。
担当課	学校教育課

施策	健康教育の推進
施策内容	<p>健全な心身の育成を図るとともに、より適切な生活習慣の獲得に向け、各校において「早寝、早起き、朝ごはん」、「徒歩登校」の推奨により、健やかな体の育成に努めています。</p> <p>今後は、徒歩登校時の安全確保の観点から地域による「見守り隊」、家庭との連携のもと、心・体の健全育成及び適切な生活習慣の定着に務めます。</p>
担当課	学校教育課
施策	安全で快適な学校施設の整備・確保
施策内容	<p>児童、生徒が安全で快適な環境のもと学校生活を送ることができるよう、毎月各学校単位での安全点検や施設担当者による訪問点検を実施しています。更に、保護者等による校内の清掃活動、通学路の安全点検、エアコンの設置、教室のユニバーサルデザイン化を推奨し、安全・快適な学習環境の整備を行っています。</p> <p>今後とも、学校の施設環境の維持・保全に向け、適宜修繕、整備を進めるとともに、「公共施設個別計画」に基づき施設の更新に向け検討を行ってまいります。</p>
担当課	学校教育課
施策	地域に根ざした特色ある学校づくり
施策内容	<p>本村の次代を担うこどもたちの自信や地域への誇りを育むことができるよう、地域の自然、歴史文化、人材資源産業等を活かした教育活動（歴史学習、美化活動、芸能活動等）を各校で実践しています。</p> <p>また、学校運営協議会、学校評議員による学校評価を踏まえ、適宜教育内容の改善に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、学校と地域人材の調整を図りつつ、地域に根ざした特色ある学校づくりが行えるよう進めてまいります。</p>
担当課	学校教育課
施策	キャリア教育の実践
施策内容	<p>発達段階に応じた職業観・起業化精神を育むべく、小中高生を対象とした「プロデューサー育成事業」、中高校生を対象とした「県外インターンシップ事業」を実施しています。</p> <p>今後も各種プログラムを通じて地域貢献・社会貢献のできる人材の育成を図ってまいります。</p>
担当課	学校教育課、社会教育課
施策	英語特区の推進
施策内容	<p>地域貢献、社会貢献できる人材育成のため、日常的に英語に触れる環境を作るためにALTの配置推進を行い、特色ある教育環境づくりを推進します。</p>
担当課	学校教育課

施 策	児童生徒等県外派遣事業
施策内容	村内の小中高校に在籍する児童生徒等対象に、県外の人との競争と交流の機会を増やし視野を広げることを目的とし、各種スポーツ大会や文化関係大会への派遣費用の一部を補助します。
担 当 課	社会教育課

施 策	ジュニアリーダーの育成
施策内容	村内の小中高生を対象にジュニアリーダーの活動を推進し、児童生徒の協調性、社会性を育み、将来の今帰仁村を担う心豊かな青少年の育成に努めます。
担 当 課	社会教育課

(7) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取り組みへの動機づけが難しい状況にあります。

施 策	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
施策内容	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を目指すため、役場をはじめ、村内企業に対し労働基準法等の遵守を働きかけるなど、育児休業の推進や従業員の余暇時間の創出を促します。
担 当 課	総務課

(8) 障がい児支援

①障がい児施策の充実

障がいのあるこどもが地域の中で健やかに育つために、障がいのないこどもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

施 策	第3期障害児福祉計画と連携した障がい児支援の推進					
施策内容	「今帰仁村第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を一体的に策定し実施しています。					
目 標 値	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		1	1	1	1	1
担 当 課	福祉・こども課					

施 策	今帰仁村医療的ケア支援事業（医療行為が必要な園児の保育施設受入れ）
施策内容	村内の認定こども園及び保育所・保育園において、医療行為が必要な園児の保育施設受入れを行います。（原則、公立で行う）
担 当 課	福祉・こども課

施 策	今帰仁村特別支援保育事業（特別支援児の保育に従事する保育士の配置）
施策内容	村内の認定こども園及び保育所・保育園において、心身に障がいのある児童又は発育や発達に遅れがあり特別な支援を要する児童を受け入れ、障がいのない児童と共に集団保育をする中で社会性を培い、健やかな成長発達を促進します。
担 当 課	福祉・こども課

（9）児童虐待防止対策と社会的養護の推進

①きめ細やかな対応が必要な児童とその家庭への支援

こどもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家族関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者やこどもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

施 策	児童相談支援事業
施策内容	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、こども（0～18歳）に関するあらゆる相談支援（養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等）を行う事業で、専門員を配置し取り組んでいます。 本村では、泣き声通報等については毎年数件あり48時間以内に安否確認と保護者指導を行い、一定期間の家庭の見守りを行っています。 また、相談件数は毎年増加傾向にあり複雑困難なケースが多く、引き続き専門職員の確保に取り組めます。 今後は、支援体制の充実を図りつつ「こども家庭センター」の整備を図ります。
担 当 課	福祉・こども課、健康づくり推進課、学校教育課

施 策	養育支援訪問事業
施策内容	子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭に保健師等や助産師等の専門職が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題を解決、軽減できるよう支援を行います。 具体的には、若年、多胎児の養育者を含め、産前産後の育児に関する悩みを持つ養育者への相談支援、養育者自身の身体的・精神的不調に対する相談・指導を行います。
担 当 課	健康づくり推進課

施策	こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業
施策内容	<p>要保護児童とその保護者を把握した場合に、適切な支援へ繋げるため学校関係者や行政関係者等（保育所（園）、民生委員児童委員協議会、健康づくり推進課（保健師）等）が一堂に会し、こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を開催しています。また、児童相談や支援強化のため社会福祉士の専門職員を配置しています。</p> <p>今後も、要保護児童対策地域協議会に社会福祉士等の専門職員配置や更なる関係機関との連携強化を図り、こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組みます。</p>
担当課	福祉・こども課
施策	子育て世帯訪問支援事業
施策内容	<p>家事や育児に困りや不安がある子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の家庭に対し、家事・育児支援としてヘルパー等を派遣し、支援を実施することにより虐待リスク等の高まりを防ぎます。</p>
担当課	福祉・こども課
施策	ヤングケアラーへの支援
施策内容	<p>一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについて理解を深め、多職種が連携して対応ができるよう、状況に応じて調査・研修等を行います。</p> <p>また、学校においてヤングケアラーを発見した場合、適切な支援につなげることができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターの配置に努めます。</p>
担当課	福祉・こども課、学校教育課

②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護を必要とするこどもの増加や、虐待等のこどもの抱える背景の多様化に対応できるよう取り組みを進めます。

施策	親子関係形成支援事業
施策内容	<p>こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワークを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。</p>
担当課	福祉・こども課
施策	里親の推進
施策内容	<p>何らかの事情により家庭での養育が困難になった、または受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する里親制度について、様々な媒体を通じて周知広報に努めます。</p>
担当課	福祉・こども課

(10) 子育て世帯の生活環境への支援

①小児医療の充実

地域で安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、子育て世帯の経済的支援として、医療費助成を実施します。

施 策	こども医療費助成事業
施策内容	乳幼児期から学齢期までのこどもの疾病の早期発見、早期治療を促進することで、心身の健全な発育に供するよう、乳幼児期～学齢期の医療費の一部を助成する事業です。 医療費無料化の対象年齢の拡大により、子育て世代の経済的支援を推進して行きます。
担 当 課	健康づくり推進課

②子育ての生活環境を整える

親子がともに楽しい時間を過ごすことのできる住環境の確保や、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して生活できるよう、道路交通環境の整備、安全・安心なまちづくりを推進します。

施 策	村営住宅における多子世帯等の優先入居の促進
施策内容	既存村営住宅の適切な管理を進めつつ、多子世帯等子育て世帯の優先入居を実施しています。今後は村営住宅の新築予定はないため、募集や入居に関する事務を適切に実施していくことで、子育て世帯等の入居を進めていきます。
担 当 課	総務課

施 策	安全な道路交通環境の推進 各種補助事業の活用
施策内容	子どもを含むすべての村民の交通安全のため、防護柵（ガードレール）及び道路反射鏡（カーブミラー）の設置、区画線の整備に取り組んでいます。 また、交通安全意識の高揚を図るため、駐在警察官を中心に交通安全指導に取り組んでいます。 今後も、村内の危険性が高いと思われる箇所について、関係機関等と連携して環境整備を推進するとともに、年間を通して交通安全に対する村民の意識啓発に努めます。
担 当 課	総務課・本部警察署

施 策	公共施設等のバリアフリー化の推進
施策内容	本村では、福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。 今後は、建築物のみではなく、屋外駐車場の整備、道路、公園なども同様に整備することを検討します。
担 当 課	建設課

施 策		防犯灯の設置推進					
施策内容		こどもを交通事故や犯罪から守るため、各字からの要請を踏まえて、各種補助事業等を活用しながら、防犯灯の設置に取り組みます。					
担 当 課		総務課					
施 策		太陽の家等による地域防犯活動の推進					
施策内容		こどもたちの防犯・安全確保のため、本部警察署や防犯協会が取り組む緊急避難場所「太陽の家（子ども110番の家）」の設置を推進しています。 今後、教育委員会、本部警察署及び本部地区防犯協会と連携して、新入生等に対しても「太陽の家（子ども110番の家）」について周知等を行い、地域の防犯活動に取り組み、地域の防犯活動を推進します。					
担 当 課		総務課					
施 策		夜間パトロールの充実					
施策内容		こどもたちを犯罪等の被害から守るために、青少年健全育成協議会では、地域（区長、育成会長、保護者等）を中心としたまつり夜間パトロールを実施しています。 今後も「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンに地域を中心とした安全・安心なまちづくりを推進します。					
目 標 値	実施回数	現状値 (R5 年度)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
		1	1	1	1	1	1
担 当 課		社会教育課					

(11) 犯罪などからこどもを守る取り組み

① こどもの安全対策

いじめや犯罪からこどもたちを守る体制を作るとともに、こども自身が困難やストレスに直面した場合に、自ら助けを求めることができるよう取り組みます。

施 策		日本版DBS					
施策内容		こどもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する制度「日本版DBS」制度の施行に際し、委託事業や補助事業についても積極的な導入を検討します。					
担 当 課		総務課、企画財政課、福祉・こども課、学校教育課、社会教育課					
施 策		児童生徒のSOSの出し方に関する教育					
施策内容		困難やストレスに直面した児童生徒が周囲の大人などに助けを求めるスキルを身に付けられるよう、沖縄県が作成した健康づくり副読本「こころのタネ」等を活用し、SOSの出し方に関する教育を推進します。					
担 当 課		学校教育課					

②こどもを取り巻く有害環境対策の推進

パソコンや携帯電話の普及により、インターネットの掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな問題が発生しています。

また、こどもたちの身近な場所において、性や暴力、犯罪（闇バイト等）に関する情報が容易に入手できる環境となり、こどもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめからこどもたちを守るため、こどもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域・学校・家庭における情報モラル教育など良好な環境づくりが必要です。

施 策		有害環境対策の推進					
施策内容		こどもたちへ悪影響を及ぼす恐れのある過激な情報がこどもの目に触れることのないよう、有害図書等の販売実態調査の実施、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について学校をはじめ、家庭や地域において意識啓発に努めます。 また、薬物・スマートフォンの悪用による非行対策を、学力向上推進大会を通して周知します。					
目 標 値	実施回数	現状値 (R5 年度)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
		1	1	1	1	1	1
担 当 課		社会教育課、学校教育課					

施 策		犯罪（闇バイト等）の未然防止					
施策内容		近年、全国的に急増している犯罪（闇バイト等）について、若者がSNSを通じて安易に犯罪に加担している現状が報道されています。適切な情報端末機器等の利用について指導することに加え、生徒がSNSを使った新たな犯罪に巻き込まれないよう、中学生を中心に具体的に指導できる体制を整えていきます。					
担 当 課		学校教育課					

第5章

子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 本村の教育・保育提供区域について

本村の人口規模や地域資源等を勘案すると、村全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本村においては教育・保育提供区域を村全域と設定します。

2.教育・保育の量の見込み

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければいけません。

村内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(認定こども園・保育園等)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆1号認定3-5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)
- ◆2号認定3-5歳 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- ◆3号認定0-2歳 保育の必要性あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

(2) 1号認定(教育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

1号認定の令和6年度の実績値は10人となっています。

今後も量の見込みは一定数予想され、12人になる見込みです。量の見込みに対する定員数は、充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A実績値	2	8	10	12	10

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	12	12	12	12	12
B確保方策(定員数)	12	12	12	12	12
C量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

2号認定の実績値は、令和6年度には236人となっています。

児童人口の減少に伴い、今後の量の見込みも減少することが予想されます。

現時点において、2号認定の量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A実績値	265	260	235	240	236

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	247	219	194	164	149
B確保方策(定員数)	250	225	194	164	149
C差(B-A)	3	6	0	0	0

(4) 3号認定(0歳児、1-2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

3号(0歳)の実績値は、令和6年度には23人となっています。

今後の量の見込みについては、同程度で推移することが予想され、量の見込みに対する定員数は、充足する見通しです。

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A実績値	35	23	32	16	23

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	25	25	23	23	22
B確保方策(定員数)	27	27	24	24	24
C差(B-A)	2	2	1	1	2

②3号認定(1歳児)

3号(1歳)の実績値は、令和6年度には52人となっています。

今後の量の見込みについて、40人程度で推移することが予想され、量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A実績値	65	77	62	66	52

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	41	41	41	39	39
B確保方策(定員数)	45	45	45	40	40
C差(B-A)	4	4	4	1	1

③3号認定(2歳児)

3号(2歳)の実績値は、令和6年度には68人となっています。

今後の量の見込みについて、63人から減少傾向で推移することが予想されます。

現時点において3号(2歳)の量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A実績値	69	68	90	66	68

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	63	48	48	48	46
B確保方策(定員数)	66	48	48	48	46
C差(B-A)	3	0	0	0	0

3.地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所(園)等で保育を実施する事業です。

量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	635	635	635	635	635
B確保方策	635	635	635	635	635
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算マニュアルによる量の見込みと実績値には大きな乖離があるため、量の見込みは、過去の利用実績を基に設定。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は現在5カ所にて実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	200	200	200	200	200
低学年	160	160	160	160	160
高学年	40	40	40	40	40
B確保方策	210	210	210	210	210
C差(A-B)	10	10	10	10	10

※国算マニュアルによる量の見込みと実績値には大きな乖離があるため、量の見込みは、過去の利用実績を基に設定。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・確保方策

単位:延べ人数

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	0	0	0	0	0
B確保方策	0	0	0	0	0
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算マニュアルによる量の見込み、及び利用実績無し。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、1カ所にて類似事業(子育て支援センター)を実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:延べ人数

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
B確保方策	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算マニュアルによる量の見込みと実績値には大きな乖離があるため、量の見込みは、過去の利用実績を基に設定。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆幼稚園型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:延べ回数

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	325	325	325	325	325
B確保方策	325	325	325	325	325
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算マニュアルによる量の見込みにて算出。

◆幼稚園型を除く

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所(園)等で一時的に預かる事業です。

量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:延べ回数

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	15	15	15	15	15
B確保方策	15	15	15	15	15
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※過去の問合せ実績を基に量の見込みを設定。

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	1,571	1,409	1,308	1,187	1,112
B確保方策	33	33	33	33	33

※国算マニュアルによる量の見込みより算出。

※確保方策は、ファミリー・サポート・センターの確保人数。令和2年度からこれまでの実績としては、利用者は無し。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	280	280	280	280	280
B確保方策	280	280	280	280	280
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国マニュアルでは、放課後のこどもの居場所としての子育て援助活動支援事業を量の見込みとして算出するものとなっており、調査結果から放課後のこどもの居場所としての回答は無し。

※放課後のこどもの居場所としての見込み量はないものの、本事業は、重要な子育て支援施策であり、放課後のこどもの居場所だけではなく、それ以外の利用も含め量の見込みを設定。過去の実績値(最大値)と同程度として設定。

(8) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業は、1カ所にて実施しており、今後も、現行体制を維持します。

量の見込み・確保の内容

単位:箇所

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	1	1	1	1	1
B確保方策	1	1	1	1	1

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:延べ回数

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	495	495	473	473	451
B確保方策	495	495	473	473	451
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算マニュアルがないため、0歳推計人口に過去の1人当たり受診回数11回/人を乗じて量の見込みを算出。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	45	45	43	43	41
B確保方策	45	45	43	43	41
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算マニュアルがないため、0歳推計人口を量の見込みとして設定。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等や助産師等の専門職がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み・確保方策

単位:世帯

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	8	8	8	8	8
B確保方策	8	8	8	8	8
C差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算マニュアルがないため、量の見込みは、過去の実績値(最大値)と同程度として設定。

(12) 産後ケア事業

産後(生後)1年未満の産婦および乳児を対象に、助産院等産後ケア施設等で、助産師等専門職から育児技術や相談、身体のケアを受けることができる事業です。ケアを受けることにより安心して子育てができる体制を整えていきます。

産後ケア事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

<産後ケア事業算出式>

量の見込み(人日) = 推計産婦数(人) × 利用見込み産婦率(%) × 平均利用日数(日)

A 推計産婦数

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
推計産婦数	45	45	43	43	41

B 利用見込み産婦率

単位:%

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用見込み産婦率	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0

C 平均利用日数

単位:日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
平均利用日数	4	4	4	4	4

D 産後ケア利用日数

単位:人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み (産後ケア利用日数)	162	162	156	156	148
B 確保方策	162	162	156	156	148
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

(13) 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に不安や負担を抱える子育て世帯、ヤングケアラー等がいる家庭などを支援するため、訪問支援員がその居宅を訪問し、家事・育児の支援を行うことにより虐待リスクを未然に防ぐ事業です。

子育て世帯訪問支援事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

量の見込み・確保方策

単位:延べ人数

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	288	288	288	288	288
B確保方策	288	288	288	288	288
C差(B-A)	0	0	0	0	0

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。令和8年度から全自治体で実施となります。

本村では、未就園児が少ないため、定員数の確保までは、必要ないものの現状の受け入れ体制により、令和7年度中からの実施について検討します。

<乳児等通園支援事業基本的な算出式> (小数点以下切り上げ)

(対象年齢(※1)の未就園児数 × 月一定時間(※2)) ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※3)

(※1) 0歳6か月から満3歳未満

(※2) 月一定時間は、本調査においては、月 10 時間と仮定します。

(※3) 月 176 時間(8時間×22日)を基本とします。

A 推計人口

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	45	45	43	43	41
1歳児	48	48	48	46	46
2歳児	65	50	50	50	48

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	25	25	23	23	22
1歳児	41	41	41	39	39
2歳児	63	48	48	46	46

C 未就園児数(A-B)

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	7	7	7	7	7
2歳児	2	2	2	4	2

※0歳児は生後6か月から利用可能なため、A÷2-Bとして算出するとマイナスとなるため、「0」と表記しています。

D 必要定員数(C×10÷176)

単位:人/月

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	0
2歳児	0	0	0	0	0

(15) 妊婦等包括相談支援事業

出産、育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問事業の間)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。1組当たり3回の面談を行い、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

量の見込みと確保の内容

単位:人日

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	135	135	129	129	123
①妊娠届出時	45	45	43	43	41
②妊娠8か月前後	45	45	43	43	41
③出生届出	45	45	43	43	41
確保方策	135	135	129	129	123

※②は面談またはアンケートによる実施、③は乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施します。

(16) 実費徴収に係る補足給付を行なう事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※事業実績はありません。今後の情勢を見極めながら、必要に応じて実施を検討します。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

私立認定こども園にて加配事業を想定。

量の見込み・確保方策

単位:事業所

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A量の見込み	0	0	0	0	0
B確保方策	1	1	1	1	1

(18) 児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業

本事業は、新たに創設された事業であり、関連する事業実績値も把握できていないことから、今後事業実績値を把握したうえで、事業を検討します。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所(園)からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、保育所(園)等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所(園)・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

(4) 施設の在り方の検討

出生数・出生率の減少と令和7年に開業予定の観光施設等による人口動態の影響を注視し、既存施設の在り方を検討していきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となります。

このことを踏まえ、本村では、子育てのための施設等利用申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

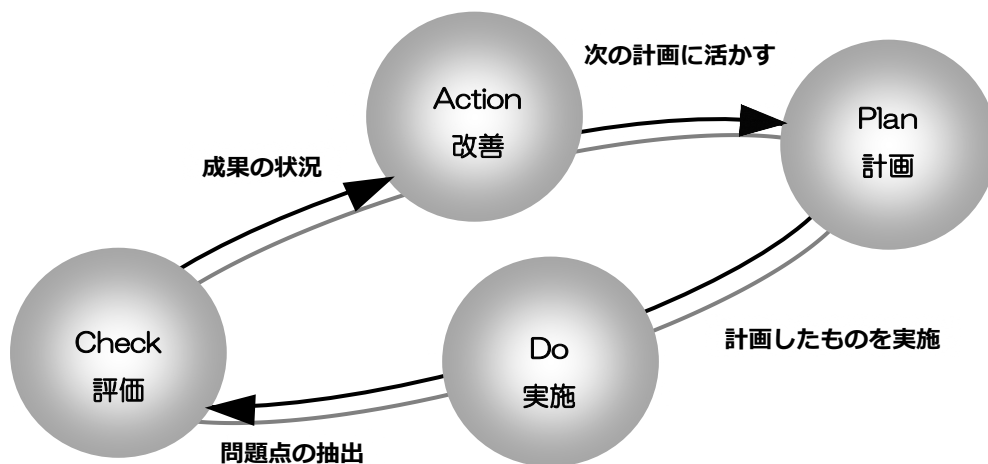
また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

第6章 推進体制

1. 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況についてPDCAサイクルを用いて毎年把握するとともに「今帰仁村子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。



2. 計画の進捗状況の公表

本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況について、広報紙やホームページ、村が活用している様々な媒体を活用して、広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

さらに、計画の見直しや国の動向等で、子育て施策に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報紙やホームページで周知します。

3. 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても、福祉・こども課をはじめ、関係各課で連携して横断的な施策に取り組むとともに、村民、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携をし、取り組みを広げていきます。

参考資料

1. 今帰仁村子ども・子育て会議条例

平成 28 年 3 月 18 日

今帰仁村条例第 11 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、今帰仁村子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる事項につき村長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する事その他村長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から村長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子どもの福祉、保育、養育等に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は互選により定めるものとし、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 7 条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第 4 条第 2 項各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別な調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第 8 条 子育て会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 9 条 委員長及び副委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 10 条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年今帰仁村条例第 36 号)の定めるところによる。

(部会の設置)

第 11 条 子育て会議に必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員の互選とする。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより部会の決議をもって子育て会議の決議とすることができる。

7 前2条の規定は、部会においても準用する。

(庶務)

第 12 条 子育て会議及び部会の庶務は、福祉・こども課において処理する。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、村長が行う。

(経過措置)

3 今帰仁村子ども・子育て会議設置規則(平成 26 年今帰仁村規則第 14 号)第 3 条の規定に基づき、現にその委員を委嘱されている者は、子育て会議の委員を委嘱されたものとみなす。

附 則(令和 4 年条例第 19 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 11 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 今帰仁村子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年3月30日～令和7年3月29日

	役 職 名	氏 名	備 考
1	今帰仁村副村長	比嘉 克雄	委員長
2	今帰仁診療所嘱託医 名護療育医療センター 嘱託医	泉川 良範	
3	今帰仁村立認定こども園みらい保護者	相原 実里	
4	今帰仁村学童保育施設代表	島袋 美咲	
5	今帰仁村立認定こども園みらい園長	大城 覚	
6	(社)認定こども園まほろば保育園	玉城 和歌子	
7	(社)あめそこ保育園	與那嶺 新	
8	今帰仁村母子保健推進委員	運天 亜矢子	
9	今帰仁村主任児童委員	玉城 イチ子	
10	今帰仁村教育委員	我那覇 由美子	
11	今帰仁村教育長	玉城 奎	
12	今帰仁村健康づくり推進課長	宮里 晃	副委員長
13	今帰仁村学校教育課長	桃原 秀樹	
事務局：今帰仁村福祉・こども課 嘉陽健・大城幸恵・宮里久美子・堀真一・宮城佑亮			

3. 用語解説

【アルファベット】

ALT

外国語指導助手のことで、Assistant Language Teacher の略。日本の学校の授業、特に英語の授業で補助教員（専門職補佐の教師）として勤務する外国籍者のこと。

【か行】

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（子ども・子育て支援法第7条）

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均をとった指標。

こども家庭センター

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

こども家庭庁

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔。2023年4月発足。

子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組み。国が設置する会議と地方自治体が設置する会議がある。

子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。教育・保育施設を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもの豊かな育成と安心した子育てを支援するため、地域の実情に応じて、「量の拡充」と「質の向上」の両面から行う取り組みのこと。

子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。

子ども・子育てビジョン

平成22年1月に閣議決定した、「子どもが主人公」「社会全体で子育てを支える」等を掲げた大綱。

子どもの貧困

相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている。

【さ行】

里親制度

里親とは、親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度。

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。国や地方自治体だけでなく一般企業まで次世代育成支援の取り組みが求められた。平成26年度までの10年間の時限立法だったが、令和7年までに期間が延長された。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（子ども・子育て支援法第61条）

児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されている手当。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。関連相談機関の1つである児童相談所や、被害者を居住させ保護する施設の1つとして考えられている母子生活支援施設について、規定されている。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づいて国の基本施策として、「1. (若者の) 自立への希望と力」、「2. (子育ての) 不安と障壁の除去」「3. 子育ての新たな支え合いと連帯(家族のきずなど地域のきずな)」の3つの視点から、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとした。平成16年6月閣議決定。

食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。

【た行】

地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための事業。「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つがある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された、市町村が子どもと子育てを支援するための13事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業がある。(子ども・子育て支援法第59条)

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

【な行】

ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを掲げた内閣府の計画。

日本版 DBS

性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。

【は行】

パブリックコメント

意見公募手続のこと。行政機関が、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く住民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

バリアフリー

障がいのある人が地域の中で通常に暮らせる社会づくりを目指して、障がいのある人の社会参加を困難にしている物理的、制度的、心理的な障壁(バリア)を除去しようとする考え。

ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。

ブックスタート事業

家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す事業。「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(子ども読書活動推進基本計画)に記載がある。

フードバンク

「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」や食品メーカーなどから寄贈された食品を、必要な人の元に無償で提供する活動。家庭で余った食品を集め、フードバンク等へ寄付する活動は、フードドライブという。

保育所(園)

保育を必要とする乳児(0~2歳)又は幼児(3~5歳)を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。経営主体が、都道府県、市町村の「公営保育所」とそれ以外の「私営保育所(園)」がある。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で教育・保育給付認定する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条)

【参考】認定区分

- ◆1号認定:満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ◆2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

放課後子ども総合プラン

厚生労働省と文部科学省が共同して、すべての小学校児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の計画的な整備をすすめるための計画。

放課後児童支援員

都道府県知事が行う研修を修了した、放課後児童健全育成事業の実施者。従来の放課後児童指導員は、令和2年3月31日までの間に都道府県知事が行う研修を修了する必要がある。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、全ての人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

幼稚園

学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第3期 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 今帰仁村福祉・こども課

〒905-0492

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地

TEL:0980-56-2198

